

茨城県地域防災計画
(地震災害対策計画編)
新旧対照表

令和元年 11 月

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
茨城県地域防災計画 地震災害対策計画編 目次	茨城県地域防災計画 地震災害対策計画編 目次		
第1章 総 則	第1章 総 則		
第1節 地震災害対策計画の概要…………… 1	第1節 地震災害対策計画の概要…………… 1		
第1 計画の目的…………… 1	第1 計画の目的…………… 1		
第2 計画の用語…………… 1	第2 計画の用語…………… 1		
第3 計画の構成…………… 1	第3 計画の構成…………… 1		
第4 基本方針…………… 2	第4 基本方針…………… 2		
第2節 茨城県の防災環境…………… 3	第2節 茨城県の防災環境…………… 3		
第1 自然環境の特性…………… 3	第1 自然環境の特性…………… 3		
1 地 形…………… 3	1 地 形…………… 3		
2 地 質…………… 3	2 地 質…………… 3		
第2 社会環境の特性…………… 3	第2 社会環境の特性…………… 3		
1 概 要…………… 3	1 概 要…………… 3		
2 人口の見通し…………… 4	2 人口の見通し…………… 4		
3 経済の見通し…………… 4	3 経済の見通し…………… 4		
4 広域交通ネットワークの整備…………… 5	4 広域交通ネットワークの整備…………… 5		
5 生活環境の変化…………… 6	5 生活環境の変化…………… 6		
第3節 茨城県の地震被害…………… 7	第3節 茨城県の地震被害…………… 7		
第1 地震災害の歴史…………… 7	第1 地震災害の歴史…………… 7		
第2 本県に被害をもたらす可能性のある地震…………… 13	第2 本県に被害をもたらす可能性のある地震…………… 13		
第4節 各機関の業務の大綱…………… <u>14</u>	第4節 各機関の業務の大綱…………… <u>16</u>		
第1 茨城県…………… <u>14</u>	第1 茨城県…………… <u>16</u>		
第2 市町村…………… <u>14</u>	第2 市町村…………… <u>16</u>		
第3 指定地方行政機関…………… <u>15</u>	第3 指定地方行政機関…………… <u>17</u>		
第4 自衛隊…………… <u>18</u>	第4 自衛隊…………… <u>20</u>		
第5 指定公共機関…………… <u>18</u>	第5 指定公共機関…………… <u>20</u>		
第6 指定地方公共機関…………… <u>20</u>	第6 指定地方公共機関…………… <u>22</u>		
第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者…………… <u>21</u>	第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者…………… <u>23</u>		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画		
第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備 …………… <u>22</u>	第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備 …………… <u>24</u>		
第1 対策に携わる組織の整備…………… <u>22</u>	第1 対策に携わる組織の整備…………… <u>24</u>		
1 活動体系の全体像…………… <u>23</u>	1 活動体系の全体像…………… <u>25</u>		
2 県の活動体制の整備…………… <u>26</u>	2 県の活動体制の整備…………… <u>28</u>		
3 市町村の活動体制の整備…………… <u>27</u>	3 市町村の活動体制の整備…………… <u>29</u>		
4 防災関係機関等の活動体制の整備…………… <u>27</u>	4 防災関係機関等の活動体制の整備…………… <u>29</u>		
5 第5次地震防災緊急事業五箇年計画の推進…………… <u>27</u>	5 第5次地震防災緊急事業五箇年計画の推進…………… <u>29</u>		
第2 相互応援体制の整備…………… <u>29</u>	第2 相互応援体制の整備…………… <u>31</u>		
1 応援要請・受入体制の整備…………… <u>30</u>	1 応援要請・受入体制の整備…………… <u>32</u>		
2 他都道府県災害時の応援活動のための体制整備…………… <u>32</u>	2 他都道府県災害時の応援活動のための体制整備…………… <u>34</u>		
第3 防災組織等の活動体制の整備…………… <u>34</u>	第3 防災組織等の活動体制の整備…………… <u>36</u>		
1 自主防災組織の育成・連携…………… <u>35</u>	1 自主防災組織の育成・連携…………… <u>37</u>		
2 事業所防災体制の強化…………… <u>36</u>	2 事業所防災体制の強化…………… <u>38</u>		
3 ボランティア組織の育成・連携…………… <u>37</u>	3 ボランティア組織の育成・連携…………… <u>39</u>		
4 企業防災の促進…………… <u>39</u>	4 企業防災の促進…………… <u>42</u>		
5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進…………… <u>40</u>	5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進…………… <u>43</u>		
第4 情報通信ネットワークの整備…………… <u>41</u>	第4 情報通信ネットワークの整備…………… <u>44</u>		
1 情報通信設備の整備…………… <u>42</u>	1 情報通信設備の整備…………… <u>45</u>		
2 防災情報ネットワークシステムの整備…………… <u>44</u>	2 防災情報ネットワークシステムの整備…………… <u>47</u>		
3 アマチュア無線ボランティアの確保…………… <u>44</u>	3 アマチュア無線ボランティアの確保…………… <u>47</u>		
第2節 地震に強いまちづくり …………… <u>46</u>	第2節 地震に強いまちづくり …………… <u>49</u>		
第1 防災まちづくりの推進…………… <u>46</u>	第1 防災まちづくりの推進…………… <u>49</u>		
1 防災まちづくり方針の策定…………… <u>47</u>	1 防災まちづくり方針の策定…………… <u>50</u>		
2 防災空間の確保…………… <u>48</u>	2 防災空間の確保…………… <u>51</u>		
3 防災拠点の整備…………… <u>49</u>	3 防災拠点の整備…………… <u>52</u>		
4 市街地開発の推進…………… <u>49</u>	4 市街地開発の推進…………… <u>52</u>		
5 避難施設の整備…………… <u>50</u>	5 避難施設の整備…………… <u>53</u>		
第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進…………… <u>52</u>	第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進…………… <u>55</u>		
1 建築物の耐震化の推進…………… <u>53</u>	1 建築物の耐震化の推進…………… <u>56</u>		
2 建築物の不燃化の推進…………… <u>55</u>	2 建築物の不燃化の推進…………… <u>58</u>		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
3 建築物の液状化被害予防対策の推進…………… 55	3 建築物の液状化被害予防対策の推進…………… 58		
4 防災対策拠点施設の耐震性の確保等…………… 56	4 防災対策拠点施設の耐震性の確保等…………… 59		
5 文化財保護…………… 57	5 文化財保護…………… 60		
第3 土木施設の耐震化等の推進…………… 58	第3 土木施設の耐震化等の推進…………… 61		
1 道路施設の耐震化等の推進…………… 59	1 道路施設の耐震化等の推進…………… 62		
2 鉄道施設の耐震化の推進…………… 59	2 鉄道施設の耐震化の推進…………… 62		
3 海岸、河川、砂防、農業用ため池、ダムの耐震化の推進 …………… 59	3 海岸、河川、砂防、農業用ため池、ダムの耐震化の推進 …………… 62		
4 港湾、漁港の耐震化の推進…………… 60	4 港湾、漁港の耐震化の推進…………… 63		
第4 ライフライン施設の耐震化の推進…………… 62	第4 ライフライン施設の耐震化の推進…………… 65		
1 電力施設の耐震化…………… 63	1 電力施設の耐震化…………… 66		
2 電話施設の耐震化…………… 63	2 電話施設の耐震化…………… 66		
3 都市ガス施設の耐震化…………… 64	3 都市ガス施設の耐震化…………… 67		
4 上水道施設の耐震化…………… 66	4 上水道施設の耐震化…………… 68		
5 下水道施設の耐震化…………… 66	5 下水道施設の耐震化…………… 69		
6 廃棄物処理施設…………… 67	6 廃棄物処理施設…………… 69		
第5 地盤災害防止対策の推進…………… 68	第5 地盤災害防止対策の推進…………… 71		
1 地盤災害危険度の把握…………… 69	1 地盤災害危険度の把握…………… 72		
2 土地利用の適正化の誘導…………… 69	2 土地利用の適正化の誘導…………… 72		
3 斜面崩壊防止対策の推進…………… 69	3 斜面崩壊防止対策の推進…………… 72		
4 造成地災害防止対策の推進…………… 70	4 造成地災害防止対策の推進…………… 73		
5 地盤沈下防止対策の推進…………… 70	5 地盤沈下防止対策の推進…………… 73		
6 液状化防止対策等の推進…………… 70	6 液状化防止対策等の推進…………… 73		
第6 危険物等施設の安全確保…………… 72	第6 危険物等施設の安全確保…………… 75		
1 石油類等危険物施設の予防対策…………… 73	1 石油類等危険物施設の予防対策…………… 76		
2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策…………… 74	2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策…………… 77		
3 毒劇物取扱施設の予防対策…………… 75	3 毒劇物取扱施設の予防対策…………… 78		
4 放射線使用施設の予防対策…………… 76	4 放射線使用施設の予防対策…………… 79		
第3節 被害軽減への備え…………… 77	第3節 被害軽減への備え…………… 80		
第1 緊急輸送への備え…………… 77	第1 緊急輸送への備え…………… 80		
1 緊急輸送道路の指定・整備…………… 78	1 緊急輸送道路の指定・整備…………… 81		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
2 ヘリポート，港湾・漁港の指定・整備…………… <u>79</u>	2 ヘリポート，港湾・漁港の指定・整備…………… <u>82</u>		
3 緊急輸送資機材，車両等の調達体制の整備…………… <u>79</u>	3 緊急輸送資機材，車両等の調達体制の整備…………… <u>82</u>		
第2 消火活動，救助・救急活動への備え…………… <u>81</u>	第2 消火活動，救助・救急活動への備え…………… <u>84</u>		
1 出火予防…………… <u>82</u>	1 出火予防…………… <u>85</u>		
2 消防力の強化…………… <u>82</u>	2 消防力の強化…………… <u>85</u>		
3 救助力の強化…………… <u>83</u>	3 救助力の強化…………… <u>86</u>		
4 救急力の強化…………… <u>84</u>	4 救急力の強化…………… <u>87</u>		
5 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上…………… <u>84</u>	5 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上…………… <u>87</u>		
第3 医療救護活動への備え…………… <u>86</u>	第3 医療救護活動への備え…………… <u>89</u>		
1 医療救護施設の確保…………… <u>87</u>	1 医療救護施設の確保…………… <u>90</u>		
2 後方医療施設の整備…………… <u>87</u>	2 後方医療施設の整備…………… <u>90</u>		
3 医薬品等の確保…………… <u>89</u>	3 医薬品等の確保…………… <u>93</u>		
4 医療機関間情報網の整備…………… <u>90</u>	4 医療機関間情報網の整備…………… <u>93</u>		
5 医療関係者に対する訓練等の実施…………… <u>91</u>	5 医療関係者に対する訓練等の実施…………… <u>94</u>		
6 医療関係団体との協力体制の強化…………… <u>92</u>	6 医療関係団体との協力体制の強化…………… <u>95</u>		
7 医療ボランティアの確保…………… <u>92</u>	7 医療ボランティアの確保…………… <u>95</u>		
第4 被災者支援のための備え…………… <u>93</u>	第4 被災者支援のための備え…………… <u>97</u>		
1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定…………… <u>94</u>	1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定…………… <u>98</u>		
2 食料，生活必需品等の供給体制の整備…………… <u>97</u>	2 食料，生活必需品等の供給体制の整備…………… <u>101</u>		
3 応急給水・応急復旧体制の整備…………… <u>100</u>	3 応急給水・応急復旧体制の整備…………… <u>104</u>		
4 罹災証明書の交付…………… <u>101</u>	4 罹災証明書の交付…………… <u>105</u>		
第5 要配慮者安全確保のための備え…………… <u>103</u>	第5 要配慮者安全確保のための備え…………… <u>107</u>		
1 社会福祉施設等の安全体制の確保…………… <u>104</u>	1 社会福祉施設等の安全体制の確保…………… <u>108</u>		
2 在宅要配慮者の救護体制の確保…………… <u>105</u>	2 在宅要配慮者の救護体制の確保…………… <u>109</u>		
3 外国人に対する防災対策の充実…………… <u>106</u>	3 外国人に対する防災対策の充実…………… <u>110</u>		
第6 燃料不足への備え…………… <u>109</u>	第6 燃料不足への備え…………… <u>113</u>		
1 燃料の調達，供給体制の整備…………… <u>110</u>	1 燃料の調達，供給体制の整備…………… <u>114</u>		
2 重要施設・災害応急対策車両等の指定…………… <u>110</u>	2 重要施設・災害応急対策車両等の指定…………… <u>114</u>		
3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定…………… <u>111</u>	3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定…………… <u>115</u>		
4 平常時の心構え…………… <u>111</u>	4 平常時の心構え…………… <u>115</u>		
第4節 防災教育・訓練…………… <u>112</u>	第4節 防災教育・訓練…………… <u>116</u>		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
第1 防災教育…………… 112	第1 防災教育…………… 116		
1 一般県民向けの防災教育…………… 113	1 一般県民向けの防災教育…………… 117		
2 児童生徒等に対する防災教育…………… 115	2 児童生徒等に対する防災教育…………… 119		
3 防災対策要員に対する防災教育…………… 116	3 防災対策要員に対する防災教育…………… 119		
第2 防災訓練…………… 117	第2 防災訓練…………… 121		
1 総合防災訓練…………… 118	1 総合防災訓練…………… 122		
2 県、市町村及び防災関係機関等が実施する訓練…………… 118	2 県、市町村及び防災関係機関等が実施する訓練…………… 122		
3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練…………… 119	3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練…………… 123		
第3 災害に関する調査研究及び災害教訓の伝承…………… 121	第3 災害に関する調査研究及び災害教訓の伝承…………… 125		
1 基礎的調査研究…………… 122	1 基礎的調査研究…………… 126		
2 防災アセスメントの実施…………… 123	2 防災アセスメントの実施…………… 127		
3 被害想定調査の実施…………… 123	3 被害想定調査の実施…………… 127		
4 災害対策に関する調査研究…………… 123	4 災害対策に関する調査研究…………… 127		
5 災害教訓の伝承…………… 124	5 災害教訓の伝承…………… 128		
第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画		
第1節 初動対応…………… 125	第1節 初動対応…………… 129		
第1 職員参集・動員…………… 125	第1 職員参集・動員…………… 129		
1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容…………… 126	1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容…………… 130		
2 職員の動員・参集…………… 127	2 職員の動員・参集…………… 132		
第2 災害対策本部…………… 133	第2 災害対策本部…………… 137		
1 県…………… 134	1 県…………… 138		
2 市町村、指定地方行政機関等…………… 149	2 市町村、指定地方行政機関等…………… 153		
3 国の現地対策本部との連携…………… 149	3 国の現地対策本部との連携…………… 153		
4 合同調整所の設置…………… 149	4 合同調整所の設置…………… 153		
第2節 災害情報の収集・伝達…………… 151	第2節 災害情報の収集・伝達…………… 155		
第1 通信手段の確保…………… 151	第1 通信手段の確保…………… 155		
1 専用通信設備の運用…………… 152	1 専用通信設備の運用…………… 156		
2 代替通信機能の確保…………… 152	2 代替通信機能の確保…………… 156		
3 アマチュア無線ボランティアの活用…………… 155	3 アマチュア無線ボランティアの活用…………… 159		
第2 災害情報の収集・伝達・報告…………… 157	第2 災害情報の収集・伝達・報告…………… 161		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
1 地震情報の収集・伝達…………… 159	1 地震情報の収集・伝達…………… 163		
2 被害概況の把握…………… 162	2 被害概況の把握…………… 166		
3 被害情報・措置情報の収集・伝達…………… 163	3 被害情報・措置情報の収集・伝達…………… 168		
4 国への報告…………… 169	4 国への報告…………… 174		
第3節 災害情報の広報…………… 171	第3節 災害情報の広報…………… 176		
1 広報活動…………… 172	1 広報活動…………… 178		
2 報道機関への対応…………… 174	2 報道機関への対応…………… 181		
第3節 応援・受援…………… 176	第3節 応援・受援…………… 182		
第1節 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保…………… 176	第1節 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保…………… 182		
1 自衛隊に対する災害派遣要請…………… 177	1 自衛隊に対する災害派遣要請…………… 183		
2 自衛隊の判断による災害派遣…………… 179	2 自衛隊の判断による災害派遣…………… 185		
3 自衛隊受入体制の確立…………… 180	3 自衛隊受入体制の確立…………… 186		
4 災害派遣部隊の撤収要請…………… 182	4 災害派遣部隊の撤収要請…………… 188		
5 経費の負担…………… 182	5 経費の負担…………… 188		
第2節 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行…………… 183	第2節 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行…………… 189		
1 応援要請の実施…………… 184	1 応援要請の実施…………… 190		
2 応急措置の代行…………… 187	2 応急措置の代行…………… 193		
3 応援受入体制の確保…………… 187	3 応援受入体制の確保…………… 193		
4 消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保…………… 188	4 消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保…………… 194		
第3節 他都道府県被災時の応援…………… 191	第3節 他都道府県被災時の応援…………… 197		
1 他都道府県への応援・派遣…………… 191	1 他都道府県への応援・派遣…………… 197		
第4節 被害軽減対策…………… 193	第4節 被害軽減対策…………… 199		
第1節 警備対策…………… 193	第1節 警備対策…………… 199		
1 警備体制…………… 194	1 警備体制…………… 200		
2 警備実施…………… 194	2 警備実施…………… 200		
3 警備活動に対する援助要求…………… 199	3 警備活動に対する援助要求…………… 202		
第2節 避難勧告、避難指示（緊急）、誘導…………… 198	第2節 避難勧告、避難指示（緊急）、誘導…………… 204		
1 避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始…………… 199	1 避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始…………… 205		
2 警戒区域の設定…………… 201	2 警戒区域の設定…………… 207		
3 避難の誘導…………… 201	3 避難の誘導…………… 207		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
4 広域避難（広域一時滞在）…………… 202	4 指定緊急避難場所…………… 208		
第3 緊急輸送…………… 204	5 広域避難（広域一時滞在）…………… 208		
1 緊急輸送の実施…………… 206	第3 緊急輸送…………… 210		
2 緊急輸送のための道路の確保…………… 206	1 緊急輸送の実施…………… 212		
3 輸送車両，船舶，ヘリコプターの確保…………… 208	2 緊急輸送のための道路の確保…………… 212		
4 緊急輸送状況の把握…………… 212	3 輸送車両，船舶，ヘリコプターの確保…………… 214		
5 交通規制…………… 212	4 緊急輸送状況の把握…………… 218		
第4 消火活動，救助・救急活動，水防活動，海上災害対策活 動…………… 216	5 交通規制…………… 218		
1 消火活動…………… 217	第4 消火活動，救助・救急活動，水防活動，海上災害対策活 動…………… 222		
2 救助・救急活動…………… 219	1 消火活動…………… 223		
3 水害防止活動…………… 221	2 救助・救急活動…………… 225		
4 海上災害対策活動…………… 222	3 水害防止活動…………… 227		
第5 応急医療…………… 225	4 海上災害対策活動…………… 228		
1 応急医療体制の確保…………… 226	第5 応急医療…………… 231		
2 応急医療活動…………… 228	1 応急医療体制の確保…………… 232		
3 後方支援活動…………… 229	2 応急医療活動…………… 234		
第6 危険物等災害防止対策…………… 235	3 後方支援活動…………… 236		
1 危険物等流出対策…………… 236	第6 危険物等災害防止対策…………… 241		
2 石油類等危険物施設の安全確保…………… 237	1 危険物等流出対策…………… 242		
3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保…………… 237	2 石油類等危険物施設の安全確保…………… 243		
4 毒劇物取扱施設の安全確保…………… 237	3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保…………… 243		
第7 燃料対策…………… 239	4 毒劇物取扱施設の安全確保…………… 243		
1 連絡体制の確保と情報の収集…………… 240	5 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策…………… 244		
2 重要施設への燃料の供給…………… 240	第7 燃料対策…………… 245		
3 災害応急対策車両への燃料の供給…………… 240	1 連絡体制の確保と情報の収集…………… 246		
4 燃料の確保…………… 241	2 重要施設への燃料の供給…………… 246		
5 県民への広報…………… 241	3 災害応急対策車両への燃料の供給…………… 246		
第5節 被災者生活支援…………… 242	4 燃料の確保…………… 247		
	5 県民への広報…………… 247		
	第5節 被災者生活支援…………… 248		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
第1 被災者の把握等…………… 242	第1 被災者の把握等…………… 248		
1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握…………… 243	1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握…………… 249		
2 罹災証明書の交付…………… 244	2 罹災証明書の交付…………… 251		
第2 避難生活の確保、健康管理…………… 245	第2 避難生活の確保、健康管理…………… 251		
1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営…………… 246	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営…………… 252		
2 避難所等における生活環境の整備…………… 249	2 避難所等における生活環境の整備…………… 255		
3 健康管理…………… 250	3 健康管理…………… 256		
4 精神保健、心のケア対策…………… 251	4 精神保健、心のケア対策…………… 257		
第3 ボランティア活動の支援…………… 254	第3 ボランティア活動の支援…………… 260		
1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営…………… 255	1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営…………… 261		
2 ボランティア「担当窓口」の設置・機能…………… 256	2 ボランティア「担当窓口」の設置・機能…………… 262		
第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達…………… 257	第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達…………… 264		
1 ニーズの把握…………… 258	1 ニーズの把握…………… 265		
2 相談窓口の設置…………… 258	2 相談窓口の設置…………… 265		
3 被災者への情報伝達…………… 259	3 被災者への情報伝達…………… 266		
4 安否情報の提供…………… 260	4 安否情報の提供…………… 267		
第5 生活救援物資の供給…………… 261	第5 生活救援物資の供給…………… 268		
1 食料、生活必需品等の供給…………… 262	1 食料、生活必需品等の供給…………… 269		
2 応急給水の実施…………… 265	2 応急給水の実施…………… 272		
第6 要配慮者安全確保対策…………… 268	第6 要配慮者安全確保対策…………… 275		
1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策…………… 269	1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策…………… 276		
2 在宅要配慮者に対する安全確保対策…………… 270	2 在宅要配慮者に対する安全確保対策…………… 277		
3 外国人に対する安全確保対策…………… 271	3 外国人に対する安全確保対策…………… 278		
第7 応急教育…………… 274	第7 応急教育…………… 281		
1 児童生徒等の安全確保…………… 275	1 児童生徒等の安全確保…………… 282		
2 応急教育…………… 276	2 応急教育…………… 283		
第8 帰宅困難者対策…………… 278	第8 帰宅困難者対策…………… 285		
1 各機関の取組…………… 278	1 各機関の取組…………… 285		
第9 義援物資対策…………… 281	第9 義援物資対策…………… 288		
1 義援物資の供給…………… 282	1 義援物資の供給…………… 289		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
第10 愛玩動物の保護対策……………283	第10 愛玩動物の保護対策……………290		
1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護……………284	1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護……………291		
2 避難所における動物の適正飼養に係る措置……………284	2 避難所における動物の適正飼養に係る措置……………291		
第6節 災害救助法の適用……………285	第6節 災害救助法の適用……………292		
1 被害状況の把握及び認定……………286	1 被害状況の把握及び認定……………293		
2 救助法の適用基準……………287	2 救助法の適用基準……………294		
3 救助法の適用手続……………288	3 救助法の適用手続……………295		
4 救助法による救助……………289	4 救助法による救助……………296		
5 災害対策基金等の管理……………289	5 災害対策基金等の管理……………296		
6 郵政事業に係る特別取扱い……………289	6 郵政事業に係る特別取扱い……………296		
第7節 応急復旧・事後処理……………291	第7節 応急復旧・事後処理……………298		
第1 建築物の応急復旧……………291	第1 建築物の応急復旧……………298		
1 応急危険度判定……………292	1 応急危険度判定……………299		
2 住宅の応急修理……………293	2 住宅の応急修理……………300		
3 応急仮設住宅の設置……………294	3 応急仮設住宅の設置……………301		
4 建築物の応急復旧への支援……………295	4 建築物の応急復旧への支援……………302		
第2 土木施設の応急復旧……………297	第2 土木施設の応急復旧……………304		
1 道路の応急復旧……………298	1 道路の応急復旧……………305		
2 港湾、漁港の応急復旧……………299	2 港湾、漁港の応急復旧……………306		
3 鉄道の応急復旧……………299	3 鉄道の応急復旧……………306		
4 その他土木施設の応急復旧……………307	4 その他土木施設の応急復旧……………314		
第3 ライフライン施設の応急復旧……………309	第3 ライフライン施設の応急復旧……………316		
1 電力施設の応急復旧……………310	1 電力施設の応急復旧……………317		
2 電話施設の応急復旧……………313	2 電話施設の応急復旧……………320		
3 都市ガス施設の応急復旧……………317	3 都市ガス施設の応急復旧……………323		
4 上水道施設の応急復旧……………318	4 上水道施設の応急復旧……………324		
5 下水道施設の応急復旧……………320	5 下水道施設の応急復旧……………326		
第4 災害廃棄物・防疫・障害物の除去……………322	第4 災害廃棄物・防疫・障害物の除去……………328		
1 災害廃棄物の処理……………323	1 災害廃棄物の処理……………329		
2 防疫……………325	2 防疫……………331		
3 障害物の除去……………327	3 障害物の除去……………333		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
第5 行方不明者等の搜索…………… 329 1 行方不明者等の搜索…………… 330 2 遺体の処理…………… 330 3 遺体の火葬…………… 331	第5 行方不明者等の搜索…………… 335 1 行方不明者等の搜索…………… 336 2 遺体の処理…………… 336 3 遺体の火葬…………… 337		
第4章 災害復旧・復興対策計画	第4章 災害復旧・復興対策計画		
第1節 被災者の生活の安定化…………… 333	第1節 被災者の生活の安定化…………… 339		
第1 義援金の募集及び配分…………… 333	第1 義援金の募集及び配分…………… 339		
1 義援金の募集及び受付…………… 334	1 義援金の募集及び受付…………… 340		
2 委員会の設置…………… 334	2 委員会の設置…………… 340		
3 義援金の保管…………… 334	3 義援金の保管…………… 340		
4 義援金の配分…………… 334	4 義援金の配分…………… 340		
第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付…………… 336	第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付…………… 342		
1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付…………… 337	1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付…………… 343		
2 災害見舞金の支給…………… 339	2 災害見舞金の支給…………… 345		
3 生活福祉資金の貸付…………… 339	3 生活福祉資金の貸付…………… 345		
4 母子寡婦福祉資金の貸付…………… 341	4 母子寡婦福祉資金の貸付…………… 347		
5 農林漁業復旧資金…………… 341	5 農林漁業復旧資金…………… 347		
6 中小企業復興資金…………… 343	6 中小企業復興資金…………… 349		
7 住宅復興資金…………… 343	7 住宅復興資金…………… 349		
第3 租税及び公共料金等の特例措置…………… 345	第3 租税及び公共料金等の特例措置…………… 351		
1 国税等の徴収猶予及び減免の措置…………… 345	1 国税等の徴収猶予及び減免の措置…………… 351		
2 その他公共料金の特例措置…………… 346	2 その他公共料金の特例措置…………… 352		
第4 雇用対策…………… 347	第4 雇用対策…………… 353		
1 離職者への措置…………… 348	1 離職者への措置…………… 354		
2 雇用保険の失業給付に関する特例措置…………… 348	2 雇用保険の失業給付に関する特例措置…………… 354		
3 被災事業主に関する措置…………… 348	3 被災事業主に関する措置…………… 354		
第5 住宅建設の促進…………… 350	第5 住宅建設の促進…………… 356		
1 建設計画の作成…………… 350	1 建設計画の作成…………… 356		
2 事業の実施…………… 351	2 事業の実施…………… 357		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
3 入居者の選定…………… 351	3 入居者の選定…………… 357		
第6 被災者生活再建支援法の適用…………… 352	第6 被災者生活再建支援法の適用…………… 359		
1 被害状況の把握及び被災世帯の認定…………… 353	1 被害状況の把握及び被災世帯の認定…………… 359		
2 支援法の適用基準…………… 353	2 支援法の適用基準…………… 360		
3 支援法の適用手続…………… 354	3 支援法の適用手続…………… 360		
4 支援金の支給額…………… 355	4 支援金の支給額…………… 361		
5 支援金支給申請手続…………… 355	5 支援金支給申請手続…………… 361		
6 支援金の支給…………… 356	6 支援金の支給…………… 362		
第7 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金	第7 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金		
の支給…………… 357	の支給…………… 363		
1 被害状況の把握及び被災世帯の認定…………… 358	1 被害状況の把握及び被災世帯の認定…………… 364		
2 補助事業の適用基準…………… 358	2 補助事業の適用基準…………… 364		
3 補助事業の適用手続…………… 358	3 補助事業の適用手続…………… 364		
4 支援金の支給額…………… 359	4 支援金の支給額…………… 365		
5 支援金支給申請手続…………… 359	5 支援金支給申請手続…………… 365		
6 支援金の支給…………… 360	6 支援金の支給…………… 366		
7 市町村への補助…………… 360	7 市町村への補助…………… 366		
第2節 被災施設の復旧…………… 361	第2節 被災施設の復旧…………… 367		
1 災害復旧事業計画の作成…………… 362	1 災害復旧事業計画の作成…………… 368		
2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成…………… 362	2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成…………… 368		
3 災害復旧事業の実施…………… 363	3 災害復旧事業の実施…………… 369		
4 解体、がれき処理…………… 364	4 解体、がれき処理…………… 370		
第3節 激甚災害の指定…………… 366	第3節 激甚災害の指定…………… 372		
1 災害調査…………… 366	1 災害調査…………… 372		
2 激甚災害指定の手続…………… 369	2 激甚災害指定の手続…………… 375		
第4節 復興計画の作成…………… 370	第4節 復興計画の作成…………… 376		
1 事前復興対策の実施…………… 371	1 事前復興対策の実施…………… 377		
2 復興対策本部の設置…………… 371	2 復興対策本部の設置…………… 377		
3 復興方針・計画の策定…………… 372	3 復興方針・計画の策定…………… 378		
4 復興事業の実施…………… 372	4 復興事業の実施…………… 378		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画</p> <p>第1章 総則…………… 374</p> <p>第1節 計画作成の趣旨…………… 374</p> <p>第2節 計画作成の基本方針…………… 374</p> <p>第2章 防災責任者が実施する事務又は業務の大綱…………… 376</p> <p>第3章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置…………… 383</p> <p>第1節 東海地震注意情報等の伝達…………… 383</p> <p>第2節 警戒体制への準備…………… 383</p> <p>第3節 警戒宣言，東海地震に関する情報について…………… 383</p> <p>第4章 警戒宣言発令時の対応措置…………… 386</p> <p>第1節 警戒宣言，東海地震予知情報，警戒解除宣言の伝達…………… 386</p> <p>第2節 警戒体制の確立…………… 388</p> <p>第3節 地震防災応急対策の実施…………… 397</p> <p>第4節 住民等のとるべき措置…………… 419</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 地震災害対策計画の概要</p> <p>第4 基本方針</p> <p>地震災害対策計画の基本方針は</p> <p>1. 平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ，震度7の地震や広域的な被害を発生させる地震を想定した防災対策の確立を図る。</p> <p>2. 地震による被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針として，たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し，災害の予防，発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。</p> <p>3. 「誰が」，「何をすべきか」を明示した具体的な計画とする。</p> <p>4. 県，市町村及び防災関係機関はもとより，「自らの身の安全は自</p>	<p>付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画</p> <p>第1章 総則…………… 380</p> <p>第1節 計画作成の趣旨…………… 380</p> <p>第2節 計画作成の基本方針…………… 380</p> <p>第2章 防災責任者が実施する事務又は業務の大綱…………… 382</p> <p>第3章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置…………… 389</p> <p>第1節 東海地震注意情報等の伝達…………… 389</p> <p>第2節 警戒体制への準備…………… 389</p> <p>第3節 警戒宣言，東海地震に関する情報について…………… 389</p> <p>第4章 警戒宣言発令時の対応措置…………… 392</p> <p>第1節 警戒宣言，東海地震予知情報，警戒解除宣言の伝達…………… 392</p> <p>第2節 警戒体制の確立…………… 394</p> <p>第3節 地震防災応急対策の実施…………… 403</p> <p>第4節 住民等のとるべき措置…………… 425</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 地震災害対策計画の概要</p> <p>第4 基本方針</p> <p>地震災害対策計画の基本方針は</p> <p>1. 平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓，<u>茨城県地震被害想定</u>を踏まえ，震度7の地震や広域的な被害を発生させる地震を想定した防災対策の確立を図る。</p> <p>2. 地震による被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針として，たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し，災害の予防，発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。</p> <p>3. 「誰が」，「何をすべきか」を明示した具体的な計画とする。</p> <p>4. 県，市町村及び防災関係機関はもとより，「自らの身の安全は自</p>	<p>2</p>	<p>地震被害想定の見直し</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>らが守る」との観点から、県民、事業者の役割も明示した計画とする。</p> <p>第2節 茨城県の防災環境 第2 社会環境の特性</p> <p>2 人口の見通し</p> <p>(略)</p> <p>本県の人口は、平成12(2000)年に299万人となった後、平成17(2005)年に298万人、平成22年(2010)年に297万人、平成27(2015)年292万人と、減少傾向にある。</p> <p>こうした中、東日本大震災以降の<u>6年間</u>で、本県の人口は<u>6万5千人</u>程度減少しているが、今後の見通しとして、つくばエクスプレス沿線等を中心に、一定の人口の定着が見込まれる一方で、県全体としては、少子高齢化の影響により人口の自然減少が進むことから、令和2(2020)年には、概ね<u>285万人</u>程度になるものと見込まれる。</p> <p>人口の構成については、令和17(2035)年には、年少人口の割合は<u>10%から11%</u>程度になるとともに、生産年齢人口の割合は<u>56%</u>程度にまで低下する一方、高齢者人口の割合は<u>33%から34%</u>程度にまで上昇し、そのうちの約6割を75歳以上人口が占めるものと見込まれる。</p>	<p>らが守る」との観点から、県民、事業者の役割も明示した計画とする。</p> <p>第2節 茨城県の防災環境 第2 社会環境の特性</p> <p>2 人口の見通し</p> <p>(略)</p> <p>本県の人口は、平成12(2000)年に299万人となった後、平成17(2005)年に298万人、平成22年(2010)年に297万人、平成27(2015)年292万人と、減少傾向にある。</p> <p>こうした中、東日本大震災以降の<u>7年間</u>で、本県の人口は<u>8万人</u>程度減少しているが、今後の見通しとして、つくばエクスプレス沿線等を中心に、一定の人口の定着が見込まれる一方で、県全体としては、少子高齢化の影響により人口の自然減少が進むことから、令和2(2020)年には、概ね<u>284万人</u>程度になるものと見込まれる。</p> <p>人口の構成については、令和17(2035)年には、年少人口の割合は<u>10%</u>程度になるとともに、生産年齢人口の割合は<u>54%</u>程度にまで低下する一方、高齢者人口の割合は<u>35%</u>程度にまで上昇し、そのうちの約6割を75歳以上人口が占めるものと見込まれる。</p>	4	時点修正
<p>4 広域交通ネットワークの整備</p> <p>(略)</p> <p>港湾については、茨城港(日立港区、常陸那珂港区、大洗港区)、鹿島港の2つの重要港湾が供用されているほか、空港については、茨城空港が平成22年3月に開港し、国内線では札幌間、神戸間、福岡間、那覇間、国際線では中国上海間<u>の5路線</u>が就航している。</p> <p>第3節 茨城県の地震被害 第1 地震災害の歴史</p>	<p>4 広域交通ネットワークの整備</p> <p>(略)</p> <p>港湾については、茨城港(日立港区、常陸那珂港区、大洗港区)、鹿島港の2つの重要港湾が供用されているほか、空港については、茨城空港が平成22年3月に開港し、国内線では札幌間、神戸間、福岡間、那覇間、国際線では中国上海間、<u>韓国ソウル間、台湾台北間の7路線</u>が就航している。</p> <p>第3節 茨城県の地震被害 第1 地震災害の歴史</p>	5	時点修正

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前					改定後					新計画掲載頁	備考																																																						
1 地震災害の歴史					1 地震災害の歴史					12	情報の更新																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">発震年月日</th> <th colspan="2">震央の位置</th> <th rowspan="2">マグニチュード</th> <th rowspan="2">被害摘要</th> </tr> <tr> <th>西暦</th> <th>日本歴</th> <th>北緯</th> <th>東経</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">(略)</td> </tr> <tr> <td>2011 3.11</td> <td>平成 23. 3.11</td> <td>36° 06'</td> <td>142° 52'</td> <td>9.0</td> <td>平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震。 8市で震度6強, 21市町村で震度6弱を観測。 同日15:15に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し, 鉾田市で6強, 神栖市で6弱を観測。 人的被害: 死者 <u>65名</u>, 行方不明者1名, 重症34名, 軽症 <u>678名</u> 住家被害: 全壊 <u>2,629棟</u>, 半壊 <u>24,374棟</u>, 一部損壊 <u>187,656棟</u> 床上浸水 <u>1,799棟</u>, 床下浸水 <u>779棟</u> (平成28年12月31日現在)</td> </tr> <tr> <td colspan="6"><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table>					発震年月日		震央の位置		マグニチュード			被害摘要	西暦	日本歴	北緯	東経	(略)						2011 3.11	平成 23. 3.11	36° 06'	142° 52'	9.0	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震。 8市で震度6強, 21市町村で震度6弱を観測。 同日15:15に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し, 鉾田市で6強, 神栖市で6弱を観測。 人的被害: 死者 <u>65名</u> , 行方不明者1名, 重症34名, 軽症 <u>678名</u> 住家被害: 全壊 <u>2,629棟</u> , 半壊 <u>24,374棟</u> , 一部損壊 <u>187,656棟</u> 床上浸水 <u>1,799棟</u> , 床下浸水 <u>779棟</u> (平成28年12月31日現在)	<u>(新設)</u>						<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">発震年月日</th> <th colspan="2">震央の位置</th> <th rowspan="2">マグニチュード</th> <th rowspan="2">被害摘要</th> </tr> <tr> <th>西暦</th> <th>日本歴</th> <th>北緯</th> <th>東経</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">(略)</td> </tr> <tr> <td>2011 3.11</td> <td>平成 23. 3.11</td> <td>36° 06'</td> <td>142° 52'</td> <td>9.0</td> <td>平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震。 8市で震度6強, 21市町村で震度6弱を観測。 同日15:15に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し, 鉾田市で6強, 神栖市で6弱を観測。 人的被害: 死者 <u>66名</u>, 行方不明者1名, 重症34名, 軽症 <u>680名</u> 住家被害: 全壊 <u>2,634棟</u>, 半壊 <u>24,994棟</u>, 一部損壊 <u>191,263棟</u> 床上浸水 <u>75棟</u>, 床下浸水 <u>624棟</u> (平成31年3月1日現在)</td> </tr> <tr> <td><u>2018</u> <u>.9.5</u></td> <td><u>平成</u> <u>30.9</u> <u>.5</u></td> <td><u>36°</u> <u>28'</u></td> <td><u>141°</u> <u>20'</u></td> <td><u>5.5</u></td> <td><u>日立市, 高萩市で震度4を記録。人的被害なし。高萩市で住家一部損壊1棟。</u></td> </tr> </tbody> </table>					発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害摘要	西暦	日本歴	北緯	東経	(略)						2011 3.11	平成 23. 3.11	36° 06'	142° 52'	9.0	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震。 8市で震度6強, 21市町村で震度6弱を観測。 同日15:15に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し, 鉾田市で6強, 神栖市で6弱を観測。 人的被害: 死者 <u>66名</u> , 行方不明者1名, 重症34名, 軽症 <u>680名</u> 住家被害: 全壊 <u>2,634棟</u> , 半壊 <u>24,994棟</u> , 一部損壊 <u>191,263棟</u> 床上浸水 <u>75棟</u> , 床下浸水 <u>624棟</u> (平成31年3月1日現在)	<u>2018</u> <u>.9.5</u>	<u>平成</u> <u>30.9</u> <u>.5</u>	<u>36°</u> <u>28'</u>	<u>141°</u> <u>20'</u>
発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害摘要																																																												
西暦	日本歴	北緯	東経																																																														
(略)																																																																	
2011 3.11	平成 23. 3.11	36° 06'	142° 52'	9.0	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震。 8市で震度6強, 21市町村で震度6弱を観測。 同日15:15に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し, 鉾田市で6強, 神栖市で6弱を観測。 人的被害: 死者 <u>65名</u> , 行方不明者1名, 重症34名, 軽症 <u>678名</u> 住家被害: 全壊 <u>2,629棟</u> , 半壊 <u>24,374棟</u> , 一部損壊 <u>187,656棟</u> 床上浸水 <u>1,799棟</u> , 床下浸水 <u>779棟</u> (平成28年12月31日現在)																																																												
<u>(新設)</u>																																																																	
発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害摘要																																																												
西暦	日本歴	北緯	東経																																																														
(略)																																																																	
2011 3.11	平成 23. 3.11	36° 06'	142° 52'	9.0	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震。 8市で震度6強, 21市町村で震度6弱を観測。 同日15:15に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し, 鉾田市で6強, 神栖市で6弱を観測。 人的被害: 死者 <u>66名</u> , 行方不明者1名, 重症34名, 軽症 <u>680名</u> 住家被害: 全壊 <u>2,634棟</u> , 半壊 <u>24,994棟</u> , 一部損壊 <u>191,263棟</u> 床上浸水 <u>75棟</u> , 床下浸水 <u>624棟</u> (平成31年3月1日現在)																																																												
<u>2018</u> <u>.9.5</u>	<u>平成</u> <u>30.9</u> <u>.5</u>	<u>36°</u> <u>28'</u>	<u>141°</u> <u>20'</u>	<u>5.5</u>	<u>日立市, 高萩市で震度4を記録。人的被害なし。高萩市で住家一部損壊1棟。</u>																																																												
(略)					(略)					13	地震被害想定の見直し																																																						
第2 本県に被害をもたらす可能性のある地震 1 本県に被害をもたらす可能性のある地震 <u>首都圏での直下型の地震 (マグニチュード7級) の発生については,</u>					第2 本県に被害をもたらす可能性のある地震 1 茨城県地震被害想定 <u>本県では, 平成28年度から30年度にかけて, 最新の人口分布や建物</u>																																																												

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考																																	
<p>大陸プレート、フィリピン海プレート及び太平洋プレートが互いに接し、複雑な応力集中が生じていることなどから、ある程度の切迫性を有していることが明らかにされており、茨城県に影響を及ぼす地震としては、茨城県南部地震（マグニチュード7.3）が中央防災会議により想定されている。</p> <p>茨城県沖を含む三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間地震（津波地震）については、茨城県及び福島県沖の海溝寄り部分では、複数の領域を震源域とした地震が発生する可能性があるとしており、発生した場合は、マグニチュード（Mt）8.6～9.0と地震調査研究推進本部により推定されている。</p> <p>南海トラフ地震（最大クラス、マグニチュード：9.0）が発生した場合、県南、県西の9市町で震度5強、県中等の24市町村で震度5弱、県北で震度4と想定されている。</p> <p>上記以外の地震についても、過去には、茨城県南部、茨城県沖、福島県沖で震度5を記録し被害が発生しており、発生確率については算出されていないが、太平洋プレート内部での周期の短い強震動の地震も想定されている。しかし、地震発生の切迫性を判断することは困難であり、今後の研究成果を待つ状況にある。</p>	<p>分布状況、インフラの整備状況などを反映した、本県における首都直下地震等のきめ細かな被害想定について、国の被害想定と整合を図りながら実施するとともに、東日本大震災後に本県において検討した津波浸水想定に基づく被害を想定することにより、本県の地震被害想定の見直しを約20年ぶりに実施した。</p> <p>本県及びその周辺における過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえ、県内の各地域の地震被害の分布状況を勘案して本県に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震として、下表にある7つの地震が設定された。</p> <p style="text-align: center;"><u>想定地震とその概要</u></p> <table border="1" data-bbox="981 608 1771 1382"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>地震名</th> <th>地震規模</th> <th>想定の観点</th> <th>地震動評価法</th> <th>参考モデル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>茨城県南部の地震 (茨城県南部)</td> <td>Mw7.3</td> <td>首都直下のM7クラスの茨城県南部</td> <td rowspan="6">詳細法</td> <td>内閣府(2013)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>茨城・埼玉県境の地震 (茨城・埼玉県境)</td> <td>Mw7.3</td> <td>地域に影響のある地震の被害</td> <td>内閣府(2013)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震 (F1断層)</td> <td>Mw7.1</td> <td rowspan="2">県北部の活断層による地震の被害</td> <td rowspan="2">原子力規制委員会 審査会合 資料など</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震 (棚倉破砕帯)</td> <td>Mw7.0</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>太平洋プレート内の地震(北部) (太平洋プレート(北部))</td> <td>Mw7.5</td> <td rowspan="2">プレート内で発生する地震の被害</td> <td rowspan="2">地震調査委員会長期評価部会での議論</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>太平洋プレート内の地震(南部) (太平洋プレート(南部))</td> <td>Mw7.5</td> </tr> </tbody> </table>	No	地震名	地震規模	想定の観点	地震動評価法	参考モデル	1	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	Mw7.3	首都直下のM7クラスの茨城県南部	詳細法	内閣府(2013)	2	茨城・埼玉県境の地震 (茨城・埼玉県境)	Mw7.3	地域に影響のある地震の被害	内閣府(2013)	3	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震 (F1断層)	Mw7.1	県北部の活断層による地震の被害	原子力規制委員会 審査会合 資料など	4	棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震 (棚倉破砕帯)	Mw7.0	5	太平洋プレート内の地震(北部) (太平洋プレート(北部))	Mw7.5	プレート内で発生する地震の被害	地震調査委員会長期評価部会での議論	6	太平洋プレート内の地震(南部) (太平洋プレート(南部))	Mw7.5		
No	地震名	地震規模	想定の観点	地震動評価法	参考モデル																															
1	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	Mw7.3	首都直下のM7クラスの茨城県南部	詳細法	内閣府(2013)																															
2	茨城・埼玉県境の地震 (茨城・埼玉県境)	Mw7.3	地域に影響のある地震の被害		内閣府(2013)																															
3	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震 (F1断層)	Mw7.1	県北部の活断層による地震の被害		原子力規制委員会 審査会合 資料など																															
4	棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震 (棚倉破砕帯)	Mw7.0																																		
5	太平洋プレート内の地震(北部) (太平洋プレート(北部))	Mw7.5	プレート内で発生する地震の被害		地震調査委員会長期評価部会での議論																															
6	太平洋プレート内の地震(南部) (太平洋プレート(南部))	Mw7.5																																		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考						
<p><u>(新設)</u></p>	<table border="1" data-bbox="981 209 1771 331"> <tr> <td data-bbox="981 209 1016 331">7</td> <td data-bbox="1016 209 1339 331">茨城県沖から房総半島沖 にかけての地震 (茨城県沖～房総半島沖)</td> <td data-bbox="1339 209 1413 331">Mw8.4</td> <td data-bbox="1413 209 1583 331">津波による被害</td> <td data-bbox="1583 209 1677 331">簡便法</td> <td data-bbox="1677 209 1771 331">茨城県 (2012)</td> </tr> </table> <p data-bbox="954 379 1798 528"><u>なお、想定地震の震源位置、規模等はいくまでも想定であって、想定どおりの地震が発生するとは限らない。想定した地震以外にも、甚大な被害となる地震が県内又はその周辺で発生する可能性があるという認識をもつことが重要である。</u></p> <p data-bbox="954 576 1413 608"><u>2 南海トラフ地震及び首都直下地震</u></p> <p data-bbox="981 619 1227 651"><u>(1) 南海トラフ地震</u></p> <p data-bbox="1010 660 1413 692"><u>1) 南海トラフ地震対策推進地域</u></p> <p data-bbox="1037 699 1798 810"><u>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、次の市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。</u></p> <p data-bbox="1064 820 1783 890"><u>水戸市、日立市、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市、銚田市、東茨城郡大洗町、那珂郡東海村（6市1町1村）</u></p> <p data-bbox="1010 900 1464 932"><u>2) 南海トラフ地震防災対策推進計画</u></p> <p data-bbox="1037 938 1798 1171"><u>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」は、その定められるべき基本事項が、本地域防災計画地震災害対策計画編及び同津波災害対策計画編に含まれるため、本地域防災計画地震災害対策計画編及び同津波災害対策計画編は、南海トラフ地震防災対策推進計画を兼ねるものとする。</u></p> <p data-bbox="981 1181 1200 1212"><u>(2) 首都直下地震</u></p> <p data-bbox="1010 1222 1391 1254"><u>1) 首都直下地震緊急対策区域</u></p> <p data-bbox="1037 1260 1798 1331"><u>首都直下地震対策特別措置法第3条に基づき、次の市町村が「首都直下地震緊急対策区域」に指定されている。</u></p> <p data-bbox="1064 1340 1798 1449"><u>水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、</u></p>	7	茨城県沖から房総半島沖 にかけての地震 (茨城県沖～房総半島沖)	Mw8.4	津波による被害	簡便法	茨城県 (2012)	14	南海トラフ地震に係る防災対策の推進に係る特別措置法及び首都直下地震対策特別措置法に係る位置付け等の明記
7	茨城県沖から房総半島沖 にかけての地震 (茨城県沖～房総半島沖)	Mw8.4	津波による被害	簡便法	茨城県 (2012)				

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>2 資料, 関連項目</p> <p>(1) 資料 資料3-2「茨城県南関東直下型地震被害想定調査の概要」 (略)</p> <p>第4節 各機関の業務の大綱 第3 指定地方行政機関 関東総合通信局 2 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること 東京管区气象台（水戸地方气象台） 3 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)についての周知・広報に関すること。 独立行政法人水資源機構（利根川下流総合管理所，霞ヶ浦用水管理所） 1 ダム，河口堰，湖沼水位調節施設，多目的用水路，専用用水路そ</p>	<p>坂東市，稲敷市，かすみがうら市，桜川市，神栖市，行方市，鉾田市，つくばみらい市，小美玉市，東茨城郡茨城町，同郡大洗町，那珂郡東海村，稲敷郡美浦村，同郡阿見町，同郡河内町，結城郡八千代町，猿島郡五霞町，同郡境町，北相馬郡利根町 (29市8町2村)</p> <p>2) 地方緊急対策実施計画 首都直下地震対策特別措置法第21条の規定に基づく「地方緊急対策実施計画」は，その定められるべき基本事項が，本地域防災計画地震災害対策計画編及び同津波災害対策計画編に含まれるため，本地域防災計画地震災害対策計画編及び同津波災害対策計画編は，地方緊急対策実施計画を兼ねるものとする。 なお，地方緊急対策実施計画の目標及び期間については，本地域防災計画地震災害対策計画編及び同津波災害対策計画編のほか，茨城県国土強靱化計画に記載のとおりとする。</p> <p>3 資料, 関連項目</p> <p>(1) 資料 資料3-2「茨城県地震被害想定調査の概要（平成30年12月）」 (略)</p> <p>第4節 各機関の業務の大綱 第3 指定地方行政機関 関東総合通信局 2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること 東京管区气象台（水戸地方气象台） 3 気象庁が発表する緊急地震速報についての周知・広報に関すること。 独立行政法人水資源機構（利根川下流総合管理所，霞ヶ浦用水管理所） 1 ダム，河口堰，湖沼水位調節施設，多目的用水路，専用用水路</p>	<p>14</p> <p>17</p> <p>19</p> <p>21</p>	<p>地震被害想定の見直し</p> <p>表記の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>表記の修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>の他水資源の開発又は利用のための施設の新築又は改築に関すること。</p> <p>第5 指定公共機関 <u>日本通運株式会社（水戸支店）</u>、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社 <u>KDDI株式会社（水戸支店）</u></p> <p>第6 指定地方公共機関 茨城県土地改良事業団体連合会 各土地改良区の農地・農業用施設の復旧に関する<u>指導</u>及び復旧計画書作成に関すること。 運輸機関（茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、鹿島臨海鉄道株式会社、一般社団法人茨城県トラック協会、首都圏新都市鉄道株式会社、<u>日立電鉄交通サービス株式会社</u>、ジェイアールバス関東株式会社、一般社団法人茨城県バス協会）</p> <p>第2章 災害予防対策 第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備 第1 対策に携わる組織の整備 ■対策 1 活動体系の全体像 (1) 県の防災体制整備 2) 関連する県の防災組織 ② 県水防本部 県水防本部組織図中：<u>公園街路課長</u> 県水防本部組織図中：<u>企画員</u> 県水防本部組織図中：<u>ダム係（河川課員）</u></p> <p>第2 相互応援体制の整備 ■基本事項 2 留意点 <u>（新設）</u></p>	<p>その他<u>の</u>水資源の開発又は利用のための施設の新築又は改築に関すること。</p> <p>第5 指定公共機関 <u>日本通運株式会社</u>、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社 <u>KDDI株式会社</u></p> <p>第6 指定地方公共機関 茨城県土地改良事業団体連合会 各土地改良区の農地・農業用施設の復旧に関する<u>支援</u>及び復旧計画書作成に関すること。 運輸機関（茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、鹿島臨海鉄道株式会社、一般社団法人茨城県トラック協会、首都圏新都市鉄道株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、一般社団法人茨城県バス協会）</p> <p>第2章 災害予防対策 第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備 第1 対策に携わる組織の整備 ■対策 1 活動体系の全体像 (1) 県の防災体制整備 2) 関連する県の防災組織 ② 県水防本部 県水防本部組織図中：<u>（削除）</u> 県水防本部組織図中：<u>監理課総務担当係長</u> 県水防本部組織図中：<u>（削除）</u></p> <p>第2 相互応援体制の整備 ■基本事項 2 留意点 <u>（3）実効性の確保</u></p>	<p>21</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>22</p> <p>27</p> <p>31</p>	<p>表記の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>茨城交通へ合併吸収に伴う指定解除</p> <p>組織改編に伴う修正</p> <p>防災基本計画（H30）</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考																																				
<p>第3 防災組織等の活動体制の整備</p> <p>■対策</p> <p>3 防災ボランティア組織の育成・連携</p> <p>(1) 防災ボランティアの定義</p> <p>【県（県民生活環境部，防災・危機管理部，保健福祉部），関係団体】</p> <p>防災ボランティアは，一般ボランティアと専門ボランティア（医療・防疫，語学，アマチュア無線）<u>とに区分し</u>，次の表に示す関係団体等がそれぞれ受入れ，紹介等に係る調整を行う。</p> <p><u>また，災害発生時を想定した一般ボランティアと専門ボランティアとの連携のあり方を協議する連絡会を設置し，防災ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努めるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="94 767 922 1477"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動内容</th> <th>養成・登録の有無</th> <th>担当窓口</th> <th>受入れ窓口</th> <th>関連項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>炊き出し，食事の配布，水汲み，清掃，救援物資の仕分け・配布，情報の収集・提供，介助，手話等，</td> <td>養成有り 登録有り</td> <td>県（保健福祉部） 市町村</td> <td>県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療・防疫</td> <td>医療活動（医師，看護師，臨床検査技師，診療放射線技師，理学療法士，作業療法士），調剤業務，医薬品の仕分け・管理，消毒等の防疫指導（薬剤師），健康管理・栄養指導（保健師，助産師，栄養士） 歯科診療（歯科医師，歯科衛生士，歯科技工士），メンタルケア（精神保健福</td> <td>養成無し 登録無し</td> <td>県（保健福祉部）</td> <td>県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会 県助産師会 県臨床検査技師会 県診療放射線技師会 県理学療法士会 県作業療法士会 県栄養士会 県歯科技工士会 県精神保健福祉士会 県臨床心理士会</td> <td>P85 参照</td> </tr> </tbody> </table>	区分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口	関連項目	一般	炊き出し，食事の配布，水汲み，清掃，救援物資の仕分け・配布，情報の収集・提供，介助，手話等，	養成有り 登録有り	県（保健福祉部） 市町村	県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会		医療・防疫	医療活動（医師，看護師，臨床検査技師，診療放射線技師，理学療法士，作業療法士），調剤業務，医薬品の仕分け・管理，消毒等の防疫指導（薬剤師），健康管理・栄養指導（保健師，助産師，栄養士） 歯科診療（歯科医師，歯科衛生士，歯科技工士），メンタルケア（精神保健福	養成無し 登録無し	県（保健福祉部）	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会 県助産師会 県臨床検査技師会 県診療放射線技師会 県理学療法士会 県作業療法士会 県栄養士会 県歯科技工士会 県精神保健福祉士会 県臨床心理士会	P85 参照	<p><u>相互応援体制や連携体制の確保に当たっては，実効性の確保が必要である。</u></p> <p>第3 防災組織等の活動体制の整備</p> <p>■対策</p> <p>3 防災ボランティア組織の育成・連携</p> <p>(1) 防災ボランティアの定義</p> <p>【県（県民生活環境部，防災・危機管理部，保健福祉部），関係団体】</p> <p>防災ボランティアは，<u>個人の立場で活動するボランティアとNPO等の組織化されたボランティアの両者の意味を持つ。このうち，一般ボランティアと専門ボランティア（医療・防疫，語学，アマチュア無線）については</u>，次の表に示す関係団体等がそれぞれ受入れ，紹介等に係る調整を行う。</p> <table border="1" data-bbox="963 767 1792 1477"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動内容</th> <th>養成・登録の有無</th> <th>担当窓口</th> <th>受入れ窓口</th> <th>関連項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>炊き出し，食事の配布，水汲み，清掃，救援物資の仕分け・配布，情報の収集・提供，介助，手話等，</td> <td>養成有り 登録有り</td> <td>県（保健福祉部） 市町村</td> <td>県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療・防疫</td> <td>医療活動（医師，看護師，臨床検査技師，診療放射線技師，理学療法士，作業療法士），調剤業務，医薬品の仕分け・管理，消毒等の防疫指導（薬剤師），健康管理・栄養指導（保健師，助産師，栄養士） 歯科診療（歯科医師，歯科衛生士，歯科技工士），メンタルケア（精神保健福</td> <td>養成無し 登録無し</td> <td>県（保健福祉部）</td> <td>県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会 県助産師会 県臨床検査技師会 県診療放射線技師会 県理学療法士会 県作業療法士会 県栄養士会 県歯科技工士会 県精神保健福祉士会 県臨床心理士会</td> <td>第2章 第3節 第3 対策7 参照</td> </tr> </tbody> </table>	区分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口	関連項目	一般	炊き出し，食事の配布，水汲み，清掃，救援物資の仕分け・配布，情報の収集・提供，介助，手話等，	養成有り 登録有り	県（保健福祉部） 市町村	県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会		医療・防疫	医療活動（医師，看護師，臨床検査技師，診療放射線技師，理学療法士，作業療法士），調剤業務，医薬品の仕分け・管理，消毒等の防疫指導（薬剤師），健康管理・栄養指導（保健師，助産師，栄養士） 歯科診療（歯科医師，歯科衛生士，歯科技工士），メンタルケア（精神保健福	養成無し 登録無し	県（保健福祉部）	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会 県助産師会 県臨床検査技師会 県診療放射線技師会 県理学療法士会 県作業療法士会 県栄養士会 県歯科技工士会 県精神保健福祉士会 県臨床心理士会	第2章 第3節 第3 対策7 参照	<p>39</p> <p>39</p>	<p>の修正</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
区分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口	関連項目																																		
一般	炊き出し，食事の配布，水汲み，清掃，救援物資の仕分け・配布，情報の収集・提供，介助，手話等，	養成有り 登録有り	県（保健福祉部） 市町村	県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会																																			
医療・防疫	医療活動（医師，看護師，臨床検査技師，診療放射線技師，理学療法士，作業療法士），調剤業務，医薬品の仕分け・管理，消毒等の防疫指導（薬剤師），健康管理・栄養指導（保健師，助産師，栄養士） 歯科診療（歯科医師，歯科衛生士，歯科技工士），メンタルケア（精神保健福	養成無し 登録無し	県（保健福祉部）	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会 県助産師会 県臨床検査技師会 県診療放射線技師会 県理学療法士会 県作業療法士会 県栄養士会 県歯科技工士会 県精神保健福祉士会 県臨床心理士会	P85 参照																																		
区分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口	関連項目																																		
一般	炊き出し，食事の配布，水汲み，清掃，救援物資の仕分け・配布，情報の収集・提供，介助，手話等，	養成有り 登録有り	県（保健福祉部） 市町村	県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会																																			
医療・防疫	医療活動（医師，看護師，臨床検査技師，診療放射線技師，理学療法士，作業療法士），調剤業務，医薬品の仕分け・管理，消毒等の防疫指導（薬剤師），健康管理・栄養指導（保健師，助産師，栄養士） 歯科診療（歯科医師，歯科衛生士，歯科技工士），メンタルケア（精神保健福	養成無し 登録無し	県（保健福祉部）	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会 県助産師会 県臨床検査技師会 県診療放射線技師会 県理学療法士会 県作業療法士会 県栄養士会 県歯科技工士会 県精神保健福祉士会 県臨床心理士会	第2章 第3節 第3 対策7 参照																																		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前						改定後						新計画掲載頁	備考	
	社士、臨床心理士）、 医業類似行為業務の 提供（あん摩マッサー ジ指圧師、はり師、き ゆう師）			県鍼灸師会 県鍼灸マッサージ師会			社士、臨床心理士）、 医業類似行為業務の 提供（あん摩マッサー ジ指圧師、はり師、き ゆう師）			県鍼灸師会 県鍼灸マッサージ師会				
語学	外国語通訳・翻訳	養成有 り 登録有 り	県（県民生 活環境部）	県国際交流協会	P98 参照	語学	外国語通訳・翻訳	養成有 り 登録有 り	県（県民生 活環境部）	県国際交流協会	第2章 第3節 第5 対策3 参照	39	表記の整理	
アマチ ュア無 線	非常通信	養成無 し 登録無 し	県（防災・ 危機管理 部）	県（防災・危機管理部）	P40 参照	アマチ ュア無 線	非常通信	養成無 し 登録無 し	県（防災・ 危機管理 部）	県（防災・危機管理部）	第2章 第1節 第4 対策3 参照			
<p>なお、一般ボランティアについての取り扱いについては、<u>次</u>のとおりとする。</p> <p>(5) <u>一般ボランティア団体のネットワーク</u> 【県（県民生活環境部、防災・危機管理部、保健福祉部）、県社会福祉協議会】 県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、企業、大学等とのネットワーク化を進めるとともに、全国災害ボランティア支援団体ネットワークとの交流等により、災害時における協力体制を整備する。</p>						<p>なお、一般ボランティアについての取り扱いについては、<u>(2)から(4)</u>のとおりとする。</p> <p>(5) <u>防災ボランティア団体との連携</u> 【県（県民生活環境部、防災・危機管理部、保健福祉部）、<u>市町村</u>、<u>県社会福祉協議会</u>、<u>市町村社会福祉協議会</u>】 県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、<u>NPO</u>、企業、大学等とのネットワーク化を進めるとともに、全国災害ボランティア支援団体ネットワークとの交流等により、災害時における協力体制を整備する。</p> <p><u>また、県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。さらに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情</u></p>								
												41	表記の整理	
												41	防災基本計画（H30）の修正	
												41	防災基本計画（R1）の修正	

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>(6) <u>一般</u>ボランティアの活動環境の整備</p> <p>【県（保健福祉部，教育庁），市町村，県社会福祉協議会，市町村社会福祉協議会】</p> <p>1) ボランティア活動の普及・啓発</p> <p>災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため，県民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに，学校教育においてもボランティア活動の普及に努めるものとする。</p> <p>2) <u>一般</u>ボランティアの活動拠点等の整備 (略)</p>	<p><u>報共有会議の整備・強化を，研修や訓練を通じて推進するものとする。なお，社会福祉協議会，NPO等関係機関との間で，被災家屋からの災害廃棄物，がれき，土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。</u></p> <p>(6) <u>防災</u>ボランティアの活動環境の整備</p> <p>【県（<u>県民生活環境部</u>，保健福祉部，教育庁），市町村，県社会福祉協議会，市町村社会福祉協議会】</p> <p>1) ボランティア活動の普及・啓発</p> <p>災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため，県民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに，学校教育においてもボランティア活動の普及に努めるものとする。</p> <p><u>また，地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで，防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</u></p> <p>2) <u>防災</u>ボランティアの活動拠点等の整備 (略)。</p>	41	防災基本計画(R1)の修正
<p>4 企業防災の促進 <u>(新規)</u></p> <p>【<u>県（防災・危機管理部，産業戦略部，土木部）</u>，市町村，企業】</p> <p>企業は，災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献，地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の耐震化・耐浪化や取引先とのサプライチェーンの確保等<u>災害による事業活動への影響に対する効果的な対応のための備えに関する</u>事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努める。特に，食料，飲料水，生活必需品を提供する事業者や医療機関など，災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は，国及</p>	<p>4 企業防災の促進 <u>(1) 事業継続計画の策定及び事業継続マネジメントの構築</u></p> <p>【<u>県（各部局）</u>，市町村，企業，<u>商工会，商工会議所</u>】</p> <p>企業は，災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献，地域との共生）を十分に認識し，<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに，リスクに応じた，リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の耐震化・耐浪化，<u>損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等の</u></u></p>	42	防災基本計画(H30・R1)の修正

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。</p> <p>このため、<u>国、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進に努める。</u></p> <p><u>なお、</u>県及び市町村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等へ積極的に参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団等と積極的な連携を図るとともに、防災に関するアドバイスをを行う。</p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>また、</u>企業等においては、地震発生時に施設の利用者等の安全確保</p>	<p><u>重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。</u>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。</p> <p>このため、<u>県、市町村及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、県及び市町村は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。</u></p> <p><u>また、</u>県、市町村、商工会及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</p> <p><u>さらに、</u>県及び市町村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等へ積極的に参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団等と積極的な連携を図るとともに、防災に関するアドバイスをを行う。</p> <p><u>（2）情報連絡体制の整備</u></p> <p>【県（産業戦略部）、市町村、商工会、商工会議所】</p> <p><u>県、市町村は、あらかじめ商工会及び商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>（3）施設利用者の安全確保・帰宅困難者対策</u></p> <p>【企業】</p> <p>企業等においては、地震発生時に施設の利用者等の安全確保や機</p>		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。</p> <p><u>さらに</u>、災害発生時に従業員等を一定期間事業所内等に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努めるものとする。</p> <p>第4 情報通信ネットワークの整備</p> <p>■基本事項</p> <p>2 留意点</p> <p>(1) <u>多様なネットワークの構築</u></p> <p>災害時の通信の基本は防災行政無線等の無線通信であるが、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うためには、様々なレベルの情報通信ネットワークが必要である。</p> <p><u>例えば、携帯電話（衛星携帯電話、災害時優先電話を含む）、アマチュア無線、インターネットメール、エリアメール、インターネット等マルチメディアの活用など、それぞれの利点欠点を考慮して使用していくとともに、継続的に平常時から管理・点検しておく必要がある。</u></p> <p>(2) マルチメディア化</p> <p><u>近年の情報通信技術の急速な発展により、音声の他、文字、映像等多様なメディアでの通信が可能となってきた。これらの技術を取り入れ、より容易な状況把握が可能となるよう整備に努める。</u></p> <p>(3) 業務継続性の強化</p> <p>(略)</p> <p>(4) 最新の情報通信関連技術の導入</p> <p>(略)</p> <p>■対策</p> <p>1 情報通信設備の整備</p> <p>(1) 県の情報通信設備</p> <p>4) <u>非常・緊急通話用電話</u></p>	<p>械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。</p> <p><u>また</u>、災害発生時に従業員等を一定期間事業所内等に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努めるものとする。</p> <p>第4 情報通信ネットワークの整備</p> <p>■基本事項</p> <p>2 留意点</p> <p>(1) <u>多様なネットワークの構築</u></p> <p>災害時の通信の基本は防災行政無線等の無線通信であるが、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うためには、様々なレベルの情報通信ネットワークが必要である。</p> <p><u>このため、県及び市町村は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラートの活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。また、Lアラートで発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 業務継続性の強化</p> <p>(略)</p> <p>(3) 最新の情報通信関連技術の導入</p> <p>(略)</p> <p>■対策</p> <p>1 情報通信設備の整備</p> <p>(1) 県の情報通信設備</p> <p>4) <u>災害時の優先通信</u></p>	<p>44</p> <p>45</p>	<p>防災基本計画(R1)の修正</p> <p>表記の修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>(2) 市町村の情報通信設備 3) <u>非常・緊急通話用電話</u></p> <p>(3) 防災関係機関の情報通信設備 【防災関係機関】 各防災関係機関が整備している専用通信設備としては次のものがある。 1)～4) (略) 5) <u>東京電力(株)茨城支店</u> 東京電力通信設備 6), 7) (略) これらの通信系統図については資料 6-2「防災関係機関専用通信設備の通信<u>系統図</u>」参照のこと。</p> <p>(5) サーバの負荷分散 【県・市町村】 災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング(代替)サーバの確保など、サーバの負荷を分散する手段について<u>インターネットサービスプロバイダ</u>等と調整を図っておくものとする。</p>	<p>(2) 市町村の情報通信設備 3) <u>災害時の優先通信</u></p> <p>(3) 防災関係機関の情報通信設備 【防災関係機関】 各防災関係機関が整備している専用通信設備としては次のものがある。 1)～4) (略) 5) <u>東京電力パワーグリッド(株)茨城総支社</u> 東京電力通信設備 6), 7) (略) これらの通信系統図については資料 6-2「防災関係機関専用通信設備の通信<u>連絡体制</u>」参照のこと。</p> <p>(5) サーバの負荷分散 【県・市町村】 災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング(代替)サーバの確保など、サーバの負荷を分散する手段について<u>情報通信事業者</u>等と調整を図っておくものとする。</p>	<p>46</p> <p>46</p> <p>46</p>	<p>表記の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>表記の修正</p>
<p>2 防災情報ネットワークシステムの整備 【県（防災・危機管理部）】 (1) 防災情報ネットワークシステムの概要 県の防災情報ネットワークシステムは、気象情報、被害情報、映像情報等の多様な情報を一元的に収集管理し、県災害対策本部や市町村災害対策本部、消防本部、救急医療機関、防災関係機関において、当該情報を共有することができるシステムである。 市町村災害対策本部や消防本部等は、被害情報を入力することができ、県災害対策本部等全ての構成機関はそれらの情報を閲覧する</p>	<p>2 防災情報ネットワークシステムの整備 【県（防災・危機管理部）】 (1) 防災情報ネットワークシステムの概要 県の防災情報ネットワークシステムは、気象情報、被害情報、映像情報等の多様な情報を一元的に収集管理し、県災害対策本部や市町村災害対策本部、消防本部、救急医療機関、防災関係機関において、当該情報を共有することができるシステムである。 市町村災害対策本部や消防本部等は、被害情報を入力することができ、県災害対策本部等全ての構成機関はそれらの情報を閲覧する</p>		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>ことができる。</p> <p>このシステムにより、気象情報を迅速・的確に市町村、消防本部など関係機関に伝達できるとともに、多様な情報を関係機関で共有できるようになり、より迅速・的確で円滑な防災対策を講じることができる。</p> <p>(2) 防災情報ネットワークシステムの機能</p> <p>防災情報ネットワークシステムの主な機能は次のとおりである。</p> <p>1) 気象情報（予・警報，地震情報等）の迅速な伝達</p> <p>第2節 地震に強いまちづくり</p> <p>第1 防災まちづくりの推進</p> <p>■対策</p> <p>6 資料，関連項目</p> <p>(1) 資料</p> <p>資料 <u>7-1</u> 「市町村における指定緊急避難場所・指定避難所の指定状況一覧」</p> <p>第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進</p> <p>■対策</p> <p>1 建築物の耐震化の推進</p> <p>【県（土木部），市町村】</p> <p>(2) 応急危険度判定体制の充実</p> <p>1) 判定士の養成</p> <p><u>余震等</u>による<u>2次災害</u>を防止するため、応急危険度判定を行う判定士を2,400人確保することを目標として計画的に養成する。</p> <p>第3 土木施設の耐震化等の推進</p> <p>■対策</p>	<p>ことができる。</p> <p>このシステムにより、気象情報を迅速・的確に市町村、消防本部など関係機関に伝達できるとともに、多様な情報を関係機関で共有できるようになり、より迅速・的確で円滑な防災対策を講じることができる。</p> <p><u>また、アラート等と連携し、多様な手段を通じて県民に対して気象情報等を広く伝達することができる。</u></p> <p>(2) 防災情報ネットワークシステムの機能</p> <p>防災情報ネットワークシステムの主な機能は次のとおりである。</p> <p>1) 気象情報等（予・警報，地震情報，<u>避難情報，避難所開設情報</u>等）の迅速な伝達</p> <p>第2節 地震に強いまちづくり</p> <p>第1 防災まちづくりの推進</p> <p>■対策</p> <p>6 資料，関連項目</p> <p>(1) 資料</p> <p>資料 <u>7-3</u> 「市町村における指定緊急避難場所・指定避難所の指定状況一覧」</p> <p>第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進</p> <p>■対策</p> <p>1 建築物の耐震化の推進</p> <p>【県（土木部），市町村】</p> <p>(2) 応急危険度判定体制の充実</p> <p>1) 判定士の養成</p> <p><u>地震等</u>による<u>二次災害</u>を防止するため、応急危険度判定を行う判定士を2,400人確保することを目標として計画的に養成する。</p> <p>第3 土木施設の耐震化等の推進</p> <p>■対策</p>	<p>47</p> <p>54</p> <p>57</p>	<p>防災情報ネットワークシステムの改修(H30)に伴う修正</p> <p>資料編の番号修正</p> <p>防災基本計画(H30)の修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>3 海岸，河川，砂防，農業用ため池，ダムの耐震化の推進</p> <p>(1) 海岸，河川，砂防の耐震化の推進 【県（土木部），関東地方整備局】 河川，砂防及び海岸管理関連施設の確保すべき耐震性の点検やその耐震性向上の検討を行い適切な対応策を実施する。 特に浸水等による<u>二次災害</u>発生が想定される地域における水門，樋管等の河川構造物の改築改良を優先的に行う。 (略)</p> <p>(2) 農業用ため池，ダムの耐震化の推進 【県（農林水産部，土木部），市町村】</p> <p>1) 農業用ため池 市町村は，受益者の協力のもとにため池に係る諸元等の整理を行い，地震時に<u>緊急点検を要するため池及び防災重点ため池を位置付け</u>，耐震事業化を進める。県は，国庫補助制度を最大限に活用し計画的に実施できるよう支援を行う。</p> <p>第4 ライフライン施設の耐震化の推進 ■対策 2 電話施設の耐震化 【東日本電信電話株式会社（茨城支店），<u>株式会社NTTドコモ（茨城支店）</u>】</p> <p><u>(1) 電気通信設備等の高信頼化</u> 災害の発生を未然に防止するため，次のとおり電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施している。</p> <p><u>1) 地震等に備えて，主要な電気通信設備等について耐震対策及び耐火構造化を行う。</u></p> <p><u>① 豪雨，洪水，高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について，耐水構造化を行うこと。</u></p>	<p>3 海岸，河川，砂防，農業用ため池，ダムの耐震化の推進</p> <p>(1) 海岸，河川，砂防の耐震化の推進 【県（土木部），関東地方整備局】 河川，砂防及び海岸管理関連施設の確保すべき耐震性の点検やその耐震性向上の検討を行い適切な対応策を実施する。 特に浸水等による<u>二次災害</u>発生が想定される地域における水門，樋管等の河川構造物の改築改良を優先的に行う。 (略)</p> <p>(2) 農業用ため池，ダムの耐震化の推進 【県（農林水産部，土木部），市町村】</p> <p>1) 農業用ため池 市町村は，受益者の協力のもとに<u>農業用</u>ため池に係る諸元等の整理を行い，地震に<u>よる破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し，人的被害を与えるおそれのある農業用ため池を防災重点ため池として位置付け</u>，<u>必要に応じ耐震対策を進める</u>。 <u>また</u>，県は，国庫補助制度を最大限に活用し，<u>計画的に耐震対策が実施できるよう市町村に対して支援を行う</u>。</p> <p>第4 ライフライン施設の耐震化の推進 ■対策 2 電話施設の耐震化 【東日本電信電話株式会社（茨城支店）】 <u>災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するため，次に掲げる事項を基本方針として，電気通信設備等の防災に関する計画を策定し実施する。</u></p> <p><u>(1) 電気通信設備等の耐災性向上対策</u> <u>耐水，耐浪，耐風，耐雪，耐震，耐火構造化の推進等</u></p> <p><u>(2) 電気通信システムの信頼性向上対策</u></p> <p><u>1) 主要伝送路の多ルート化・ループ化（ループ分割等によるサービス影響の極小化等）</u></p> <p><u>2) 主要中継交換機の分散設置</u></p> <p><u>3) 通信ケーブル地中化の推進</u></p>	62	防災基本計画（H30）の修正
		63	防災基本計画（R1）の修正
		66	事業者の災害対策規程の変更

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p><u>② 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行うこと。</u></p> <p><u>③ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行うこと。</u></p> <p>(2) 電気通信システムの高信頼化 <u>災害が発生した場合において、通信を確保するため、次により通信網の整備を行っている。</u></p> <p><u>1) 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。</u></p> <p><u>2) 主要な中継交換機を分散設置とする。</u></p> <p><u>3) 大都市等において、とう道（共同溝を含む。）網を構築する。</u></p> <p><u>4) 通信ケーブルの地中化を推進する。</u></p> <p><u>5) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。</u></p> <p><u>6) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。</u></p> <p>(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化 <u>電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について災害時における滅失或いは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を行う。</u></p> <p>(4) 災害時措置計画 <u>災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画表を作成し現行化を行う。</u></p> <p>第5 地盤災害防止対策の推進 ■対策 3 斜面崩壊防止対策の推進 【県（農林水産部、土木部）、市町村】 地震による土砂災害から、県民の生命財産を守り、安全で快適な生活環境を確保するため、区域指定を行い、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防事業、治山事業を推進する。 （略）</p>	<p><u>4) 大都市におけるとう道（共同溝を含む）網の構築</u></p> <p><u>5) 電気通信設備に対する予備電源の確保</u></p> <p><u>6) 重要加入者の高信頼化（協議による2ルート化の推進等）</u></p> <p><u>7) 社内システムの高信頼化等</u></p> <p>(3) 重要通信の確保に向けた通信手段の確保対策</p> <p><u>1) 重要通信に関するデータベースの整備（回線リスト等）</u></p> <p><u>2) 災害等時のトラヒックコントロール</u></p> <p><u>3) そ通状況の常時管理による通信リソースの効率的運用等</u></p> <p>第5 地盤災害防止対策の推進 ■対策 3 斜面崩壊防止対策の推進 【県（農林水産部、土木部）、市町村】 地震による土砂災害から、県民の生命及び身体を保護し、安全で快適な生活環境を確保するため、区域指定を行い、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防事業、治山事業を推進する。 （略）</p>	<p>72</p>	<p>表記の修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>6 液状化防止対策等の推進</p> <p>【県（各部署）、市町村】</p> <p>液状化による被害を軽減するため、県、市町村及び公共・公益施設の管理者は、埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めるとともに、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努める。</p> <p>また、県、市町村及び土地改良区は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図るものとする。</p> <p>第3節 被害軽減への備え</p> <p>第2 消火活動、救助・救急活動への備え</p> <p>■基本事項</p> <p>2 留意点</p> <p>(4) ヘリコプターの有効活用の検討</p> <p>地震後の消防活動需要に適切に対応するため、ヘリコプター等を利用した消防活動の有効性について検討しておく必要がある。</p> <p>第3 医療救護活動への備え</p> <p>■対策</p> <p>2 広報医療施設の整備</p> <p>【県（保健福祉部）、病院】</p> <p>(1) 災害拠点病院の整備</p> <p>県は、被災地の医療の確保、被災した地域の医療支援等を行うための災害拠点病院として、基幹災害拠点病院を2か所、地域災害拠点病院を13か所指定している。</p> <p>(略)</p>	<p>6 液状化防止対策等の推進</p> <p>【県（各部署）、市町村】</p> <p>液状化による被害を軽減するため、県、市町村及び公共・公益施設の管理者は、埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めるとともに、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努める。</p> <p>また、県及び市町村は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知等により適切な情報提供を図るものとする。</p> <p>第3節 被害軽減への備え</p> <p>第2 消火活動、救助・救急活動への備え</p> <p>■基本事項</p> <p>2 留意点</p> <p>(4) ヘリコプターの有効活用の検討</p> <p><u>県防災ヘリコプター、県警ヘリコプター、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておく必要がある。</u></p> <p><u>また、</u>地震後の消防活動需要に適切に対応するため、ヘリコプター等を利用した消防活動の有効性について検討しておく必要がある。</p> <p>第3 医療救護活動への備え</p> <p>■対策</p> <p>2 後方医療施設の整備</p> <p>【県（保健福祉部）、病院】</p> <p>(1) 災害拠点病院の整備</p> <p>県は、被災地の医療の確保、被災した地域の医療支援等を行うための災害拠点病院として、基幹災害拠点病院を2か所、地域災害拠点病院を16か所指定している。</p> <p>(略)</p>	<p>73</p> <p>84</p> <p>90</p>	<p>防災基本計画(R1)の修正</p> <p>防災基本計画(H30)に基づく修正</p> <p>災害拠点病院の変更</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前			改定後			新計画掲載頁	備考										
(指定状況)			(指定状況)			91	災害拠点病院の変更・追加										
区分	医療圏	医療機関名	区分	医療圏	医療機関名												
基幹	全 県	水戸赤十字病院 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	基幹	全 県	水戸赤十字病院 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター												
地域	日 立	株式会社日立製作所日立総合病院	地域	日 立	株式会社日立製作所日立総合病院												
〃	常陸太田・ひたちなか	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院	〃	常陸太田・ひたちなか	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院												
〃	水 戸	茨城県立中央病院 水戸済生会総合病院	〃	水 戸	茨城県立中央病院 水戸済生会総合病院												
〃	鹿 行	土浦協同病院なめがた地域医療センター <u>独立行政法人労働者健康安全機構鹿島労災病院</u>	〃	鹿 行	土浦協同病院なめがた地域医療センター <u>医療法人社団善仁会 小山記念病院</u> <u>神栖済生会病院</u>												
〃	土 浦	総合病院土浦協同病院	〃	土 浦	総合病院土浦協同病院												
〃	つ く ば	筑波メディカルセンター病院 筑波大学附属病院	〃	つ く ば	筑波メディカルセンター病院 筑波大学附属病院 <u>筑波記念病院</u>												
〃	取手・竜ヶ崎	J Aとりで総合医療センター	〃	取手・竜ヶ崎	J Aとりで総合医療センター <u>つくばセントラル病院</u>												
〃	筑西・下妻	<u>県西総合病院</u>	〃	筑西・下妻	<u>茨城県西部メディカルセンター</u>												
〃	古河・坂東	古河赤十字病院 茨城西南医療センター病院	〃	古河・坂東	古河赤十字病院 茨城西南医療センター病院												
<p>(2) 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）指定医療機関の指定</p> <p>【県（保健福祉部）】</p> <p>県は、地震等による大規模な災害の急性期（おおむね48時間）における被災地で救助・治療を行うDMATを派遣するDMAT指定医療機関を指定し、大規模災害への対応を図る。</p> <p>(指定状況)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">医療機関名</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>筑波メディカルセンター病院</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>茨城県立中央病院</td> </tr> </table>			医療機関名		1	筑波メディカルセンター病院	2	茨城県立中央病院	<p>(2) 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）指定医療機関の指定</p> <p>【県（保健福祉部）】</p> <p>県は、地震等による大規模な災害の急性期（おおむね48時間）における被災地で救助・治療を行うDMATを派遣するDMAT指定医療機関を指定し、大規模災害への対応を図る。</p> <p>(指定状況)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">医療機関名</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>筑波メディカルセンター病院</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>茨城県立中央病院</td> </tr> </table>			医療機関名		1	筑波メディカルセンター病院	2	茨城県立中央病院
医療機関名																	
1	筑波メディカルセンター病院																
2	茨城県立中央病院																
医療機関名																	
1	筑波メディカルセンター病院																
2	茨城県立中央病院																

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前		改定後		新計画 掲載頁	備考								
3	J Aとりで総合医療センター	3	J Aとりで総合医療センター	92	DMAT指定医療機関の変更・追加指定								
4	取手北相馬保健医療センター病院	4	取手北相馬保健医療センター病院										
5	茨城西南医療センター病院	5	茨城西南医療センター病院										
6	水戸済生会総合病院	6	水戸済生会総合病院										
7	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	7	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター										
8	総合病院土浦協同病院	8	総合病院土浦協同病院										
9	筑波大学附属病院	9	筑波大学附属病院										
10	株式会社日立製作所日立総合病院	10	株式会社日立製作所日立総合病院										
11	土浦協同病院なめがた地域医療センター	11	土浦協同病院なめがた地域医療センター										
12	水戸赤十字病院	12	水戸赤十字病院										
13	総合病院水戸協同病院	13	総合病院水戸協同病院										
14	古河赤十字病院	14	古河赤十字病院										
15	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院	15	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院										
16	<u>県西総合病院</u>	16	<u>茨城県西部メディカルセンター</u>										
17	筑波記念病院	17	筑波記念病院										
18	城西病院	18	城西病院										
	<u>(新規)</u>	19	<u>医療法人社団善仁会 小山記念病院</u>										
	<u>(新規)</u>	20	<u>神栖済生会病院</u>										
	<u>(新規)</u>	21	<u>つくばセントラル病院</u>										
<p>(3) 災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の体制整備</p> <p>【県（保健福祉部）】</p> <p>県は、地震等による大規模な災害の被災地で被災者への心のケア活動等を行うDPATの体制整備に努める。</p> <p>（DPAT登録状況）</p> <table border="1"> <tr><td>機関名</td></tr> <tr><td>茨城県立こころの医療センター（*）</td></tr> <tr><td>筑波大学附属病院（*）</td></tr> <tr><td>一般社団法人茨城県精神科病院協会</td></tr> </table> <p>*）上記2機関は先遣隊（72時間以内に被災地で活動可能なチーム）としても登録している。</p>		機関名	茨城県立こころの医療センター（*）	筑波大学附属病院（*）	一般社団法人茨城県精神科病院協会	<p>(3) 災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の体制整備</p> <p>【県（保健福祉部）】</p> <p>県は、地震等による大規模な災害の被災地で被災者への心のケア活動等を行うDPATの体制整備に努める。</p> <p>（DPAT登録状況）</p> <table border="1"> <tr><td>機関名</td></tr> <tr><td>茨城県立こころの医療センター（*）</td></tr> <tr><td>筑波大学附属病院（*）</td></tr> <tr><td>一般社団法人茨城県精神科病院協会</td></tr> </table> <p>*）上記2機関は先遣隊（48時間以内に被災地で活動可能なチーム）としても登録している。</p>		機関名	茨城県立こころの医療センター（*）	筑波大学附属病院（*）	一般社団法人茨城県精神科病院協会	92	誤記の修正
機関名													
茨城県立こころの医療センター（*）													
筑波大学附属病院（*）													
一般社団法人茨城県精神科病院協会													
機関名													
茨城県立こころの医療センター（*）													
筑波大学附属病院（*）													
一般社団法人茨城県精神科病院協会													

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>4 医療機関間情報網の整備</p> <p>(2) 県防災通信システムの整備</p> <p>【県（防災・危機管理部，保健福祉部）】</p> <p>県は，災害など非常時の通信の確保を目的として，<u>茨城県救急医療情報コントロールセンター及び救命救急センター</u>をはじめとする災害医療の拠点となる病院等に対し，情報の収集，伝達，指示，命令等が迅速かつ的確に行える<u>防災行政無線</u>の整備に努める。</p>	<p>4 医療機関間情報網の整備</p> <p>(2) 県防災通信システムの整備</p> <p>【県（防災・危機管理部，保健福祉部）】</p> <p>県は，災害など非常時の通信の確保を目的として，救命救急センターをはじめとする災害医療の拠点となる病院等に対し，情報の収集，伝達，指示，命令等が迅速かつ的確に行える<u>防災情報ネットワークシステム</u>の整備に努める。</p>	94	施設の廃止，誤記の修正
<p>5 医療関係者に対する訓練等の実施</p> <p>(6) 災害医療コーディネーターの研修</p> <p>【国（厚生労働省），県（保健福祉部）】</p> <p>国及び県は，救護班等の派遣等に関する調全体制を強化するため，災害対策本部保健福祉部及び保健所現地対策班において，救護班等の派遣調整業務等を行う災害医療コーディネーターに対する教育研修や養成研修を推進するものとする。</p>	<p>5 医療関係者に対する訓練等の実施</p> <p>(6) 災害医療コーディネーターの研修</p> <p>【国（厚生労働省），県（保健福祉部）】</p> <p>国及び県は，救護班等の派遣等に関する調全体制を強化するため，災害対策本部保健福祉部及び保健所現地対策班において，救護班等の派遣調整業務等を行う災害医療コーディネーター，<u>小児・周産期医療に関して災害医療コーディネーターのサポートを行う災害時小児周産期リエゾン</u>に対する教育研修や養成研修を推進するものとする。</p>	95	防災基本計画(R1)の修正
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(7) 災害時健康危機管理支援チーム（以下「DHEAT」という。）の研修</u></p> <p>【国（厚生労働省），県（保健福祉部）】</p> <p><u>国，被災地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援するDHEATが災害発生時に迅速な派遣が可能となるよう，支援活動に関する研究及び都道府県等の公衆衛生医師，保健師，管理栄養士等に対する教育研修や養成研修を推進する。</u></p> <p><u>県は，DHEATの構成員の人材育成を図るとともに，資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。</u></p>	95	防災基本計画(H30)の修正
<p>8 資料，関連項目</p> <p>(1) 資料</p> <p>資料 <u>11-5</u> 「茨城県災害用医薬品等確保対策要綱」</p> <p>資料 <u>11-6</u> 「災害用医薬品等備蓄場所一覧」</p> <p>資料 <u>11-7</u> 「災害用医薬品等備蓄品目一覧」</p> <p>資料 <u>11-8</u> 「トリアージタグ」</p>	<p>8 資料，関連項目</p> <p>(1) 資料</p> <p>資料 <u>11-4</u> 「茨城県災害用医薬品等確保対策要綱」</p> <p>資料 <u>11-5</u> 「災害用医薬品等備蓄場所一覧」</p> <p>資料 <u>11-6</u> 「災害用医薬品等備蓄品目一覧」</p> <p>資料 <u>11-7</u> 「トリアージタグ」</p>	96	資料編の番号修正

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>第4 被災者支援のための備え</p> <p>■対策</p> <p>1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定</p> <p>【市町村】</p> <p>(略)</p> <p>指定緊急避難場所については、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設、又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>【市町村】</p> <p>市町村は、被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るとともに、避難所運営マニュアルの整備に努め、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 食料、生活必需品等の供給体制の整備</p> <p>(1) 食料の備蓄並びに調達体制の整備</p> <p>1) 県の体制整備</p> <p>県は、救助法が適用されるような一定規模以上の災害や市町村段階での必要量の確保が困難となった場合に備え、避難所生</p>	<p>第4 被災者支援のための備え</p> <p>■対策</p> <p>1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定</p> <p>【市町村】</p> <p>(略)</p> <p>指定緊急避難場所については、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>【市町村】</p> <p>市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るとともに、避難所運営マニュアルの整備に努め、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 食料、生活必需品等の供給体制の整備</p> <p>(1) 食料の備蓄並びに調達体制の整備</p> <p>1) 県の体制整備</p> <p>県は、救助法が適用されるような一定規模以上の災害や市町村段階での必要量の確保が困難となった場合に備え、避難所生</p>	<p>98</p> <p>99</p>	<p>防災基本計画(H30)の修正</p> <p>防災基本計画(H30)の修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>活で必要不可欠な食料及び飲料水、生活必需品等の計画的な備蓄・調達体制の整備を行うものとする。</p> <p>県の備蓄形態は、公的備蓄及び流通在庫備蓄の2形態とし、県は想定される罹災人口のおおむね2日分に相当する量を目標として市町村との協力により食料の公的備蓄を行うものとする。</p> <p>なお、3日目以降は、流通在庫備蓄を活用する。</p> <p>さらに、備蓄数量の設定に当たっては、個人や企業、市町村の備蓄状況等も勘案するとともに、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、備蓄計画を策定するとともに定期的に見直しを図るものとする。</p> <p>① 公的備蓄 【県（防災・危機管理部，土木部）】 ア 備蓄品目 （ア）食料等 パン，おかゆ，クラッカー，飲料水等 （イ）生活必需品等 毛布，ビニールシート，簡易トイレ等</p> <p>なお、品目については、市町村における備蓄状況，高齢者や障害者等の要配慮者への配慮，アレルギー対策等を考慮し，選定・更新を行っていくものとする。</p> <p>イ 備蓄場所 県は，県有施設等を利用し，備蓄の分散化を図るとともに，県内全域を担う集中備蓄の拠点や各地域の拠点となる備蓄倉庫の整備に努めることにより，確実かつ迅速な物資の配送及びリスクの分散化に努める。</p>	<p>活で必要不可欠な食料及び飲料水、生活必需品等の計画的な備蓄・調達体制の整備を行うものとする。</p> <p>県の備蓄形態は、公的備蓄及び流通在庫備蓄の2形態とし、茨城県地震被害想定を踏まえ、当日を含む3日間の物資需要量を目標として市町村との協力により食料等^をの公的備蓄を行うものとする。</p> <p>なお、4日目以降は、国（非常（緊急）災害対策本部）からの物資支援を受入れるほか、流通在庫備蓄を活用する。</p> <p>さらに、備蓄数量の設定に当たっては、市町村の備蓄状況等^を勘案するとともに、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、備蓄計画を策定するとともに定期的に見直しを図るものとする。</p> <p>① 公的備蓄 【県（防災・危機管理部，土木部）】 ア 備蓄品目 （ア）食料等 パン，アルファ米，クラッカー，乳児用粉ミルク・液体ミルク，飲料水等 （イ）生活必需品等 毛布，ビニールシート，簡易トイレ，乳児・小児用おむつ，大人用おむつ，生理用品，トイレットパー等</p> <p>なお、品目については、市町村における備蓄状況，高齢者や障害者等の要配慮者への配慮，アレルギー対策等を考慮し，選定・更新を行っていくものとする。</p> <p>イ 備蓄場所 県は，県有施設等を利用し，備蓄の分散化を図るとともに，県内全域を担う集中備蓄の拠点や各地域の拠点となる備蓄倉庫の整備に努めることにより，確実かつ迅速な物資の配送及びリスクの分散化に努める。</p>	<p>101</p>	<p>地震被害想定の見直し，平成30年7月豪雨における課題を踏まえた修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>② 流通在庫備蓄</p> <p>【県（防災・危機管理部）】</p> <p>県は、県内の食品製造業者及び小売業者等の協力を得て、「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」の締結等を行うことにより、次の食料及び飲料水、生活必需品等の確保を行うとともに、定期的に備蓄量や担当窓口の確認を行うなど緊急時における当該事業者等との情報連絡体制の整備に努める。</p> <p>ア 調達品目</p> <p>(ア) 食料等</p> <p><u>精米、米加工品</u>、ビスケット・クッキー、即席メン、缶詰、<u>粉ミルク、梅干、漬物、みそ、しょうゆ、塩、砂糖</u>、飲料水（ペットボトル）等</p> <p>(イ) 生活必需品等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寝 具（毛布等） ・ 日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、<u>紙おむつ</u>等） ・ 衣 料 品（作業着、下着（上下）、靴下、運動靴等） ・ 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等） ・ 食 器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等） ・ 光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等） ・ そ の 他（ビニールシート等） <p>(略)</p>	<p>② 流通在庫備蓄</p> <p>【県（防災・危機管理部）】</p> <p>県は、県内の食品製造業者及び小売業者等の協力を得て、「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」の締結等を行うことにより、次の食料及び飲料水、生活必需品等の確保を行うとともに、定期的に備蓄量や担当窓口の確認を行うなど緊急時における当該事業者等との情報連絡体制の整備に努める。</p> <p>ア 調達品目</p> <p>(ア) 食料等</p> <p><u>パックごはん、おにぎり、弁当、パン</u>、ビスケット・クッキー、即席めん、<u>味噌汁・スープ、レトルト食品</u>、缶詰、<u>乳児用粉ミルク・液体ミルク</u>、飲料水等</p> <p>(イ) 生活必需品等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寝 具（毛布、<u>段ボール製ベッド・シート・間仕切り</u>等） ・ 日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、<u>マウスウォッシュ</u>、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、<u>乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、ガムテープ</u>等） ・ 衣 料 品（作業着、下着（上下）、靴下、運動靴、<u>雨具</u>等） ・ 炊 事 用 具（鍋、釜、やかん、<u>ケトル</u>、包丁、缶切等） ・ 食 器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等） ・ 光 熱 材 料（<u>発電機</u>、ローソク、マッチ、懐中電灯、乾 		


茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>2) 市町村の体制整備</p> <p>【市町村】 市町村は、<u>想定される罹災人口のおおむね3日分</u>を目標として食料等の備蓄に努めるものとする。 (略)</p> <p>4 罹災証明書の交付 【県（防災・危機管理部），市町村】 市町村は，災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう，住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め，住家の被害認定調査の担当者の育成，他の市町村や民間団体との応援協定の締結，応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど，罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の充実強化に努めるものとする。 <u>市町村は，効率的な罹災証明書の交付のため，当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u> 県は，市町村に対し，<u>住家の被害調査の担当者のための</u>研修機会を設けること等により，災害時の<u>住家の被害認定の迅速化</u>を図るものとする。また，<u>育成した調査の担当者</u>の名簿への登録，他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により，応援体制の強化を図るものとする。</p> <p>5 資料，関連項目 (1) 資料 資料 <u>7-1</u>「市町村における指定緊急避難場所・指定避難所の指定状況一覧」</p>	<p>電池，LPガス容器一式，コンロ等付属器具，卓上ガスコンロ等)</p> <p>・ その他（ビニールシート，<u>仮設トイレ</u>，<u>土嚢袋</u>等） (略)</p> <p>2) 市町村の体制整備</p> <p>【市町村】 市町村は，<u>茨城県地震被害想定を踏まえ，当日を含む3日間の物資需要量</u>を目標として食料等の備蓄に努めるものとする。 (略)</p> <p>4 罹災証明書の交付 【県（防災・危機管理部），市町村】 市町村は，災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう，住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め，住家の被害認定調査の担当者の育成，他の市町村や民間団体との応援協定の締結，応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど，罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の充実強化に努めるものとする。 <u>(削除)</u> 県は，市町村と協力して，<u>被災者生活再建支援システムを構築・運用するとともに，市町村の各担当者向けにシステム操作研修や建物被害認定調査，被災者台帳を活用した被災者支援等に係る</u>研修機会を設けること等により，<u>罹災証明書の迅速な交付と適切な被災者支援</u>を図るものとする。 また，<u>研修受講者の名簿作成</u>，他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により，応援体制の強化を図るものとする。</p> <p>5 資料，関連項目 (1) 資料 資料 <u>7-3</u>「市町村における指定緊急避難場所・指定避難所の指定状況一覧」</p>	<p>103</p> <p>105</p> <p>106</p>	<p>地震被害想定の見直しを踏まえた修正</p> <p>システムが平成31年4月から運用開始したことに伴う修正</p> <p>資料編の番号修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>第5 要配慮者安全確保のための備え</p> <p>■対策</p> <p>3 外国人に対する防災対策の充実</p> <p>(3) 防災知識の普及・啓発</p> <p>【県（県民生活環境部）、市町村、県国際交流協会】</p> <p>県、市町村及び県国際交流協会は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入機関等を通じて配布を行い、<u>防災知識の普及・啓発に努める。</u></p> <p>第4節 防災教育・訓練</p> <p>第1 防災教育</p> <p>■基本事項</p> <p>2 留意点</p> <p>(1) 体験重視の教育</p> <p>テキスト中心の教育では十分な教育効果が得られにくいため、<u>できるだけ</u>体験・参加型の教育が必要である。</p> <p>(2) 幅広い教育</p> <p>防災はすべての人々に関連のあるテーマであるため、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、学校教育、社会教育のあらゆる機会を通じて、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、幅広い層に対する教育を実施していく必要がある。</p> <p>特に災害時の地域活動の中心となる自主防災組織、事業所を通じた教育が必要である。</p> <p>■対策</p> <p>1 一般県民向けの防災教育</p> <p>【県（防災・危機管理部）、市町村、防災関係機関】</p>	<p>第5 要配慮者安全確保のための備え</p> <p>■対策</p> <p>3 外国人に対する防災対策の充実</p> <p>(3) 防災知識の普及・啓発</p> <p>【県（県民生活環境部）、市町村、県国際交流協会】</p> <p>県、市町村及び県国際交流協会は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入機関等を通じて配布を行う<u>ほか、インターネット通信等を利用して</u>防災知識の普及・啓発に努める。</p> <p>第4節 防災教育・訓練</p> <p>第1 防災教育</p> <p>■基本事項</p> <p>2 留意点</p> <p>(1) 体験重視の教育</p> <p>テキスト中心の教育では十分な教育効果が得られにくいため、<u>ワークショップ等</u>の体験・参加型の教育が必要である。</p> <p>(2) 幅広い教育</p> <p>防災はすべての人々に関連のあるテーマであるため、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、学校教育、社会教育のあらゆる機会を通じて、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、幅広い層に対する教育を実施していく必要がある。</p> <p>特に災害時の地域活動の中心となる自主防災組織、事業所を通じた教育が必要である。<u>この場合、地域の防災リーダーを防災教育に積極的に活用する。</u></p> <p>■対策</p> <p>1 一般県民向けの防災教育</p> <p>【県（防災・危機管理部）、市町村、防災関係機関】</p>	<p>111</p> <p>116</p> <p>116</p>	<p>パンフレットの配布方法にインターネット通信によるものを追加</p> <p>平成30年7月豪雨における課題を踏まえた修正</p> <p>平成30年7月豪雨における課題を踏まえた修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考									
<p>(1) 普及啓発すべき内容</p> <p>1) 「自助」「共助」の推進</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 避難行動をあらかじめ認識するための取組</p> <p><u>警報等や避難指示（緊急）発令時にとるべき行動をあらかじめ認識するため、避難に当たり把握しておくべき情報を記載する「災害・避難カード」（「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）」）の作成や、ハザードマップをもとに地域の緊急避難場所や避難所、危険箇所等を記載した地図などの作成を促進する。</u></p> <div data-bbox="280 608 927 965"> <p>● 災害・避難カード(●●地区××)</p>  <table border="1" data-bbox="515 667 927 901"> <thead> <tr> <th>災害</th> <th>避難先・場所</th> <th>避難の合図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害</td> <td>A小学校 (そこまで逃げられない場合はBマンション)</td> <td>土砂災害警戒情報</td> </tr> <tr> <td>X川のはん濫</td> <td>C市民会館</td> <td>はん濫危険情報</td> </tr> </tbody> </table> <p>※災害に巻き込まれないために、日頃からどのような情報に注意すればいいのか確認しておきましょう！</p> </div> <p>[災害・避難カードの作成例]</p>	災害	避難先・場所	避難の合図	土砂災害	A小学校 (そこまで逃げられない場合はBマンション)	土砂災害警戒情報	X川のはん濫	C市民会館	はん濫危険情報	<p>(1) 普及啓発すべき内容</p> <p>1) 「自助」「共助」の推進</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 避難行動をあらかじめ認識するための取組</p> <p>地域の緊急避難場所や避難所、危険箇所等を記載した地図などの作成を促進する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	117	風水害等対策計画編へ移行
災害	避難先・場所	避難の合図										
土砂災害	A小学校 (そこまで逃げられない場合はBマンション)	土砂災害警戒情報										
X川のはん濫	C市民会館	はん濫危険情報										
<p>④～⑥ (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(2) 普及啓発手段</p> <p>県、市町村は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを、以下の普及啓発手段を用いるなどして分かりやすく発信するものとする。</p>	<p>④～⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>「茨城県地震被害想定」に係る被害状況等</u></p> <p><u>平成30年12月に公表した「茨城県地震被害想定」にて想定される被害状況について周知するとともに、被害軽減のための対策や行動について理解促進を図る。</u></p> <p>(2) 普及啓発手段</p> <p>県、市町村は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、<u>自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、</u>防災に関する様々な動向や各種データを、以下の普及啓発手段を用いるなどして分かりやすく発信</p>	117	地震被害想定の見直し									
		118	防災基本計画(R1)の修正									

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>2 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>【県（教育庁），市町村】</p> <p>(1) 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>3) 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきか等を自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営等を行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。</p> <p>実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。</p> <p>3 防災対策要員に対する防災教育</p> <p>【県（各部局），市町村，防災関係機関】</p> <p>応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育，計画的かつ継続的な研修に努める。</p> <p>（略）</p> <p>第2 防災訓練</p> <p>■対策</p> <p>2 県，市町村及び防災関係機関等が実施する訓練</p> <p>【県（各部局），市町村，防災関係機関】</p> <p>(1) 避難訓練</p> <p>2) 幼稚園，保育園，小学校，中学校，義務教育学校，病院及び社会福祉施設等における訓練</p> <p>災害時の幼児，児童，生徒，傷病者，障害者及び高齢者等の避難行動要支援者の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り，被害を最小限にとどめるため，施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。</p>	<p>するものとする。</p> <p>2 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>【県（教育庁），市町村】</p> <p>(1) 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>3) 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきか等を自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営等を行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。</p> <p>実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面に想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める<u>とともに、保護者等も一緒に防災に関する知識等を学べる機会を設けるよう努める。</u></p> <p>3 防災対策要員に対する防災教育</p> <p>【県（各部局），市町村，防災関係機関】</p> <p>応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育，計画的かつ継続的な研修に努め，<u>長期的な視点に基づいた人材育成を実施する。</u></p> <p>（略）</p> <p>第2 防災訓練</p> <p>■対策</p> <p>2 県，市町村及び防災関係機関等が実施する訓練</p> <p>【県（各部局），市町村，防災関係機関】</p> <p>(1) 避難訓練</p> <p>2) 幼稚園，保育所，小学校，中学校，義務教育学校，病院及び社会福祉施設等における訓練</p> <p><u>県及び市町村は</u>，災害時の幼児，児童，生徒，傷病者，障害者及び高齢者等の避難行動要支援者の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り，被害を最小限にとどめるため，施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施す</p>	<p>119</p> <p>120</p> <p>123</p> <p>123</p>	<p>平成30年7月豪雨における課題を踏まえた修正</p> <p>平成30年7月豪雨における課題を踏まえた修正</p> <p>表記の修正</p> <p>実施主体の明記</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>第3 災害に関する調査研究及び災害教訓の伝承</p> <p>■対策</p> <p>5 災害教訓の伝承</p> <p>【県（各部局），市町村，住民】</p> <p>県，市町村は，過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し，適切に保存するとともに，広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また，災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 初動対応</p> <p>第1 職員参集・動員</p> <p>■対策</p> <p>1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容</p> <p>職員配備の決定基準は県内での地震の揺れの規模，津波の予報，災害の状況等により次のとおり定める。</p>	<p>るよう指導する。</p> <p>第3 災害に関する調査研究及び災害教訓の伝承</p> <p>■対策</p> <p>5 災害教訓の伝承</p> <p>【<u>国（国土地理院関東地方測量部）</u>，県（各部局），市町村，住民】</p> <p><u>国（国土地理院関東地方測量部）</u>，県，市町村は，過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し，適切に保存するとともに，広く一般の人々が閲覧できるよう<u>地図情報その他の方法により</u>公開に努めるものとする。また，災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 初動対応</p> <p>第1 職員参集・動員</p> <p>■対策</p> <p>1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容</p> <p>職員配備の決定基準は県内での地震の揺れの規模，津波の予報，災害の状況等により次のとおり定める。</p>	<p>128</p> <p>128</p> <p>130</p>	<p>防災基本計画（R1）の修正</p> <p>防災基本計画（R1）の修正</p> <p>「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始に伴う動員配備体制の修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前				改定後				新計画 掲載頁	備考
体制区分	配備基準	配備人員	災害対策本部等の設置	体制区分	配備基準	配備人員	災害対策本部等の設置		
連絡配備	県内で震度4を記録したとき。	付表事前配備1の欄に掲げる課及び出先機関において連絡調整を行うために必要な人員	必要に応じて災害情報連絡担当者会議を開催	連絡配備	県内で震度4を記録したとき又は「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」のうち、調査を開始したとする情報が発表されたとき。	付表事前配備1の欄に掲げる課及び出先機関において連絡調整を行うために必要な人員	必要に応じて災害情報連絡担当者会議を開催		
警戒体制 (事前配備)	第1 県内で震度5弱を記録したとき又は茨城県に津波注意報が発表されたとき。	付表事前配備1の欄に掲げるもの	必要に応じて災害情報連絡担当者会議を開催	警戒体制 (事前配備)	第1 県内で震度5弱を記録したとき又は茨城県に津波注意報が発表されたとき又は「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」のうち、大規模地震発生の可能性が高まったとする情報が発表されたとき。	付表事前配備1の欄に掲げるもの	必要に応じて災害情報連絡担当者会議を開催		
	第2 県内で震度5強を記録したとき若しくは茨城県に津波警報が発表されたとき又は「東海地震注意情報」を受けたとき。	付表事前配備2の欄に掲げるもの	災害情報連絡担当者会議を開催するとともに、必要に応じて災害警戒本部を設置		第2 県内で震度5強を記録したとき若しくは茨城県に津波警報が発表されたとき。	付表事前配備2の欄に掲げるもの	災害情報連絡担当者会議を開催するとともに、必要に応じて災害警戒本部を設置		
非常体制	第1 地震により相当程度の局地災害が発生したとき又は茨城県に津波警報が発表された場合であって本部長が必要と認められたとき。	災害応急対策が円滑に行える体制 (職員の5分の1)	災害対策本部を設置 (注) 配備人員は、おおむね左記のとおり。	非常体制	第1 地震により相当程度の局地災害が発生したとき又は茨城県に津波警報が発表されたときであって本部長が必要と認められたとき。	災害応急対策が円滑に行える体制 (職員の5分の1)	災害対策本部を設置 (注) 配備人員は、おおむね左記のとおり。		
	第2 県内で震度6弱以上を記録したとき若しくは茨城県に大津波警報が発表されたとき又は「警戒宣言」が発令されたとき。	人員を大幅に増員し、災害応急対策が円滑に行える体制 (職員の3分の1)			第2 県内で震度6弱以上を記録したとき若しくは茨城県に大津波警報が発表されたとき。	人員を大幅に増員し、災害応急対策が円滑に行える体制 (職員の3分の1)			
	第3 地震により大規模な災害が発生したとき又は茨城県に大津波警報が発表され、大規模な災害が発生したとき。	大規模な災害に対して、応急対策が円滑に行える体制 (職員の2分の1)			第3 地震により大規模な災害が発生したとき又は茨城県に大津波警報が発表され、大規模な災害が発生したとき。	大規模な災害に対して、応急対策が円滑に行える体制 (職員の2分の1)			
付表				付表					

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前				改定後				新計画 掲載頁	備考
部 局 名	事前配備体制			部 局 名	事前配備体制				
	事前配備 1	事前配備 2			事前配備 1	事前配備 2			
部外	広報広聴課	広報広聴課	1	総務部		総務課	2		
総務部			9			人事課	2		
						管財課	3		
					報道・広聴課	報道・広聴課	4		
						秘書課	1		
企画部		企画課	3	政策企画部		政策調整課	1		
		地域計画課	1			地域振興課	1		
		事業推進課	1			情報システム課	1		
		つくば地域振興課	1			会議政策課	1		
生活環境部	生活文化課		2	県民生活環境部	生活文化課	生活文化課	4		
						環境政策課	4		
						環境対策課	4		
						廃棄物対策課	3		
	防災・危機管理課		9	防災・危機管理部	防災・危機管理課	防災・危機管理課	9		
	消防安全課		5		消防安全課	消防安全課	5		
						原子力安全対策課	1		
						厚生総務課	4		
保健福祉部	厚生総務課		1	保健福祉部	厚生総務課	疾病対策課	1		
						福祉指導課	3		
						医療政策課	2		
						健康予防課	1		
商工労働観光部		産業政策課	3	産業戦略部		観光物産課	3		
		産業技術課	1			産業政策課	3		
農林水産部		農業政策課	3	産業戦略部		技術革新課	1		
		農業経営課	1			産業基礎課	1		
		林業課	1			土地販売推進課	1		
	水産振興課	水産振興課	1	農林水産部		農業政策課	3		
						農業技術課	1		
					水産振興課	水産振興課	1		
						農村計画課	2		
土木部		監理課	2	土木部		監理課	3		
	道路建設課	道路建設課	2		道路建設課	道路建設課	2		
	道路維持課	道路維持課	2		道路維持課	道路維持課	2		
	河川課	河川課	2		河川課	河川課	2		
	港湾課	港湾課	2		港湾課	港湾課	2		
	公園街路課	公園街路課	2		都市整備課	都市整備課	2		
	下水道課	下水道課	2		下水道課	下水道課	2		
(土木・工事事務所(工務所含む))	12土木・工事事務所(工務所含む)各2人	12土木・工事事務所(工務所含む)各4人	24	(土木・工事事務所(工務所含む))	12土木・工事事務所(工務所を含む)各2人	12土木・工事事務所(工務所を含む)各4人	48		
(港湾事務所)	2港湾事務所各2人	2港湾事務所各4人	8	(港湾事務所)	2港湾事務所各2人	2港湾事務所各4人	8		
(下水道事務所)	2下水道事務所各2人	2下水道事務所各4人	8	(下水道事務所)	2下水道事務所各2人	2下水道事務所各4人	8		
		4浄化センター各4人	16			4浄化センター各4人	16		
		潮来浄化センター	2			潮来浄化センター	2		
企業局		総務課企画経営室	3	(下水道事務所)		鹿島下水道事務所	2		
		施設課	4			流城下水道事務所	2		
		4水道事務所(浄水場を除く。)	4			(浄化センターを除く。)	6		
(水道事務所)		6浄水場各4人	16			流城下水道事務所の浄化センター	4		
		6浄水場各2人	12	企業局		総務課 企画経営室	3		
病院局	経営管理課	経営管理課	4			施設課	4		
県民センター		4県民センター各2人	8	(水道事務所)		4水道事務所(浄水場を除く。)	4		
教育庁		総務課	3			6浄水場各2人	12		
警察本部	警備部長が別に定める			商 局	経営管理課	経営管理課	4		
				県民センター		4県民センター各2人	8		
				教育庁		総務課	3		
				警察本部	警備部長が別に定める				

131 組織改編に伴う配備体制の修正

第3章 災害応急対策
第1節 初動対応
第1 職員参集・動員
2 職員の動員・参集

第3章 災害応急対策
第1節 初動対応
第1 職員参集・動員
2 職員の動員・参集
(1) 職員の動員配備体制の決定
【県(防災・危機管理部)】

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前				改定後				新計画 掲載頁	備考
<p>1) 警戒体制</p> <p>地震情報、津波情報及び被害情報等に基づく防災・危機管理課長の報告等をもとに、防災・危機管理部長が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。</p> <p>第2 災害対策本部</p> <p>■対策</p> <p>1 県</p> <p>(2) 設置基準</p> <p>1) 災害警戒本部設置基準</p> <p>災害警戒本部は、次の場合に設置する。</p> <p>③ 「東海地震注意情報」を受けた場合であって、防災・危機管理部長が必要と認めたとき。</p> <p>3) 災害対策本部設置基準</p> <p>本部は、次の場合に設置する。</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ 「警戒宣言」が発令されたとき</p> <p>⑥ 地震により大規模な災害が発生したとき</p> <p>⑦ その他知事が必要と認めた場合</p> <p>(4) 設置の決定</p> <p>【県（防災・危機管理部）】</p> <p>2) 災害対策本部設置の決定</p> <p>地震情報、津波情報、被害情報等に基づき、防災・危機管理部長等の報告をもとに知事が状況を判断し、必要と認めたときは、災対法第23条第1項の規定に基づき設置する。</p> <p>(7) 本部の運営</p> <p>3) 本部設置等の通知及び公表</p> <p>事務局長は、本部を設置又は廃止したときは、速やかに次により通知及び公表する。</p>				<p>1) 警戒体制</p> <p>地震情報、津波警報等及び被害情報等に基づく防災・危機管理課長の報告等をもとに、防災・危機管理部長が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。</p> <p>第2 災害対策本部</p> <p>■対策</p> <p>1 県</p> <p>(2) 設置基準</p> <p>1) 災害警戒本部設置基準</p> <p>災害警戒本部は、次の場合に設置する。</p> <p>③ 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」のうち、大規模地震発生の可能性が高まったとする情報が発表された場合であって、防災・危機管理部長が必要と認めたとき。</p> <p>3) 災害対策本部設置基準</p> <p>本部は、次の場合に設置する。</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ (削除)</p> <p>⑥ 地震により大規模な災害が発生したとき</p> <p>⑦ その他知事が必要と認めた場合</p> <p>(4) 設置の決定</p> <p>【県（防災・危機管理部）】</p> <p>2) 災害対策本部設置の決定</p> <p>地震情報、津波警報等及び被害情報等に基づき、防災・危機管理部長等の報告をもとに知事が状況を判断し、必要と認めたときは、災対法第23条第1項の規定に基づき設置する。</p> <p>(7) 本部の運営</p> <p>3) 本部設置等の通知及び公表</p> <p>事務局長は、本部を設置又は廃止したときは、速やかに次により通知及び公表する。</p>				132	表記の修正
								139	「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始に伴う修正
								146	表記の修正
通知及び	方法	担当	備考	通知及び	方法	担当	備考		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前				改定後				新計画掲載頁	備考
公表先				公表先					
消防庁宿直室	TEL 03-5253-7777 消防防災無線 (90-49102) 衛星電話 048-500-90-49102	事務局 総括班長	左記の通信手段の使用が不能となった場合は、「災害時における放送要請に関する協定」にもとづき、NHK及び茨城放送を通じて行う。(報道機関を除く) 1 NHK水戸デジタルテレビ(20CH) 2 NHK水戸FM(83.2MHz) 3 <u>IBS</u> 水戸放送局(1197KHz) <u>IBS</u> 土浦放送局(1458KHz) 4 NHK一TV(総合) 5 NHKラジオ第1放送(594KHz)	消防庁宿直室	TEL 03-5253-7777 消防防災無線 (90-49102) 衛星電話 048-500-90-49102	事務局 総括班長	左記の通信手段の使用が不能となった場合は、「災害時における放送要請に関する協定」にもとづき、NHK及び茨城放送を通じて行う。(報道機関を除く) 1 NHK水戸デジタルテレビ(20CH) 2 NHK水戸FM(83.2MHz) 3 <u>茨城放送</u> 水戸放送局(1197KHz) <u>茨城放送</u> 土浦放送局(1458KHz) <u>茨城放送水戸(加波山)FM(94.6MHz)</u> <u>茨城放送日立(高鈴山)FM(88.1MHz)</u> <u>茨城放送守谷FM(88.1MHz)</u> 4 NHK一TV(総合) 5 NHKラジオ第1放送(594KHz)	152	F M補完放送周波数の追加等
消防庁応急対策室	TEL 03-5253-7527 消防防災無線 (90-49013) 衛星電話 048-500-90-49013	事務局 総括班長		消防庁応急対策室	TEL 03-5253-7527 消防防災無線 (90-49013) 衛星電話 048-500-90-49013	事務局 総括班長		152	防災電話番号・FAXの更新
報道機関(県庁記者クラブ)	口頭又は文書	事務局 広報班長		報道機関(県政記者クラブ)	口頭又は文書	事務局 広報班長			
県民	NHK水戸放送局放送部 (TEL 232-9830) (防) <u>862-401</u> 茨城放送 (TEL 244-3991) (防) <u>863-401</u>	事務局 広報班長		県民	NHK水戸放送局放送部 (TEL 232-9830) (防 TEL) <u>855-8400</u> (防 FAX) <u>855-8450</u> 茨城放送 (TEL 244-3991) (防 TEL) <u>873-8400</u> (防 FAX) <u>873-8450</u>	事務局 広報班長			
災害及び対策の状況に応じ必要と認める機関		事務局 広報班長		災害及び対策の状況に応じ必要と認める機関		事務局 広報班長			
第2節 災害情報の収集・伝達 ■基本事項 第1 通信手段の確保				第2節 災害情報の収集・伝達 ■基本事項 第1 通信手段の確保					

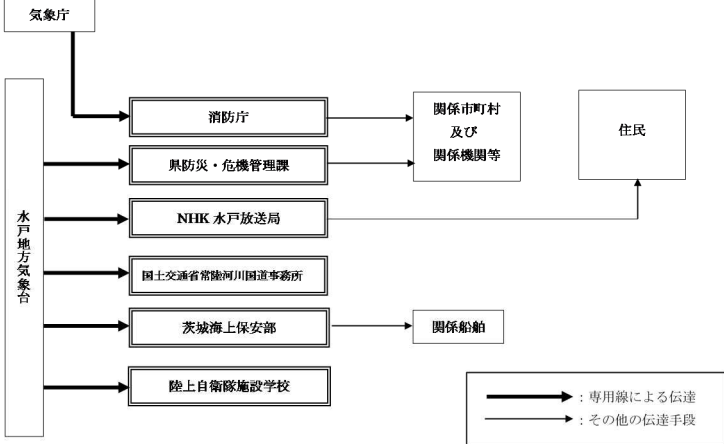
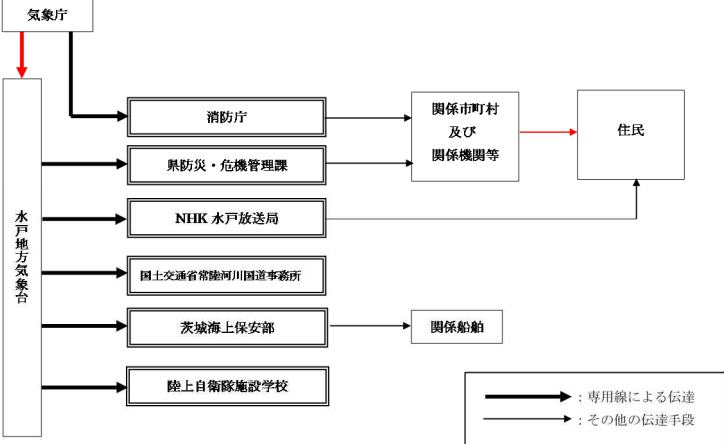
茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>3 活動項目リスト</p> <p>(2) 代替通信機能の確保</p> <p>1) NTTの非常・緊急通話用電話の利用</p> <p>■対策</p> <p>2 代替通信機能の確保</p> <p>3 代替通信機能の確保</p> <p>(1) NTTの非常・緊急通話の利用</p> <p><u>大規模な災害時においては加入電話がかかりにくい場合で応急対策等のため必要があるときは、電気通信事業法第8条の規定による非常・緊急通話又は電報を利用する。</u></p> <p>1) 非常・緊急通話用電話の指定 (略)</p> <p>2) 非常・緊急通話の利用 (略)</p> <p>3) 非常・緊急電報の利用 ①(略) (※<u>2時以降一翌朝8時まで、0120-000115で受付</u>)</p> <p>(2) 非常通信の実施</p> <p>1) 通信の内容</p> <p>⑫ 救助法第24条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの</p> <p>第2 災害情報の収集・伝達・報告</p> <p>■基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報、津波情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。</p>	<p>3 活動項目リスト</p> <p>(2) 代替通信機能の確保</p> <p>1) NTTの災害時優先通信等の利用</p> <p>■対策</p> <p>2 代替通信機能の確保</p> <p>3 代替通信機能の確保</p> <p>(1) NTTの災害時優先通信等の利用</p> <p><u>災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係等各種機関等に対し、提供しているサービスである。</u></p> <p>1) 災害時優先電話の指定 (略)</p> <p>2) 災害時優先電話の利用 (略)</p> <p>3) 非常・緊急電報の利用 ①(略) (※<u>受付時間 8時～19時まで</u>)</p> <p>(2) 非常通信の実施</p> <p>1) 通信の内容</p> <p>⑫ 救助法第7条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの</p> <p>第2 災害情報の収集・伝達・報告</p> <p>■基本事項</p> <p>1 趣旨</p> <p>地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報、津波警報等、被害情報及び措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。</p>	<p>155</p> <p>156</p> <p>158</p> <p>161</p>	<p>表記の修正</p> <p>事業者の災害対策規程の変更</p> <p>条文の修正 (防災・危機管理課)</p> <p>表記の修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前			改定後			新計画 掲載頁	備考																														
<p>■対策</p> <p>1 地震情報の収集・伝達</p> <p>【県（防災・危機管理部），市町村，防災関係機関】</p> <p>(1) 地震情報の収集</p> <p>関係機関は，茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し，必要な防災体制を早期にとるとともに，必要な機関に情報を伝達するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>震度3以上(津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下の何れかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 地震情報の伝達</p> <p>1) 水戸地方気象台からの伝達系統</p>			地震情報の種類	発表基準	内容	(略)			震源に関する情報	震度3以上(津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	(略)	震源・震度に関する情報	以下の何れかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	(略)	(略)			<p>■対策</p> <p>1 地震情報の収集・伝達</p> <p>【県（防災・危機管理部），市町村，防災関係機関】</p> <p>(1) 地震情報の収集</p> <p>関係機関は，茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し，必要な防災体制を早期にとるとともに，必要な機関に情報を伝達するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>震度3以上(大津波警報，津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下の何れかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報，津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 地震情報の伝達</p> <p>1) 水戸地方気象台からの伝達系統</p>			地震情報の種類	発表基準	内容	(略)			震源に関する情報	震度3以上(大津波警報，津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)	(略)	震源・震度に関する情報	以下の何れかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報，津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	(略)	(略)			163	津波警報の改善
地震情報の種類	発表基準	内容																																			
(略)																																					
震源に関する情報	震度3以上(津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	(略)																																			
震源・震度に関する情報	以下の何れかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	(略)																																			
(略)																																					
地震情報の種類	発表基準	内容																																			
(略)																																					
震源に関する情報	震度3以上(大津波警報，津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)	(略)																																			
震源・震度に関する情報	以下の何れかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報，津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	(略)																																			
(略)																																					

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考						
<p style="text-align: center;">地震・津波情報伝達系統図</p>  <p>2) 各機関の措置</p> <p>① 水戸地方気象台における措置</p> <p>水戸地方気象台は、気象庁から通知された津波情報及び地震情報を発表する。また、県内で震度4以上の地震が観測された時などは地震解説資料を発表する。</p> <p>(3) 地震解説資料の収集</p> <p><u>地震発生後、約1～2時間経過した後に、現に発生している地震現象への理解を深め、今後の対応に役立てるとともに過度の不安を取り除くための情報として水戸地方気象台から地震解説資料が発表される。この情報は、県内で震度4以上の地震が観測されたとき、大津波警報・津波警報・注意報が発表されたとき、それまで地震活動が見られなかった地域など小規模な地震が頻発し、特に必要があるとされたときに発表されるものである。関係機関は本情報を必要な機関に伝達するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">地震・津波情報伝達系統図</p>  <p>2) 各機関の措置</p> <p>① 水戸地方気象台における措置</p> <p>水戸地方気象台は、気象庁から通知された津波警報等及び地震情報を発表する。また、県内で震度4以上の地震が観測された時などは地震解説資料を発表する。</p> <p>(3) 地震解説資料の収集</p> <p><u>発生した地震現象への理解を深め、今後の防災対応に資するため、水戸地方気象台で作成された地震解説資料等が提供される。提供される地震解説資料等は下表のとおり。</u></p> <table border="1" data-bbox="960 1171 1807 1452"> <thead> <tr> <th>解説資料等の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震解説資料（速報版）</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度4以上 (但し、地震が頻発している場</td> <td>地震発生後30分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係</td> </tr> </tbody> </table>	解説資料等の種類	発表基準	内容	地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度4以上 (但し、地震が頻発している場	地震発生後30分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係	<p>164</p> <p>164</p> <p>165</p>	<p>誤記の修正（気象庁から水戸気象台ならびに関係市町村および関係機関等から住民への矢印の追加）</p> <p>表記の修正</p> <p>解説資料等の内容等の追加</p>
解説資料等の種類	発表基準	内容							
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度4以上 (但し、地震が頻発している場	地震発生後30分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係							

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後		新計画 掲載頁	備考
		合、その都度の発表はしない。)	機関向けに提供する資料。	
	地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波 注意報発表時 ・震度5弱以上 ・社会的に関心の高い地震が 生	地震発生後1～2時間を 目途に、地震や津波の 特徴を解説するため、 より詳しい状況等を取 りまとめ、地震解説資 料(速報版)の内容に加 えて、防災上の留意事 項やその後の地震活動 の見通し、津波や長周 期地震動の観測状況、 緊急地震速報の発表状 況、周辺の地域の過去 の地震活動など関連す る情報を編集した資料。	
	管内地震活動 図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害 予想図の作成、その他 防災に係る活動を支援 するために、毎月の地 震活動の状況をとりま とめた地震活動の傾向 等を示す資料。	
<p>3 被害情報・措置情報の収集・伝達</p> <p>(4) 各機関の情報収集・伝達活動</p> <p>1) 市町村の活動</p> <p>① (略)</p> <p>エ 地震が発生し、震度4以上を記録したとき</p> <p>2) 県の活動</p> <p>③ 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は都道府県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。</p>	<p>3 被害情報・措置情報の収集・伝達</p> <p>(4) 各機関の情報収集・伝達活動</p> <p>1) 市町村の活動</p> <p>① (略)</p> <p>エ 地震が発生し、震度4以上を観測したとき</p> <p>2) 県の活動</p> <p>③ 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は都道府県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。</p>	169	表記の修正	

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>また、<u>都道府県</u>は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法 4) 情報収集・伝達系統4（ライフライン被害） 表中：<u>東京電力</u></p> <p>4 国への報告 (1) 消防庁への報告 1) (略) ④ 地震が発生し、本県の区域内で震度4以上を<u>記録</u>したとき</p> <p>第3 災害情報の広報 ■基本事項 2 留意点 <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>また、<u>県</u>は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。</p> <p><u>④ 県は、行方不明者・安否不明者（災害が原因で所在不明となった者）の救出・救助活動を迅速に行うため、所在情報を入手する必要がある、生命の保護のため緊急かつやむを得ないときは、当該行方不明者・安否不明者の氏名・市町村名を公表するものとする。</u></p> <p><u>また、死者の氏名を公表する場合は、遺族の意向を尊重して行うものとする。</u></p> <p>(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法 4) 情報収集・伝達系統4（ライフライン被害） 表中：<u>東京電力パワーグリッド</u></p> <p>4 国への報告 (1) 消防庁への報告 1) (略) ④ 地震が発生し、本県の区域内で震度4以上を<u>観測</u>したとき</p> <p>第3 災害情報の広報 ■基本事項 2 留意点 <u>(3) 各種情報伝達手段の住民への周知</u> <u>県、市町村、防災関係機関は災害情報を住民に提供するための各種情報伝達手段について、あらゆる機会を利用して平時より周知するものとする。</u></p> <p><u>(4) 各種情報伝達手段を用いた訓練の実施</u> <u>県、市町村、防災関係機関は、災害時に使用する各種情報伝達手段を用いた訓練を平時より実施するものとする。</u></p> <p><u>(5) 危機感が伝わる情報提供の実施</u> <u>県、市町村、防災関係機関が避難情報等の災害情報を住民に伝達する際は、一人ひとりに確実に事態の危機感が伝わるよう、わかり</u></p>	<p>170</p> <p>170</p> <p>172</p> <p>174</p> <p>176</p>	<p>表記の修正</p> <p>災害時における人的被害情報の公表方針</p> <p>組織改称</p> <p>表記の修正</p> <p>平成30年7月豪雨における課題を踏まえた修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>■対策</p> <p>1 広報活動</p> <p>(2) 広報手段</p> <p>広報活動実施系統図中：<u>協力要請</u></p> <p>広報活動実施系統図中：<u>放送要請</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <u>その他</u> 報道機関 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <u>NHK水戸</u> <u>茨城放送等</u> </div> </div> <p style="margin-left: 20px;">テレビ ラジオ 新聞</p> <p style="margin-left: 180px;">テレビ ラジオ</p> <p>1) 報道機関への依頼</p> <p><u>県</u>はあらかじめ定めた協定に基づき、報道機関（NHK水戸放送局、茨城放送）に対して上記の内容を広報するよう依頼する。この際、テレビ放送については字幕をつけるよう併せて依頼する。</p> <p>また、市町村、防災関係機関より、報道機関を通じた広報に関する要請を受けたときは、<u>県</u>はその旨を報道機関に対して依頼し、市町村、防災関係機関の行う応急対策活動を支援する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>やすい情報提供、状況に応じた切迫感のある情報の発信に留意すること。</u></p> <p>■対策</p> <p>1 広報活動</p> <p>(2) 広報手段</p> <p>広報活動実施系統図中：<u>資料提供・調整</u></p> <p>広報活動実施系統図中：<u>(削除)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;"> <u>報道機関</u> <u>(NHK水戸、茨城放送、新聞社等)</u> </div> <p style="margin-left: 20px;">テレビ ラジオ 新聞</p> <p>1) 報道機関への依頼</p> <p><u>県（防災・危機管理課長）</u>はあらかじめ定めた協定に基づき、報道機関（NHK水戸放送局、茨城放送）に対して上記の内容を広報するよう依頼する。この際、テレビ放送については字幕をつけるよう併せて依頼する。</p> <p>また、市町村、防災関係機関より、報道機関を通じた広報に関する要請を受けたときは、<u>県（防災・危機管理課長）</u>はその旨を報道機関に対して依頼し、市町村、防災関係機関の行う応急対策活動を支援する。</p> <p><u>5) 民間アプリの活用</u></p> <p><u>県、市町村、防災関係機関は、TwitterやLINE、Yahoo!防災速報などの民間アプリを活用して住民に情報提供するものとする。</u></p> <p><u>また、迅速性・拡散性に優れているTwitterなどのSNSについては、被災市町村等が発する信頼のおける情報を積極的にリツイートするなどして拡散するとともに、他の公的機関等が発</u></p>	<p>179</p> <p>180</p> <p>180</p>	<p>協定締結内容に基づき修正 NHK水戸、茨城放送等と隣のその他報道機関を内容が重複しているため統合</p> <p>協定締結内容に基づき修正</p> <p>平成30年7月豪雨における課題を踏まえた修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>3 資料, 関連項目</p> <p>(1) 資料</p> <p>資料 <u>2-20</u> 「災害時における放送要請に関する協定（NHK）」</p> <p>資料 <u>2-21</u> 「災害時における放送要請に関する協定（茨城放送）」</p> <p>資料 <u>2-23</u> 「災害時における報道要請に関する協定」</p> <p>第3節 応援・受援</p> <p>第2 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行</p> <p>■対策</p> <p>3 応援受入体制の確保</p> <p>(2) 受入体制の確保</p> <p>【県（防災・危機管理部），市町村】</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>5 資料, 関連項目</p> <p>(1) 資料</p> <p>資料 2-3 「<u>災害時等五県相互応援協定及び同実施細目</u>」</p> <p>第4節 被害軽減対策</p> <p>■基本事項</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第2 避難勧告，避難指示（緊急），誘導</p> <p>■対策</p> <p>1 避難勧告，避難指示（緊急），避難準備・高齢者等避難開始</p>	<p><u>する被災者支援に有益な情報等についても，複数の者で正確性を確認しながら，情報の拡散を行うものとする。</u></p> <p>3 資料, 関連項目</p> <p>(1) 資料</p> <p>資料 <u>2-21</u> 「災害時における放送要請に関する協定（NHK）」</p> <p>資料 <u>2-22</u> 「災害時における放送要請に関する協定（茨城放送）」</p> <p>資料 <u>2-24</u> 「災害時における報道要請に関する協定」</p> <p>第3節 応援・受援</p> <p>第2 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行</p> <p>■対策</p> <p>3 応援受入体制の確保</p> <p>(2) 受入体制の確保</p> <p>【県（防災・危機管理部），市町村】</p> <p><u>3) 海外からの支援の受入れ</u></p> <p><u>知事及び市町村長は，国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には，その円滑な受入れに努める。</u></p> <p>5 資料, 関連項目</p> <p>(1) 資料</p> <p>資料 2-3 「<u>災害時等における福島県，茨城県，栃木県，群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定及び実施細目</u>」</p> <p>第4節 被害軽減対策</p> <p>■基本事項</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p><u>（4）指定緊急避難場所</u></p> <p><u>（5）広域避難（広域一時滞在）</u></p> <p>第2 避難勧告，避難指示（緊急），誘導</p> <p>■対策</p> <p>1 避難勧告，避難指示（緊急），避難準備・高齢者等避難開始</p>	<p>181</p> <p>194</p> <p>196</p> <p>205</p>	<p>資料編の番号修正</p> <p>防災基本計画（H30）に基づく修正（首都直下地震地方緊急対策実施計画の記載事項）</p> <p>正式名称へ修正</p> <p>防災基本計画（H30）の修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>(1) 避難が必要となる災害</p> <p>地震発生後、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難勧告・避難指示（緊急）を伝達する。</p> <p>また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始を適切に出すように努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波 ・<u>余震</u>による建物倒壊 ・崖崩れ、地すべり ・地震水害（河川、海岸、ため池等） ・延焼火災 ・その他 ・危険物漏洩（毒劇物、爆発物） <p><u>(新設)</u></p> <p>4 広域避難（広域一時滞在） (略)</p> <p>5 資料、関連項目 (1) 資料 資料 <u>7-1</u> 「市町村における指定緊急避難場所・指定避難所の指定状況一覧」</p> <p>第3 緊急輸送 ■対策</p> <p>3 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保 (1) 車両、船舶、ヘリコプターの調達及び輸送の要請等 【茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、<u>日立電鉄交通サービス株式会社</u>、一般社団法人茨城県バス協会】 茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、<u>日立電鉄交通サービス株式会社</u>、一般社団法人茨城県バス協会は車両台数の実態を把握しておき</p>	<p>(1) 避難が必要となる災害</p> <p>地震発生後、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難勧告・避難指示（緊急）を伝達する。</p> <p>また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始を適切に出すように努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波 ・<u>地震</u>による建物倒壊 ・崖崩れ、地すべり ・地震水害（河川、海岸、ため池等） ・延焼火災 ・その他 ・危険物漏洩（毒劇物、爆発物） <p>4 指定緊急避難場所 【市町村】 <u>市町村は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</u></p> <p>5 広域避難（広域一時滞在） (略)</p> <p>6 資料、関連項目 (1) 資料 資料 <u>7-3</u> 「市町村における指定緊急避難場所・指定避難所の指定状況一覧」</p> <p>第3 緊急輸送 ■対策</p> <p>3 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保 (1) 車両、船舶、ヘリコプターの調達及び輸送の要請等 【茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、一般社団法人茨城県バス協会】 茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、一般社団法人茨城県バス協会は車両台数の実態を把握しておき被災者移送等の必要が生じたときは、県の要請に基づき乗用車及び乗り合い自動車等の供給に協力す</p>	<p>205</p> <p>208</p> <p>209</p> <p>214</p>	<p>防災基本計画（H30）の修正</p> <p>防災基本計画（H30）の修正</p> <p>資料編の番号修正</p> <p>茨城交通へ合併吸収</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考										
<p>被災者移送等の必要が生じたときは、県の要請に基づき乗用車及び乗り合い自動車等の供給に協力する。</p> <p>5 交通規制</p> <p>(1) 災害応急対策期 【県（警察本部）、自衛官、消防吏員】 (略)</p> <p>なお、被災想定地区ごとの緊急交通路指定予定路線は、<u>次表</u>のとおりである。</p> <p>[緊急交通路指定予定路線]</p> <table border="1" data-bbox="129 571 927 895"> <thead> <tr> <th>地区別</th> <th>路線名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 県北地区</td> <td>常磐道（国道6号）</td> </tr> <tr> <td>2 県央地区</td> <td>常磐道（国道6号）、北関東道（国道50号、国道51号）、東関東道</td> </tr> <tr> <td>3 鹿行地区</td> <td>国道51号、国道124号、国道355号</td> </tr> <tr> <td>4 県南地区</td> <td>常磐道（国道6号、国道294号、国道354号）、圏央道（国道354号、国道408号）、北関東道（国道50号）</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>注）（国道6号、50号、51号、354号及び国道408号）は、常磐道、北関東道及び圏央道が使用不能の場合に緊急交通路として指定する場合である。</u></p> <p>第4 消火活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動</p> <p>■対策</p> <p>2 救助・救急活動</p> <p>(1) 消防機関による救助・救急活動 【市町村（消防本部、消防団）】</p> <p>5) 後方医療機関への搬送</p> <p>② 消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、<u>茨城県救急医療情報コントロールセンター</u>から、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。</p>	地区別	路線名	1 県北地区	常磐道（国道6号）	2 県央地区	常磐道（国道6号）、北関東道（国道50号、国道51号）、東関東道	3 鹿行地区	国道51号、国道124号、国道355号	4 県南地区	常磐道（国道6号、国道294号、国道354号）、圏央道（国道354号、国道408号）、北関東道（国道50号）	<p>る。</p> <p>5 交通規制</p> <p>(1) 災害応急対策期 【県（警察本部）、自衛官、消防吏員】 (略)</p> <p>なお、被災想定地区ごとの緊急交通路指定予定路線は、<u>次</u>のとおりである。</p> <p>[緊急交通路指定予定路線] <u>常磐道、東関東道、北関東道、圏央道、東水戸道路、常陸那珂道路、日立有料道路</u></p> <p>第4 消火活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動</p> <p>■対策</p> <p>2 救助・救急活動</p> <p>(1) 消防機関による救助・救急活動 【市町村（消防本部、消防団）】</p> <p>5) 後方医療機関への搬送</p> <p>② 消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、<u>いばらき消防指令センター等</u>から、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。</p>	<p>219</p> <p>226</p>	<p>緊急交通路指定予定路線の修正</p> <p>茨城県救急医療情報コントロールセンター廃止のため</p>
地区別	路線名												
1 県北地区	常磐道（国道6号）												
2 県央地区	常磐道（国道6号）、北関東道（国道50号、国道51号）、東関東道												
3 鹿行地区	国道51号、国道124号、国道355号												
4 県南地区	常磐道（国道6号、国道294号、国道354号）、圏央道（国道354号、国道408号）、北関東道（国道50号）												

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>第5 応急医療</p> <p>■基本事項</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(1) 応急医療体制の確保 (略)</p> <p>5) 医療救護所の設置 <u>(新設)</u></p> <p>■対策</p> <p>1 応急医療体制の確保</p> <p>(2) 対策本部及び現地対策班の設置</p> <p>【県（保健福祉部）】</p> <p>県は、県保健福祉部長を本部長とする県災害対策本部保健福祉部を設置し、本庁各課長は茨城県災害対策本部条例施行規則に規定する業務分担に従い活動班を編制し、班員を指揮する。また、茨城県災害医療コーディネーターを招聘し、医療救護活動に係る助言・調整等を要請する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>保健福祉部長は、被災地域内の保健所ごとに各保健所長を長とする現地対策班を設置し、保健所長は地域災害医療コーディネーターを招聘して、災害医療情報の収集・提供、関係機関との連絡調整、医療救護チーム等の配置調整等の現地業務を効率的に遂行する。</p> <p>(4) 医療救護チーム・DMAT等の編成、派遣</p> <p>【県（保健福祉部）】</p> <p>県は、市町村から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めるときは、県立病院をはじめ国立病院機構病院、日赤茨城県支部、県医師会、県歯科医師会等関係団体、災害拠点病院、DMAT指定医療機関及びDPAT登録機関に対し協力を要請す</p>	<p>第5 応急医療</p> <p>■基本事項</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(1) 応急医療体制の確保 (略)</p> <p>5) 医療救護所の設置 <u>6) DHEATの派遣</u></p> <p>■対策</p> <p>1 応急医療体制の確保</p> <p>(2) 対策本部及び現地対策班の設置</p> <p>【県（保健福祉部）】</p> <p>県は、県保健福祉部長を本部長とする県災害対策本部保健福祉部を設置し、本庁各課長は茨城県災害対策本部条例施行規則に規定する業務分担に従い活動班を編制し、班員を指揮する。また、茨城県災害医療コーディネーターを招聘し、医療救護活動に係る助言・調整等を要請する。</p> <p><u>また、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（「保健医療調整本部」）の役割は、県災害対策本部保健福祉部が行うものとする。</u></p> <p>保健福祉部長は、被災地域内の保健所ごとに各保健所長を長とする現地対策班を設置し、保健所長は地域災害医療コーディネーターを招聘して、災害医療情報の収集・提供、関係機関との連絡調整、医療救護チーム等の配置調整等の現地業務を効率的に遂行する。</p> <p>(4) 医療救護チーム・DMAT等の編成、派遣</p> <p>【県（保健福祉部）】</p> <p>県は、市町村から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めるときは、県立病院をはじめ国立病院機構病院、日赤茨城県支部、県医師会、県歯科医師会等関係団体、災害拠点病院、DMAT指定医療機関及びDPAT登録機関に対し協力を要請す</p>	<p>232</p> <p>233</p>	<p>防災基本計画(H30)の修正</p> <p>防災基本計画(H30)の修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>る。 また、必要に応じ、国及び県医師会を通じ日本医師会の災害医療チーム（以下「JMAT」という。）の派遣を要請する。 <u>（新設）</u></p> <p>【日赤茨城県支部】 日赤茨城県支部は、県の要請又は自主的な判断に基づき、医療救護班を派遣する。医療救護班は「災害救助法に基づく委託契約書」の定めにより救護活動を行うものとする。 なお、他都道府県支部からの応援救護班の行動等については、県支部救護班と同様の取扱いとする。 <u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>2 応急医療活動 (2) 医療救護チーム・DMAT等による医療活動 【国、県（防災・危機管理部、保健福祉部）、市町村、医療関係者等】 2) 医療救護チーム・DMAT等の配置 (略) 災害医療コーディネーターは、調整・配置についての助言を行う</p>	<p>る。 また、必要に応じ、国及び県医師会を通じ日本医師会の災害医療チーム（以下「JMAT」という。）の派遣を要請する。 <u>なお、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、JMAT、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用し、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎを適切に行う。</u></p> <p>【日赤茨城県支部】 日赤茨城県支部は、県の要請又は自主的な判断に基づき、医療救護班を派遣する。医療救護班は「災害救助法に基づく委託契約書」の定めにより救護活動を行うものとする。 なお、他都道府県支部からの応援救護班の行動等については、県支部救護班と同様の取扱いとする。 <u>また、日赤茨城県支部職員及び日赤災害医療コーディネートチームを茨城県災害対策本部保健福祉部に派遣し、県災害医療コーディネーター等と協議・調整等を行う。</u></p> <p>(6) DHEATの派遣 【県（保健福祉部）】 <u>県は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、DHEATの応援派遣を行う。</u></p> <p>2 応急医療活動 (2) 医療救護チーム・DMAT等による医療活動 【国、県（防災・危機管理部、保健福祉部）、市町村、医療関係者等】 2) 医療救護チーム・DMAT等の配置 (略) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、調</p>	<p>234</p> <p>234</p> <p>234</p> <p>235</p>	<p>防災基本計画 (H30) に基づく修正</p> <p>日赤災害医療コーディネートチーム活動要領の制定</p> <p>防災基本計画 (H30) の修正</p> <p>防災基本計画 (R1) の</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>ものとする。</p> <p>3 後方支援活動</p> <p>(1) 患者受入れ先病院の確保 【県（保健福祉部），市町村，（消防機関），病院等】</p> <p>1) 後方医療施設の確保 医療救護所では対応できない重傷者については，後方医療施設（被災をまぬがれた全医療施設）に搬送し，入院・治療等の医療救護を行う。 県は，<u>茨城県救急医療情報コントロールセンターを拠点</u>として，県全域の救急医療施設の応需情報などを収集・提供し，これにより消防機関は重傷者を搬送するための応需可能な後方医療施設を選定する。</p> <p>(2) 搬送体制の確保 1) 後方医療施設への搬送 【県（防災・危機管理部，保健福祉部），市町村（消防機関），病院等】 災害現場に到着した救急隊員は，傷病者の程度に応じて<u>茨城県救急医療情報コントロールセンター</u>や保健福祉部現地対策班等の情報に基づき，迅速かつ的確に後方医療施設を選定の<u>うえ</u>，傷病者を搬送する。</p> <p>(3) 人工透析の供給等 3) 周産期医療 【県（保健福祉部），市町村】 県は，<u>救急医療情報コントロールセンター</u>及び周産期センター等から周産期医療機関及び小児医療機関の受入状況を把握する。 (略)</p> <p>4 資料，関連項目</p> <p>(1) 資料 資料 <u>11-6</u> 「災害用医薬品等備蓄場所一覧」 資料 <u>11-7</u> 「災害用医薬品等備蓄品目一覧」</p>	<p>整・配置についての助言を行うものとする。</p> <p>3 後方支援活動</p> <p>(1) 患者受入れ先病院の確保 【県（保健福祉部），市町村，（消防機関），病院等】</p> <p>1) 後方医療施設の確保 医療救護所では対応できない重傷者については，後方医療施設（被災をまぬがれた全医療施設）に搬送し，入院・治療等の医療救護を行う。 県は，<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）を中心</u>として，県全域の救急医療施設の応需情報などを収集・提供し，これにより消防機関は重傷者を搬送するための応需可能な後方医療施設を選定する。</p> <p>(2) 搬送体制の確保 1) 後方医療施設への搬送 【県（防災・危機管理部，保健福祉部），市町村（消防機関），病院等】 災害現場に到着した救急隊員は，傷病者の程度に応じて<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u>や保健福祉部現地対策班等の情報に基づき，迅速かつ的確に後方医療施設を選定の<u>上</u>，傷病者を搬送する。</p> <p>(3) 人工透析の供給等 3) 周産期医療 【県（保健福祉部），市町村】 県は，<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u>及び周産期センター等から周産期医療機関及び小児医療機関の受入状況を把握する。 (略)</p> <p>4 資料，関連項目</p> <p>(1) 資料 資料 <u>11-5</u> 「災害用医薬品等備蓄場所一覧」 資料 <u>11-6</u> 「災害用医薬品等備蓄品目一覧」</p>	<p></p> <p>236</p> <p>236</p> <p>238</p> <p>240</p>	<p>修正</p> <p>誤記の修正</p> <p>誤記の修正</p> <p>誤記の修正</p> <p>資料編の番号修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>第6 危険物等災害防止対策</p> <p>■基本事項</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(3) 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保</p> <p>3) 高圧ガス取扱事業所及び液化石油ガス販売事業所間の相互応援体制の活用</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>■対策</p> <p>3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保</p> <p>【県（防災・危機管理部）、県高圧ガス保安協会、高圧ガス及び火薬類の取扱責任者】</p> <p>(3) 高圧ガス取扱施設及び液化石油ガス販売事業所間の相互応援体制の活用</p> <p>県及び県高圧ガス保安協会は、高圧ガス取扱事業所間及び液化石油ガス販売事業所間の相互応援体制が円滑に機能するよう連絡調整を行う。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>5 資料、関連項目</p> <p>第5節 被災者生活支援</p> <p>第1 被災者生活支援</p>	<p>第6 危険物等災害防止対策</p> <p>■基本事項</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(3) 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保</p> <p>3) 高圧ガス取扱事業所及び液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の活用</p> <p><u>(5) 有害物資の漏えい及び石綿飛散防止対策</u></p> <p>■対策</p> <p>3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保</p> <p>【県（防災・危機管理部）、県高圧ガス保安協会、高圧ガス及び火薬類の取扱責任者】</p> <p>(3) 高圧ガス取扱事業所及び液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の活用</p> <p>県及び県高圧ガス保安協会は、高圧ガス取扱事業所間及び液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制が円滑に機能するよう連絡調整を行う。</p> <p><u>5 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策</u></p> <p><u>【県（県民生活環境部）、市町村、建築物等の所有者又は管理者、事業者】</u></p> <p><u>建築物等への被害があり、有害物質の漏えいが懸念される場合は、有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。</u></p> <p><u>建築物等の倒壊・損壊により石綿の飛散が懸念される場合は、石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策について「災害時における石綿飛散防止に係るマニュアル」（平成29年9月 環境省水・大気環境局大気環境課）により行うものとする。</u></p> <p>6 資料、関連項目</p> <p>第5節 被災者生活支援</p> <p>第1 被災者生活支援</p>	<p>242</p> <p>242</p> <p>243</p> <p>243</p> <p>244</p>	<p>表記の修正</p> <p>防災基本計画(R1)の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>防災基本計画(R1)の修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>■基本事項</p> <p>2 留意点</p> <p>(3) 避難者、疎開者、自宅被災者等の把握</p> <p>市町村は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所以外の場所(自宅、車中泊、テント泊等)で生活し、<u>食事や物資</u>のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。</p> <p>■対策</p> <p>2 罹災証明書の交付</p> <p>県（防災・危機管理部）、市町村】</p> <p>市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。</p> <p>なお、市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2 避難生活の確保、健康管理</p> <p>■対策</p>	<p>■基本事項</p> <p>2 留意点</p> <p>(3) 避難者、疎開者、自宅被災者等の把握</p> <p>市町村は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所以外の場所(自宅、車中泊、テント泊等)で生活し、<u>食料や水等</u>を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。</p> <p>■対策</p> <p>2 罹災証明書の交付</p> <p>県（防災・危機管理部）、市町村】</p> <p>市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。</p> <p>なお、市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。<u>ほか、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u></p> <p><u>また、市町村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2 避難生活の確保、健康管理</p> <p>■対策</p>	<p>248</p> <p>250</p>	<p>防災基本計画(H30)の修正</p> <p>防災基本計画(R1)の修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営</p> <p>(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設</p> <p>【市町村】</p> <p>市町村は、発災時に必要に応じ、指定緊急避難場所、指定避難所及び要配慮者のための福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、<u>必要があれば</u>、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定緊急避難場所又は指定避難所として開設する。</p> <p>なお、災害の想定等により必要に応じ、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることとする。</p> <p>さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地域外の地域にあるものを含め、公共用地・国有財産の活用や旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>また、市町村は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>なお、<u>避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p>1) 基本事項</p> <p>③ 災害救助法による設置費用の範囲及び限度額</p>	<p>1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営</p> <p>(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設</p> <p>【市町村】</p> <p>市町村は、発災時に必要に応じて、指定緊急避難場所、指定避難所及び要配慮者のための福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、<u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には</u>、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定緊急避難場所又は指定避難所として開設する。</p> <p>なお、災害の想定等により必要に応じ、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることとする。</p> <p>さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地域外の地域にあるものを含め、公共用地・国有財産の活用や旅館・ホテル等を避難所として借り上げ、<u>実質的に福祉避難所として開設する</u>など、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>また、市町村は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>なお、<u>指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u></p> <p>1) 基本事項</p> <p>③ 災害救助法による設置費用の範囲及び限度額</p>	252	防災基本計画(H30, R1)の修正

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>ア 費用の範囲 (ア) 賃金職員等雇上費 (イ) 消耗器材費 (ウ) 建物、<u>器物等</u>使用謝金 (エ) <u>燃料費</u> (オ) <u>仮設便所及び炊事場の設置費等</u> (カ) <u>衛生管理費</u></p> <p>イ 限度額 (イ) 加算額 冬季（10月～3月）についてはその都度定める額</p>	<p>ア 費用の範囲 (ア) 賃金職員等雇上費 (イ) 消耗器材費 (ウ) 建物<u>の</u>使用謝金 (エ) <u>器物の使用謝金、借上費又は購入費</u> (オ) <u>光熱水費</u> (カ) <u>仮設便所等の設置費</u></p> <p>イ 限度額 (イ) 加算額 ・冬季（10月～3月）についてはその都度定める額 ・<u>福祉避難所の設置のための費用については、当該地域における通常の実費</u></p>	253	県災害救助法施行細則（平成30年施行）に合わせた修正
<p>(2) 避難所の運営 【市町村】 市町村は、避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。 (略)</p>	<p>(2) 避難所の運営<u>管理</u> 【市町村】 市町村は、避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営<u>管理</u>を行う。 (略)</p>	254	防災基本計画(R1)の修正
<p>(4) 福祉避難所における支援 【市町村】 1) 福祉避難所の指定 要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、避難所の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市町村は、<u>介護保険施設、障害者支援施設等</u>を福祉避難所として事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備するよう努める。 その際、避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を整備されているもの等を指定するものとする。</p>	<p>(4) 福祉避難所における支援 【市町村】 1) 福祉避難所の指定 要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、<u>指定避難所内の一般避難スペースでは</u>生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市町村は、<u>必要に応じて</u>福祉避難所として事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備するよう努める。 その際、避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を整備されているもの等を指定するものとする。<u>また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を</u></p>	255	防災基本計画(H30, R1)の修正

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p data-bbox="465 165 551 193">改定前</p> <p data-bbox="91 373 544 400">2 避難所等における生活環境の整備</p> <p data-bbox="91 414 544 442">(1) 避難所等における生活環境の維持</p> <p data-bbox="129 456 237 483">【市町村】</p> <p data-bbox="114 497 931 762">市町村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、入浴の提供を行うほか、食事供与の状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p data-bbox="129 777 181 804">(略)</p> <p data-bbox="91 935 439 962">4 精神保健、心のケア対策</p> <p data-bbox="118 976 383 1003">(2) 精神保健医療体制</p> <p data-bbox="141 1018 931 1165">① 県（障害福祉課）及び精神保健福祉センターは、D P A T 調整本部を障害福祉課に設置し、原則として、精神科医療機関の現状、保健所や市町村が行う心のケア活動の情報収集、関係者への情報提供（FAX 等）を一元的に行う。</p> <p data-bbox="163 1179 931 1364">また、県（障害福祉課）及び精神保健福祉センターは、D P A T と連絡・調整を行い、被災地の保健・医療の現況等に応じた心のケア活動の方針等を示す。D P A T は、保健所、市町村、日赤心のケアチーム、その他の関係機関との連携を図りながら、精神保健医療の支援にあたる。</p> <p data-bbox="91 1378 331 1406">5 資料、関連項目</p> <p data-bbox="118 1420 248 1447">(1) 資料</p>	<p data-bbox="1010 213 1800 323"><u>受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</u></p> <p data-bbox="958 373 1411 400">2 避難所等における生活環境の整備</p> <p data-bbox="958 414 1411 442">(1) 避難所等における生活環境の維持</p> <p data-bbox="996 456 1104 483">【市町村】</p> <p data-bbox="981 497 1800 842">市町村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、入浴の提供を行うほか、食事供与の状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。<u>さらに、災害応急対策に必要な車両の駐車のためのスペースの確保に努めるものとする。</u></p> <p data-bbox="996 857 1048 884">(略)</p> <p data-bbox="958 935 1305 962">4 精神保健、心のケア対策</p> <p data-bbox="985 976 1249 1003">(2) 精神保健医療体制</p> <p data-bbox="1008 1018 1800 1165">① 県（障害福祉課）は、D P A T 調整本部を厚生総務課内に設置し、原則として、精神科医療機関の現状、保健所や市町村が行う心のケア活動の情報収集、関係者への情報提供（FAX 等）を一元的に行う。</p> <p data-bbox="1030 1179 1800 1364">また、県（障害福祉課）及び精神保健福祉センターは、D P A T と連絡・調整を行い、被災地の保健・医療の現況等に応じた心のケア活動の方針等を示す。D P A T は、保健所、市町村、日赤こころのケアチーム、その他の関係機関との連携を図りながら、精神保健医療の支援にあたる。</p> <p data-bbox="958 1378 1198 1406">5 資料、関連項目</p> <p data-bbox="985 1420 1115 1447">(1) 資料</p>	<p data-bbox="1823 735 1874 762">256</p> <p data-bbox="1823 1018 1874 1045">257</p> <p data-bbox="1823 1295 1874 1323">257</p>	<p data-bbox="1995 165 2056 193">備考</p> <p data-bbox="1899 735 2152 804">防災会議委員の意見を踏まえた修正</p> <p data-bbox="1899 1018 2033 1045">誤記の修正</p> <p data-bbox="1899 1295 2007 1323">名称変更</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>資料 7-1 「市町村における指定緊急避難場所・指定避難所の指定状況一覧」</p> <p>資料 11-4 「災害派遣精神医療チーム（茨城DPAT）協定医療機関」</p> <p>第3 ボランティア活動の支援</p> <p>■対策</p> <p>2 ボランティア「担当窓口」の設置・機能</p> <p>【県（保健福祉部），市町村】</p> <p>(3) 活動拠点の提供</p> <p>県及び市町村は，ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう，必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど，その支援に努める。</p>	<p>資料 7-3 「市町村における指定緊急避難場所・指定避難所の指定状況一覧」</p> <p>資料 11-3 「災害派遣精神医療チーム（茨城DPAT）協定医療機関」</p> <p>第3 ボランティア活動の支援</p> <p>■対策</p> <p>2 ボランティア「担当窓口」の設置・機能</p> <p>【県（県民生活環境部，防災・危機管理部，保健福祉部），市町村】</p> <p>(3) 活動拠点の提供</p> <p>県及び市町村は，ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう，必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど，その支援に努めるほか，社会福祉協議会，地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに，中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り，情報を共有する場を設置するなどし，被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また，災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ，片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により，連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに，ボランティアの生活環境について配慮するものとする。</p>	<p>259</p> <p>262</p>	<p>資料編の番号修正</p> <p>防災基本計画(R1)の修正</p>
<p>第5 生活救援物資の供給</p> <p>■対策</p> <p>1 食料，生活必需品等の供給</p> <p>(2) 食料，生活必需品等の給与</p> <p>【県（防災・危機管理部，農林水産部），市町村，日赤茨城県支部】</p> <p>3) 品目</p> <p>① 食料</p> <p>米穀（米飯を含む），パン及びおかゆ等の主食のほか，必要に応じて漬物及び野菜等の副食，味噌，醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお，乳児に対する給与は，原</p>	<p>第5 生活救援物資の供給</p> <p>■対策</p> <p>1 食料，生活必需品等の供給</p> <p>(2) 食料，生活必需品等の給与</p> <p>【県（防災・危機管理部，農林水産部），市町村，日赤茨城県支部】</p> <p>3) 品目</p> <p>① 食料</p> <p>パックごはん，おにぎり，弁当，パン，ビスケット・クッキー，即席めん，味噌汁・スープ，レトルト食品，缶詰，乳児用粉ミルク・液体ミルク，飲料水等</p>	<p>271</p>	<p>地震被害想定の見直し，平成30年7月豪雨における課題を踏</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p><u>則として粉ミルクとする。</u></p> <p>② 生活必需品等</p> <p>ア 寝 具（毛布等）</p> <p>イ 日用品雑貨（石鹸，タオル，歯ブラシ，歯磨き粉，トイレットペーパー，ゴミ袋，軍手，バケツ，洗剤，洗濯ロープ，洗濯バサミ，蚊取線香，携帯ラジオ，老眼鏡，雨具，ポリタンク，生理用品，ティッシュペーパー，ウェットティッシュ，<u>紙おむつ</u>等）</p> <p>ウ 衣 料 品（作業着，下着，靴下，運動靴等）</p> <p>エ 炊事用具（鍋，釜，やかん，包丁，缶切等）</p> <p>オ 食 器（箸，スプーン，皿，茶碗，紙コップ，ほ乳ビン等）</p> <p>カ 光 熱 材 料（ローソク，マッチ，懐中電灯，乾電池，LPガス容器一式，コンロ等付属器具，卓上ガスコンロ等）</p> <p>キ そ の 他（ビニールシート等）</p> <p>2 応急給水の実施</p> <p>(3) 検査の実施</p> <p>【市町村，県（保健福祉部）】</p> <p>市町村は，車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など，井戸水等を飲用しなければならない場合は，飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は，県に検査の実施を要請することができる。</p> <p>県は，市町村から要請があった場合又は県が必要と認める場合は，<u>衛生研究所において検査を実施</u>する。</p> <p>第6 要配慮者安全確保対策</p> <p>■対策</p> <p>3 外国人に対する安全確保対策</p>	<p>② 生活必需品等</p> <p>ア 寝 具（毛布，<u>段ボール製ベッド・シート・間仕切り</u>等）</p> <p>イ 日用品雑貨（石鹸，タオル，歯ブラシ，歯磨き粉，<u>マウスウオッシュ</u>，トイレットペーパー，ゴミ袋，軍手，バケツ，洗剤，洗濯ロープ，洗濯バサミ，蚊取線香，携帯ラジオ，老眼鏡，雨具，ポリタンク，生理用品，ティッシュペーパー，ウェットティッシュ，<u>乳児・小児用おむつ，大人用おむつ，おしりふき，使い捨てカイロ，マスク，ガムテープ</u>等）</p> <p>ウ 衣 料 品（作業着，下着（上下），靴下，運動靴，<u>雨具</u>等）</p> <p>エ 炊 事 用 具（鍋，釜，やかん，<u>ケトル</u>，包丁，缶切等）</p> <p>オ 食 器（箸，スプーン，皿，茶碗，紙コップ，ほ乳ビン等）</p> <p>カ 光 熱 材 料（<u>発電機</u>，ローソク，マッチ，懐中電灯，乾電池，LPガス容器一式，コンロ等付属器具，卓上ガスコンロ等）</p> <p>キ そ の 他（ビニールシート，<u>仮設トイレ，土嚢袋</u>等）</p> <p>2 応急給水の実施</p> <p>(3) 検査の実施</p> <p>【市町村，県（保健福祉部）】</p> <p>市町村は，車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など，井戸水等を飲用しなければならない場合は，飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は，県に検査の実施を要請することができる。</p> <p>県は，市町村から要請があった場合又は県が必要と認める場合は，<u>検査機関に検査を依頼</u>する。</p> <p>第6 要配慮者安全確保対策</p> <p>■対策</p> <p>3 外国人に対する安全確保対策</p>	<p>273</p>	<p>まえた修正</p> <p>実際の対応方法に合わせた修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>(1) 外国人の避難誘導 【県（県民生活環境部）、市町村、県国際交流協会】 県及び県国際交流協会は、市町村の要請に基づき、語学ボランティアに協力を要請する。 市町村は、広報車や防災無線等を活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。</p> <p>(2) 安否確認、救助活動 【市町村】 市町村は、警察、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。</p> <p>(3) 情報の提供 【県（県民生活環境部、防災・危機管理部）、市町村、県国際交流協会】 1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供 県、市町村及び県国際交流協会は避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、<u>地域国際化協会連絡協議会等や、語学ボランティアの協力による災害多言語支援センター設置により、</u>外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、<u>チラシ、情報誌等の発行、配布</u>を行う。</p> <p>(5) 語学ボランティア「受入窓口」の設置・運営等 4) 語学ボランティア「受入窓口」との連携・協力 県は<u>災害発生後、「担当窓口」の職員が県内部及びボランティア「受入窓口」との連絡調整、情報の収集や提供及び広報活動等を行う。</u></p>	<p>(1) 外国人の避難誘導 【県（県民生活環境部）、市町村、県国際交流協会】 県及び県国際交流協会は、市町村の要請に基づき、語学ボランティアに協力を要請する。 市町村は、広報車や防災無線、<u>インターネット通信</u>等を活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。</p> <p>(2) 安否確認、救助活動 【県（県民生活環境部）、市町村】 市町村は、警察、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。 <u>県は、各関係団体への連絡担当者を定め、各団体の被災状況および外国人の安否等の確認や、在住外国人に関する情報の収集など、避難、救助の支援をする。</u></p> <p>(3) 情報の提供 【県（県民生活環境部、防災・危機管理部、<u>営業戦略部</u>）、市町村、県国際交流協会】 1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供 県、市町村及び県国際交流協会は、<u>避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、災害多言語支援センターを設置し、地域国際化協会連絡協議会や、語学ボランティア（県国際交流協会登録者）等の協力も得て、</u>外国人に配慮した継続的な生活・<u>防災・気象情報の提供や、外部からの語学ボランティア「受入窓口」の設置・運営、外国人の避難誘導等への支援</u>を行う。</p> <p>(5) 語学ボランティア「受入窓口」の設置・運営等 4) 語学ボランティア「受入窓口」との連携・協力 県は、<u>災害多言語支援センターに語学ボランティア「受入窓口」が設置された際には、「受入窓口」との連絡調整担当者を定め、「受入窓口」と県内部との連絡調整や、情報の収集・提供及び広報活動等を行う。</u></p>	<p>278</p> <p>278</p> <p>278</p> <p>278</p> <p>279</p>	<p>避難誘導媒体にインターネット通信を追加</p> <p>県の役割を追加</p> <p>対策部署の修正</p> <p>防災基本計画(H30)の修正・災害時多言語支援センターの支援内容明確化</p> <p>県との連携体制を明確化</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>第7 応急教育</p> <p>■基本事項</p> <p>2 留意点</p> <p>(3) 避難所との共存</p> <p>教育施設であると同時に避難所<u>でもある</u>ことから、学校関係者と地域住民との融和・共存を図ることが必要である。</p> <p>■対策</p> <p>1 児童生徒等の安全確保</p> <p>(2) 児童生徒等の避難等</p> <p>【校長等】</p> <p>3) 下校時の危険防止</p> <p>校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域毎の集団下校、又は教員による引率等の措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>4) 校内保護</p> <p>校長等は、災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者<u>への連絡に努める</u>ものとする。この場合、速やかに県や市町村に対し、児童生徒数等や保護の状況等必要な事項を報告する。また、保護者との連絡がとれない場合は、保護者への引<u>き渡</u>しができるまで校内での保護を継続するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難所との共存</p> <p>【県（教育庁）、市町村教育委員会、各学校】</p> <p>(略)</p> <p>1) 市町村は、学校を<u>避難所</u>に指定する場合、教育機能維持の観点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。</p>	<p>第7 応急教育</p> <p>■基本事項</p> <p>2 留意点</p> <p>(3) 避難所との共存</p> <p>教育施設であると同時に避難所<u>となる場合もある</u>ことから、学校関係者と地域住民との融和・共存を図ることが必要である。</p> <p>■対策</p> <p>1 児童生徒等の安全確保</p> <p>(2) 児童生徒等の避難等</p> <p>【校長等】</p> <p>3) 下校時の危険防止</p> <p>校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域毎の集団下校、又は教員による引率等の措置を講ずる<u>ものとする</u>。</p> <p>(略)</p> <p>4) 校内保護</p> <p>校長等は、災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者<u>へ連絡し、引渡しの措置を講ずる</u>ものとする。</p> <p><u>なお</u>、この場合、速やかに県や市町村に対し、児童生徒数や保護の状況等必要な事項を報告する。</p> <p>また、保護者との連絡がとれない場合<u>や保護者が迎えに来ることが困難な場合</u>は、保護者への引渡しができるまで校内での保護を継続するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難所との共存</p> <p>【県（教育庁）、市町村教育委員会、各学校】</p> <p>(略)</p> <p>1) 市町村は、学校を<u>指定避難所</u>に指定する場合、教育機能維持の観点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。</p>	<p>281</p> <p>282</p> <p>283</p> <p>284</p>	<p>表記の修正</p> <p>表記の修正（風水害編と整合）</p> <p>引渡し措置等を明記</p> <p>防災基本計画（H30）の修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>2) 市町村は、避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。</p> <p>3) 避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。</p> <p>4) (略)</p> <p>5) 避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、避難所と同様の対応ができるよう努める。</p>	<p>2) 市町村は、指定避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。</p> <p>3) 指定避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。</p> <p>4) (略)</p> <p>5) 指定避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、指定避難所と同様の対応ができるよう努める。</p>	284	防災基本計画 (H30) の修正
<p>第8 帰宅困難者対策</p> <p>■対策</p> <p>1 各機関の取組</p> <p>(2) 市町村の取組</p> <p>【市町村】</p> <p>4) 交通事業者との連携体制の整備市町村は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築しておく必要がある。市町村と交通事業者は、協議の上、滞在場所の確保等を推進するものとする。</p> <p>また、滞在場所の確保に当たっては、男女の違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする。</p>	<p>第8 帰宅困難者対策</p> <p>■対策</p> <p>1 各機関の取組</p> <p>(2) 市町村の取組</p> <p>【市町村】</p> <p>4) 交通事業者との連携体制の整備市町村は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築しておく必要がある。市町村と交通事業者は、協議の上、一時滞在場所の確保等を推進するものとする。</p> <p>また、一時滞在場所の確保に当たっては、男女の違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在場所の運営に努めるものとする。</p>	284	防災基本計画 (H30) の修正
<p>第6節 災害救助法の適用</p> <p>■対策</p> <p>4 救助法による救助</p> <p>【県（関係部局）、市町村】</p> <p>(2) 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等</p> <p>救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等につい</p>	<p>第6節 災害救助法の適用</p> <p>■対策</p> <p>4 救助法による救助</p> <p>【県（関係部局）、市町村】</p> <p>(2) 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等</p> <p>救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等につい</p>	286	防災基本計画 (H30) の修正

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>ては、資料16-2「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間の早見表」のとおりである。</p> <p>5 災害対策基金等の管理 【県（防災・危機管理部）】 (2) 災害救助基金の管理 2) 災害救助基金の運用 災害救助基金の運用は次の方法によらなければならない。 ① 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金 ② 国債証券，地方債証券，勸業債券，その他確実な債券の応募又は買入 ③ 救助に必要な給与品の事前購入</p>	<p>ては、資料16-1「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間の早見表」のとおりである。</p> <p>5 災害対策基金等の管理 【県（防災・危機管理部）】 (2) 災害救助基金の管理 2) 災害救助基金の運用 災害救助基金の運用は次の方法によらなければならない。 ① 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金 ② 国債証券，地方債証券，その他確実な債券の応募又は買入 ③ 救助法第4条第1項に規定する給与品の事前購入</p>	296	誤記の修正
<p>第7節 応急復旧・事後処理 第1 建築物の応急復旧 ■基本事項 1 趣旨 地震の発生により破損したり耐震性が低下した建築物が，余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い，被災建築物による二次災害を防止していくものとする。 また，災害のために住家が滅失した被災者のうち，自らの資力で住宅を確保できない者に対しては応急仮設住宅を提供し，又は，災害のため住宅が半壊又は半焼したものに対しては応急修理を行い保護していくものとする。</p>	<p>第7節 応急復旧・事後処理 第1 建築物の応急復旧 ■基本事項 1 趣旨 地震の発生により破損したり耐震性が低下した建築物が，地震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い，被災建築物による二次災害を防止していくものとする。 また，災害のために住家が滅失した被災者のうち，自らの資力で住宅を確保できない者に対しては応急仮設住宅を提供し，又は，災害のため住宅が半壊若しくは半焼した者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対しては応急修理を行い保護していくものとする。</p>	296	標記の修正
<p>■対策 1 応急危険度判定 【県（土木部），市町村】 (1) 判定士等派遣要請・派遣 1) 判定士等派遣要請 市町村は，余震等による2次災害を防止するため，判定士及び</p>	<p>■対策 1 応急危険度判定 【県（土木部），市町村】 (1) 判定士等派遣要請・派遣 1) 判定士等派遣要請 市町村は，地震等による2次災害を防止するため，判定士及び</p>	298	防災基本計画（H30）の修正
		298	防災基本計画（H30）に基づく修正
		299	防災基本計画（H30）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>被災宅地判定士（以下「判定士等」という。）の派遣を県に要請する。</p> <p>2 住宅の応急修理 【県（防災・危機管理部，土木部），市町村】 (1) 基本事項 1) 修理対象世帯 応急修理は，市町村が，<u>災害のため住宅が半壊又は半焼した世帯</u>に対して行う。</p> <p>3 応急仮設住宅の提供 【関東財務局，県（土木部），市町村】 (5) 建築資材の調達 応急仮設住宅の建設は，<u>一般社団法人プレハブ建築協会等と協定を締結し，その</u>協力を得て建設する。 (6) 応急仮設住宅の借上げ等 県は借り上げる民間賃貸住宅の仕様基準や標準契約書，借り上げ可能な民間賃貸住宅の情報等を市町村へ提供する。市町村は必要な民間賃貸住宅の借上げを行う。</p> <p>5 資料，関連項目 (1) 資料 資料 17-1 「茨城県震災建築物応急危険度判定要綱」 <u>(新規)</u> 資料 <u>17-2</u> 「災害時における応急の仮設住宅の建設に関する協定書」 <u>(新規)</u> 資料 <u>17-4</u> 「災害復旧用材（国有林材）の供給」</p> <p>第2 土木施設の応急復旧 ■対策 5 資料，関連項目</p>	<p>被災宅地判定士（以下「判定士等」という。）の派遣を県に要請する。</p> <p>2 住宅の応急修理 【県（防災・危機管理部，土木部），市町村】 (1) 基本事項 1) 修理対象世帯 応急修理は，市町村が，<u>災害のため住家が半壊若しくは半焼した者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u>に対して行う。</p> <p>3 応急仮設住宅の提供 【関東財務局，県（土木部），市町村】 (5) 建築資材の調達 応急仮設住宅の建設は，<u>協定締結団体</u>の協力を得て建設する。 (6) 応急仮設住宅の借上げ等 県は借り上げる民間賃貸住宅の仕様基準や標準契約書，<u>協定締結団体から提供された</u>借り上げ可能な民間賃貸住宅の情報等を市町村へ提供する。市町村は必要な民間賃貸住宅の借上げを行う。</p> <p>5 資料，関連項目 (1) 資料 資料 17-1 「茨城県震災建築物応急危険度判定要綱」 <u>資料 17-2 「被災住宅危険度判定実施要領」</u> 資料 <u>17-3</u> 「災害時における応急の仮設住宅の建設に関する協定書（プレハブ建築協会）」 <u>資料 17-4 「災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書（全国木造建設事業協会）」</u> 資料 <u>17-5</u> 「災害復旧用材（国有林材）の供給」</p> <p>第2 土木施設の応急復旧 ■対策 5 資料，関連項目</p>	<p>300</p> <p>301</p> <p>301</p> <p>302</p>	<p>の修正</p> <p>防災基本計画（H30）に基づく修正</p> <p>表記の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>資料編の番号修正・追加</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>(1) 資料 資料 17-5 「地震災害道路等応急復旧工事に関する協定書」</p> <p>第3 ライフライン施設の応急復旧</p> <p>■基本事項</p> <p>2 留意事項</p> <p>(1) 被害状況の把握 ライフライン施設の応急対策活動を迅速に進めるためには、地震発生後、各施設の被害状況を速やかに把握して、それに対応した応急対策計画を策定し、実施していく必要がある。このため、あらかじめ各事業者が被害情報の収集・伝達体制を整備しておくことが必要である。 また、県、市町村及び防災関係機関は、情報収集で得た航空写真・画像等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(2) 電話施設の応急復旧 1) 電話停止時の 代替 措置</p> <p>■対策</p> <p>1 電力施設の応急復旧 【東京電力株式会社（茨城支店）】</p> <p>(1) 応急復旧の実施 2) 災害時における情報の収集、連絡 ① 情報の収集、報告 災害が発生した場合は、支店及び第一線機関等の本（支）部長は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握に努める。 (略)</p> <p>2 電話施設の応急復旧</p>	<p>(1) 資料 資料 17-6 「地震災害道路等応急復旧工事に関する協定書」</p> <p>第3 ライフライン施設の応急復旧</p> <p>■基本事項</p> <p>2 留意事項</p> <p>(1) 被害状況の把握 ライフライン施設の応急対策活動を迅速に進めるためには、地震発生後、各施設の被害状況を速やかに把握して、それに対応した応急対策計画を策定し、実施していく必要がある。このため、あらかじめ各事業者が被害情報の収集・伝達体制を整備しておくことが必要である。 また、県、市町村及び防災関係機関は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による 情報提供に努めるものとする。</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(2) 電話施設の応急復旧 1) 電話停止時の 応急 措置</p> <p>■対策</p> <p>1 電力施設の応急復旧 【東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社】</p> <p>(1) 応急復旧の実施 2) 災害時における情報の収集、連絡 ① 情報の収集、報告 災害が発生した場合は、総支社及び第一線機関等の本（支）部長は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握に努める。 (略)</p> <p>2 電話施設の応急復旧</p>	<p>315</p> <p>316</p> <p>316</p> <p>317</p>	<p>資料編の番号修正</p> <p>防災基本計画(R1)に基づく修正</p> <p>事業者の災害対策規程の変更</p> <p>組織改称</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>【東日本電信電話株式会社（茨城支店）】</p> <p>(1) 電話停止時の<u>代替</u>措置</p> <p>1) <u>臨時回線の設置</u> <u>部内打合せ線，政府機関，地方行政機関及び情報連絡，救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため設置する。</u></p> <p>2) <u>臨時電話・電報受付所の設置</u> <u>該当地域を受け持つNTT東日本の窓口，避難所，救護所等に臨時電報，電話受付所を設置する。</u></p> <p>3) <u>非常用公衆電話の設置</u> <u>孤立化する地域をなくすため，避難場所及び地域の主要場所に非常公衆電話を設置する。</u></p> <p>4) <u>通信の利用制限</u> <u>災害等により，通信の疎通が著しく困難となった場合は，電気通信事業法の規定に基づき規制措置を行い，利用制限を行う。</u></p> <p>5) <u>電話の輻そう対策</u> <u>大規模災害時における電話の輻そうに対応するため，地域住民の安否の登録，取り出しを可能とする，災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。</u></p> <p>(2) <u>応急復旧の実施</u></p> <p>1) <u>災害対策本部の設置</u> <u>地震による災害が発生した場合は，茨城支店災害対策実施要領の定めるところにより，それぞれ災害対策本部を設置する。</u> <u>【東日本電信電話株式会社茨城支店災害対策本部組織図】</u></p>	<p>【東日本電信電話株式会社（茨城支店）】</p> <p>(1) 電話停止時の<u>応急</u>措置</p> <p>1) <u>通信のそ通に対する応急措置</u> <u>災害時措置計画に沿った臨時回線の作成，中継順路の変更等そ通確保の措置，及び臨時公衆電話の設置等を実施する。</u></p> <p>2) <u>災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置</u> <u>市町村が指定する避難所等に設置され，災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。</u></p> <p>3) <u>通信の利用制限</u> <u>通信が著しく輻そうした場合は，重要通信を確保するため，通話の利用制限等の措置を行う。</u></p> <p>4) <u>災害用伝言サービスの運用</u> <u>大規模災害時における電話の輻そうの影響を避けながら，家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。</u></p> <p>(2) <u>災害等応急復旧の実施</u> <u>重要通信の確保に留意し，災害等の状況，電気通信設備の被害状況に応じ，次の各号に示す復旧順位を参考とし，適切な措置をもって復旧に努める。</u> <u>【電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等】</u></p>	<p>320</p>	<p>事業者の災害対策規程の変更</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考						
<div data-bbox="264 252 801 533" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="168 571 291 603"><u>2) 動員</u></p> <p data-bbox="190 612 492 644"><u>① 部内復旧要員の確保</u></p> <p data-bbox="219 652 902 684"><u>ア NTT東日本茨城支店の社員を派遣し復旧に充てる。</u></p> <p data-bbox="219 692 931 764"><u>イ 前記の措置によっても復旧要員が不足する場合は、各県支店及び本社から社員の派遣を受ける。</u></p> <p data-bbox="190 772 412 804"><u>② 部外復旧要員</u></p> <p data-bbox="219 812 931 924"><u>被害が甚大で、東日本電信電話株式会社(本社・茨城支店・被災地支店)の社員のみで復旧が困難な場合は、通信建設会社に応援を要請する。</u></p> <p data-bbox="168 932 439 963"><u>3) 情報の収集・伝達</u></p> <p data-bbox="219 971 931 1085"><u>災害に関する情報を各支店より収集し、本社に伝達する。なお、県及び関係機関等とも連絡を密にし、復旧作業の円滑かつ効率的な実施を図る。</u></p> <p data-bbox="168 1093 412 1125"><u>4) 復旧工事の順位</u></p> <p data-bbox="98 1133 483 1165"><u>[電気通信サービスの復旧順位]</u></p>	<p data-bbox="1030 229 1718 253">重要通信を確保する機関(各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる)</p> <table border="1" data-bbox="954 261 1794 464"> <tr> <td data-bbox="954 261 1043 352">第一順位</td> <td data-bbox="1043 261 1794 352">気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関</td> </tr> <tr> <td data-bbox="954 352 1043 416">第二順位</td> <td data-bbox="1043 352 1794 416">ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体</td> </tr> <tr> <td data-bbox="954 416 1043 464">第三順位</td> <td data-bbox="1043 416 1794 464">第一順位、第二順位に該当しないもの</td> </tr> </table> <p data-bbox="954 472 1794 512">※上記のうち特に重要なユーザ(緊急通報受理機関、内閣府、防衛省、主要自治体本庁等)については、最優先での対応に努める。</p> <p data-bbox="981 1133 1435 1165"><u>(3) 復旧を優先する電気通信サービス</u></p> <ol data-bbox="1037 1173 1794 1366" style="list-style-type: none"> <u>1) 電話サービス(固定系・移動系)</u> <u>2) 総合デジタル通信サービス</u> <u>3) 専用サービス(国際・国内通信事業者回線、社内専用線含)</u> <u>4) パケット交換サービス(インターネット接続サービスを含む)</u> <u>5) 衛星電話サービス</u> <p data-bbox="981 1374 1621 1406"><u>(4) 大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標</u></p>	第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関	第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体	第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの		
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関								
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体								
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの								

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前		改定後	新計画掲載頁	備考
順位	復旧回線	復旧順位	応急復旧の目標	
	電話サービス	重要通信を確保する機関(第1順位)の加入電話回線各1回線以上 ・交換局所前(無人局を含む)に公衆電話1個以上 ・ZC以下の基幹回線の10%以上	第一段階	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他サービス及び重要加入者については3日以内を目標とする。
	総合デジタル通信サービス	重要通信を確保する機関(第1順位)の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上 ・ZC以下の基幹回線の10%以上		
	電報サービス	電報中継回線の1回線以上	第二段階	第一段階に引き続き出来るだけ迅速に行う。長くても10日以内*を目標とする
	専用サービス	重要通信を確保する機関(第1順位)の専用回線各1回線以上 国際通信事業者回線 ・テレビジョン放送中継回線1回線(片方向)以上 国内通信事業者回線 ・対地別専用線の10%以上 社内専用線 ・対地別専用線の10%以上		
	パケット交換サービス	第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線	* 激甚な災害等発生時は被災状況により最大約1ヶ月程度を要する場合(阪神・淡路大震災の場合で、約2週間、東日本大震災の場合で約1ヶ月)も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする。	
	パケット交換サービス	重要通信を確保する機関(第1順位)の当該回線各1回線以上 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数		
	電話サービス	重要通信を確保する機関(第2順位)の加入電話回線各1回線以上 ・人口1千人当たり公衆電話1個以上		
	総合デジタル通信サービス	重要通信を確保する機関(第2順位)の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上		
	専用線サービス等	重要通信を確保する機関(第2順位)の専用回線各1回線以上		
パケット交換サービス	重要通信を確保する機関(第2順位)の当該回線各1回線以上 第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数			
順 3 第1順位、第2順位に該当しないもの (注)その他新規のサービスについては、別途定めるものとする。				
<p>(1) この復旧順位表は、通信途絶の解消及び重要通信の確保の上で必要な最小限の回線を示すものであって、具体的な回線数の決定、次順位回線への復旧移行時期、その他特に定めない事項については、被害の状況、通信そ通状況、回線構成、災害時優先電話の有無等の実情を考慮し、社内関係機関及び関係会社と協議の上、事業部門の長が判断する。</p> <p>(2) この復旧順位表はお客さまが複数の回線を契約している場合、同一設置場所にある電話、ISDN、専用線等の同時復旧が困難なときには、これらのうち最低1回線以上のそ通を確保する。</p> <p>(3) 公共の利益のために特に必要があると認めるときは、後順位の回線であっても繰り上げて復旧できるものとする。</p> <p>(4) 対地別の復旧順位はネットワーク構成の上位局相互間の回線を優先する。</p>				

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考								
<p><u>(5) 端末回線、中継回線、市外回線が同時に被災した場合、その通状を考慮し、均衡を図って復旧する。</u></p> <p><u>[契約約款に基づき重要通信を確保する機関]</u></p> <table border="1" data-bbox="129 327 788 518"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>復旧回線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1順位</td> <td>気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関</td> </tr> <tr> <td>第2順位</td> <td>ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体</td> </tr> <tr> <td>第3順位</td> <td>第1順位、第2順位に該当しないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>5) 復旧工事</u></p> <p><u>復旧工事は、前記の復旧順位に基づき、次の方法により順次仮復旧する。</u></p> <p><u>なお、復旧活動の進展にともない、本復旧を実施する。</u></p> <p><u>① 可搬無線機及び移動無線車等の災害対策機器による通信の確保</u></p> <p><u>② 孤立防止対策用衛星電話（Ku-1ch）の運用</u></p> <p><u>③ 臨時回線の設置</u></p> <p><u>④ 回線の分断若しくは延長又は中継順路の変更</u></p> <p><u>⑤ 特設公衆電話の設置</u></p> <p><u>⑥ その他</u></p> <p><u>6) 機器・資材の確保</u></p> <p><u>茨城支店が保有する災害対策機器等を運用するが、各種復旧用機器・資材等が不足するおそれがある場合は、各県支店の支援で対応する。</u></p> <p>第4 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去</p> <p>■対策</p> <p>1 災害廃棄物の処理</p> <p>(1) 災害時の災害廃棄物及びし尿発生量の推計</p> <p>5) 連携体制の確保</p> <p>県は、県内5地区に分かれ締結している「相互支援」協定に基づく適切な相互支援が図られるよう市町村間の調整を行うとともに、災害廃棄物処理の協力協定締結団体である<u>県産業廃棄物協会</u></p>	順位	復旧回線	第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関	第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体	第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの	<p>第4 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去</p> <p>■対策</p> <p>1 災害廃棄物の処理</p> <p>(1) 災害時の災害廃棄物及びし尿発生量の推計</p> <p>5) 連携体制の確保</p> <p>県は、県内5地区に分かれ締結している「相互支援」協定に基づく適切な相互支援が図られるよう市町村間の調整を行うとともに、災害廃棄物処理の協力協定締結団体である<u>県産業資源循環協</u></p>	330	名称の変更
順位	復旧回線										
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関										
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体										
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの										

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>と連携し、収集運搬業者や処分先の確保等を支援する等により災害廃棄物の円滑な処理を推進する。 (略)</p> <p>4 資料, 関連項目</p> <p>(1) 資料 資料 17-6 「ごみ焼却施設一覧」 資料 17-7 「ごみ燃料化施設一覧」 資料 17-8 「粗大ごみ処理施設一覧」 資料 17-9 「し尿処理施設一覧」</p> <p>第5 行方不明者等の搜索</p> <p>■対策</p> <p>4 資料, 関連項目</p> <p>(1) 資料 資料 17-10 「火葬場一覧」</p> <p>第4章 災害復旧・復興対策計画 第1節 被災者の生活の安定化 第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付</p> <p>■基本事項</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(4) 母子寡婦福祉資金の貸付</p> <p>■対策</p> <p>3 生活福祉資金の貸付</p> <p>・一覧表の名称：生活福祉資金貸付条件等一覧（平成28年2月1日から適用）</p> <p>・「資金種類／住宅入居費」欄中：住宅手当</p> <p>・「資金種類／福祉費」欄中：公営住宅の譲り受けに必要な事業</p> <p>・「資金種類／緊急小口資金」欄中：実施期間 やむを得ない自由</p> <p>・「貸付期間」の列</p>	<p><u>会</u>と連携し、収集運搬業者や処分先の確保等を支援する等により災害廃棄物の円滑な処理を推進する。 (略)</p> <p>4 資料, 関連項目</p> <p>(1) 資料 資料 17-7 「ごみ焼却施設一覧」 資料 17-8 「ごみ燃料化施設一覧」 資料 17-9 「粗大ごみ処理施設一覧」 資料 17-10 「し尿処理施設一覧」</p> <p>第5 行方不明者等の搜索</p> <p>■対策</p> <p>4 資料, 関連項目</p> <p>(1) 資料 資料 17-11 「火葬場一覧」</p> <p>第4章 災害復旧・復興対策計画 第1節 被災者の生活の安定化 第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付</p> <p>■基本事項</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(4) 母子<u>父子</u>寡婦福祉資金の貸付</p> <p>■対策</p> <p>3 生活福祉資金の貸付</p> <p>・一覧表の名称：生活福祉資金 資金種類等一覧</p> <p>・「資金種類／住宅入居費」欄中：住居確保給付金</p> <p>・「資金種類／福祉費」欄中：公営住宅の譲り受けに必要な経費</p> <p>・「資金種類／緊急小口資金」欄中：実施機関 やむを得ない事由</p> <p>・(削除)</p>	<p>334</p> <p>338</p> <p>342</p> <p>346</p>	<p>資料編の番号修正</p> <p>資料編の番号修正</p> <p>時点修正</p> <p>誤記の修正</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考																								
<p>・「資金種類／不動産担保型生活資金」欄中：<u>低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として貸し付ける生活資金</u></p> <p>・「貸付限度額／不動産担保型生活資金」欄中：<u>土地</u></p> <p>・「資金種類／要保護世帯向け不動産担保型生活資金」欄中：<u>要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として貸し付ける生活資金</u></p> <p>・一覧表欄外：※2 <u>災害を受けたことによる貸付けは、災害の状況に応じ、2年以内</u></p> <p>・一覧表欄外：<u>(新規)</u></p> <p>4 母子 寡婦福祉資金の貸付 【県（保健福祉部）】 「母子及び 寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び 寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子 寡婦福祉資金の貸付を行う。 「母子 寡婦福祉資金の貸付」</p> <table border="1" data-bbox="91 1093 907 1348"> <tr> <td>住宅資金</td> <td>貸付対象者</td> <td>母子家庭の母 又は寡婦</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貸付限度額</td> <td>150万円以内。（特に必要と認められる場合200万円以内）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>償還期間</td> <td>6月以内の据置期間経過後6年以内（特に必要と認められる場合7年以内）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貸付利率</td> <td>年1.5%。ただし据置期間中は無利子</td> </tr> </table> <p>5 農林漁業復旧資金</p>	住宅資金	貸付対象者	母子家庭の母 又は寡婦		貸付限度額	150万円以内。（特に必要と認められる場合200万円以内）		償還期間	6月以内の据置期間経過後6年以内（特に必要と認められる場合7年以内）		貸付利率	年1.5%。ただし据置期間中は無利子	<p>・「資金種類／不動産担保型生活資金」欄中：<u>一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金</u></p> <p>・「貸付限度額／不動産担保型生活資金」欄中：<u>居住している不動産（土地）</u></p> <p>・「資金種類／要保護世帯向け不動産担保型生活資金」欄中：<u>一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金</u></p> <p>・一覧表欄外：※2 <u>災害を受けたことによる貸付けの場合には、災害の状況に応じ、貸付けの日から2年を超えない範囲内で据置期間を延長することができる。</u></p> <p>・一覧表欄外：※3 <u>総合支援資金のうち生活支援費の貸付期間は、原則として3月とし、就職に向けた活動を誠実に継続している場合などにおいては、最長12月まで延長することができる。</u></p> <p>4 母子父子寡婦福祉資金の貸付 【県（保健福祉部）】 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。 「母子父子寡婦福祉資金の貸付」</p> <table border="1" data-bbox="958 1093 1774 1369"> <tr> <td>住宅資金</td> <td>貸付対象者</td> <td>母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貸付限度額</td> <td>150万円以内。（特に必要と認められる場合200万円以内）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>償還期間</td> <td>6月以内の据置期間経過後6年以内（特に必要と認められる場合7年以内）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貸付利率</td> <td>無利子（保証人のいない場合年1.0%。ただし据置期間中は無利子）</td> </tr> </table> <p>5 農林漁業復旧資金</p>	住宅資金	貸付対象者	母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦		貸付限度額	150万円以内。（特に必要と認められる場合200万円以内）		償還期間	6月以内の据置期間経過後6年以内（特に必要と認められる場合7年以内）		貸付利率	無利子（保証人のいない場合年1.0%。ただし据置期間中は無利子）	347	時点修正
住宅資金	貸付対象者	母子家庭の母 又は寡婦																									
	貸付限度額	150万円以内。（特に必要と認められる場合200万円以内）																									
	償還期間	6月以内の据置期間経過後6年以内（特に必要と認められる場合7年以内）																									
	貸付利率	年1.5%。ただし据置期間中は無利子																									
住宅資金	貸付対象者	母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦																									
	貸付限度額	150万円以内。（特に必要と認められる場合200万円以内）																									
	償還期間	6月以内の据置期間経過後6年以内（特に必要と認められる場合7年以内）																									
	貸付利率	無利子（保証人のいない場合年1.0%。ただし据置期間中は無利子）																									

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>(2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資</p> <p>3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14項に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。</p> <p>①～③（略）</p> <p>④償還期限 12年以内</p> <p>(3) 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）</p> <p>2) 貸付利率 <u>年0.20%～0.30%（償還期間により異なる）</u> <u>※H29.10.19現在の利率</u></p> <p>(4) 農業災害補償</p> <p>農業経営者の災害によって受ける損失を補償する<u>農業災害補償法</u>（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に<u>共済金</u>の支払いができるよう指導する。</p>	<p>(2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資</p> <p>3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14<u>号</u>に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。</p> <p>①～③（略）</p> <p>④償還期限 12年以内 <u>（共同利用施設は15年以内）</u></p> <p>(3) 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）</p> <p>2) 貸付利率 ※<u>公庫所定の利率による</u></p> <p>(4) 農業災害補償</p> <p>農業経営者の災害によって受ける損失を補償する<u>農業保険法</u>（昭和22年法律第185号）に基づく<u>収入保険及び</u>農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に<u>保険金及び共済金等</u>の支払いができるよう指導する。</p>	<p>348</p> <p>348</p> <p>348</p> <p>349</p>	<p>誤記の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>農業災害補償法の一部改正</p>
<p>第3 租税及び公共料金等の特例措置</p> <p>■対策</p> <p>1 国税等の徴収猶予及び減免の措置</p> <p>【国、県（総務部）、市町村】</p> <p>国、県及び市町村は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。</p>	<p>第3 租税及び公共料金等の特例措置</p> <p>■対策</p> <p>1 国税等の徴収猶予及び減免の措置</p> <p>【国、県（総務部）、市町村】</p> <p>国、県及び市町村は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、<u>国税、</u>地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。</p>	<p>351</p>	<p>文言の整理</p>
<p>第2節 被災施設の復旧</p> <p>■対策</p> <p>2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成</p> <p>（略）</p> <p>(1) 法律に基づき一部負担又は補助するもの</p> <p>（略）</p>	<p>第2節 被災施設の復旧</p> <p>■対策</p> <p>2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成</p> <p>（略）</p> <p>(1) <u>法律等</u>に基づき一部負担又は補助するもの</p> <p>（略）</p>	<p>369</p>	<p>法律だけでなく基本方針も含まれるため</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画掲載頁	備考
<p>8) <u>都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。</u></p> <p>付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画 第2章 防災責任者が実施する事務又は業務の大綱</p> <p>5 指定公共機関</p> <p>(9) <u>日本通運株式会社（水戸支店）</u> (10) <u>東京電力株式会社（茨城支店）</u></p> <p>6 指定地方公共機関</p> <p>(4) 運輸機関（茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、鹿島臨海鉄道株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社、<u>日立電鉄交通サービス株式会社</u>、ジェイアールバス関東株式会社、一般社団法人茨城県バス協会、一般社団法人茨城県トラック協会）</p> <p>第4章 警戒宣言発令時の対応措置 第1節 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達</p> <p>1 伝達系統</p> <p>次の系統図による。（水害予防組合は水防活動上必要と認めるときに限る。）</p> <p>(1) 警戒宣言、警戒解除宣言伝達系統 （組織図中）<u>日立電鉄交通サービス株式会社</u></p> <p>(2) 東海地震予知情報伝達系統 （組織図中）<u>日立電鉄交通サービス株式会社</u></p> <p>第2節 警戒体制の確立</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <p>8) 関東運輸局 （組織図中）<u>企画観光部</u> （組織図中）<u>交通環境部</u></p>	<p>8) <u>都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針</u></p> <p>付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画 第2章 防災責任者が実施する事務又は業務の大綱</p> <p>5 指定公共機関</p> <p>(9) <u>日本通運株式会社（茨城支店）</u> (10) <u>東京電力パワーグリッド株式会社（茨城総支社）</u></p> <p>6 指定地方公共機関</p> <p>(4) 運輸機関（茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、鹿島臨海鉄道株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、一般社団法人茨城県バス協会、一般社団法人茨城県トラック協会）</p> <p>第4章 警戒宣言発令時の対応措置 第1節 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達</p> <p>1 伝達系統</p> <p>次の系統図による。（水害予防組合は水防活動上必要と認めるときに限る。）</p> <p>(1) 警戒宣言、警戒解除宣言伝達系統 （組織図中）<u>（削除）</u></p> <p>(2) 東海地震予知情報伝達系統 （組織図中）<u>（削除）</u></p> <p>第2節 警戒体制の確立</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <p>8) 関東運輸局 （組織図中）<u>交通政策部</u> （組織図中）<u>観光部</u></p>	<p>369</p> <p>386</p> <p>386</p> <p>392</p> <p>392</p> <p>396</p>	<p>表記を修正 表記の修正</p> <p>組織改編</p> <p>茨城交通へ合併吸収に伴う指定解除</p> <p>茨城交通へ合併吸収に伴う指定解除</p> <p>茨城交通へ合併吸収に伴う指定解除</p> <p>組織改編</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>(3) 指定公共機関</p> <p>4) 日本赤十字社</p> <p>① 茨城県支部長（以下「支部長」という。）は、警戒宣言が発令されたときは、<u>必要に応じ臨時に災害救護実施対策本部</u>を設けるものとする。</p> <p>② 非常災害に備えて常時 <u>10 コ班</u>の救護班を整備し、いつ災害が発生しても直ちに出勤できる体制を整える。</p> <p>9) 日本通運株式会社</p> <p><u>水戸支店</u>に防災委員会を設置する。</p> <p>10) <u>東京電力株式会社</u></p> <p><u>茨城支店長</u>は、警戒宣言が発せられた場合は、速やかに第1非常体制を発令するとともに組織体制を確立する。</p> <p>(4) 指定地方公共機関</p> <p><u>6) 日立電鉄交通サービス株式会社</u></p> <p><u>社長は、自ら震災対策本部長となり、震災対策本部を設置してバスの輸送対策部及び施設対策部に対し、地震防災に必要な応急対策を講ずる。</u></p> <p>① <u>バス輸送対策部</u></p> <p><u>自動車部長は、社長の命によりバス輸送対策部長となり、バス路線の状況を的確に把握し、平常運行の確保と輸送施設の防災のため必要な措置を講ずる。</u></p> <p>② <u>施設対策部</u></p> <p><u>総務部長は、社長の命により施設対策部長となり、社有の建物・構築物・諸設備施設の安全及び防災のため必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>7) 一般社団法人茨城県トラック協会</u></p> <p><u>8) 都市ガス事業者（東部ガス株式会社、東日本ガス株式会社）</u></p> <p><u>9) 一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会</u></p> <p><u>10) 株式会社茨城新聞社</u></p> <p><u>11) 株式会社茨城放送</u></p> <p><u>12) 首都圏新都市鉄道株式会社</u></p>	<p>(3) 指定公共機関</p> <p>4) 日本赤十字社</p> <p>① 茨城県支部長（以下「支部長」という。）は、警戒宣言が発令されたときは、<u>警戒本部</u>を設けるものとする。</p> <p>② 非常災害に備えて常時 <u>8 班</u>の救護班を整備し、いつ災害が発生しても直ちに出勤できる体制を整える。</p> <p>9) 日本通運株式会社</p> <p><u>茨城支店</u>に防災委員会を設置する。</p> <p>10) <u>東京電力パワーグリッド株式会社</u></p> <p><u>茨城総支社長</u>は、警戒宣言が発せられた場合は、速やかに第1非常体制を発令するとともに組織体制を確立する。</p> <p>(4) 指定地方公共機関</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>6) 一般社団法人茨城県トラック協会</u></p> <p><u>7) 都市ガス事業者（東部ガス株式会社、東日本ガス株式会社）</u></p> <p><u>8) 一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会</u></p> <p><u>9) 株式会社茨城新聞社</u></p> <p><u>10) 株式会社茨城放送</u></p> <p><u>11) 首都圏新都市鉄道株式会社</u></p>	<p>399</p> <p>400</p> <p>401</p>	<p>日本赤十字社救護規則の改正等</p> <p>組織改編</p> <p>茨城交通へ合併吸収に伴う指定解除</p>

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
<p>第3節 地震防災応急対策の実施</p> <p>5 公共施設対策</p> <p>(2) 電力（<u>東京電力株式会社</u>） （略）</p> <p>(5) 東日本旅客鉄道株式会社</p> <p>1) 警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達</p> <p>① 部内及び運転中の列車等には「<u>水戸支社地震防災業務計画</u>」 （以下「<u>防災業務計画</u>」という。）に定める伝達ルートに基づき伝達する。</p> <p>② 旅客等への伝達</p> <p>ア 駅においては、駅内放送及び掲示により伝達する。</p> <p>イ 車内の旅客に対しては、<u>乗組員</u>が列車の運転状況を放送又は案内をする。</p>	<p>第3節 地震防災応急対策の実施</p> <p>5 公共施設対策</p> <p>(2) 電力（<u>東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社</u>） （略）</p> <p>(5) 東日本旅客鉄道株式会社</p> <p>1) 警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達</p> <p>① 部内及び運転中の列車等には「<u>水戸支社防災業務実施計画</u>」 （<u>地震・津波準備編</u>）（以下「<u>防災業務実施計画</u>」という。）に定める伝達ルートに基づき伝達する。</p> <p>② 旅客等への伝達</p> <p>ア 駅においては、駅内放送及び掲示により伝達する。</p> <p>イ 車内の旅客に対しては、<u>乗務員</u>が列車の運転状況を放送又は案内をする。</p>	<p>410</p> <p>417</p> <p>417</p>	<p>組織改編</p> <p>計画名称の変更</p> <p>表記の修正</p>